

平成 2 8 年 第 3 回 定 例 会

決 算 特 別 委 員 会 会 議 概 要

委 員 長 秋 村 光 男

副 委 員 長 藤 原 浩 平

目 次

1 開催日時	1
2 開催場所	1
3 審査案件	1
○出席委員	1
○欠席委員	1
○説明のため出席した者の職氏名	2
○事務局出席職員の職氏名	2

1 日目 平成 28 年 9 月 14 日(水)

開会	3
開議・審査方法	3
○小豆畑緑委員（自民清風会）	3
要望	4
1 中世の館について	4
答弁 石澤幸造教育委員会事務局教育部長	4
再質疑	5
答弁 教育委員会事務局教育部長	5
再質疑	5
答弁 教育委員会事務局教育部長	5
意見・再質疑	5
答弁 教育委員会事務局教育部長	6
要望	6
2 子ども・子育て支援新制度について	6
答弁 能代谷潤治健康福祉部長	6
再質疑	7
答弁 健康福祉部長	7
再質疑	7
答弁 健康福祉部長	8
再質疑	8
答弁 健康福祉部長	8
要望	8
○奥谷進委員（新政無所属の会）	8
1 心の病による長期療養者への対応について	8
答弁 鈴木裕司総務部長	9
要望	10
2 平成 30 年度から先行実施となる小学校課程の英語担当の指導者	

について	10
答弁 成田一二三教育長	11
再質疑	11
答弁 教育長	12
3 浪岡病院について	12
答弁 安保明彦市民病院事務局長	12
意見・要望	13
4 今後の赤字路線について	14
答弁 堀内隆博交通部長	15
要望	16
○葛西育弘委員（日本共産党）	17
1 歩道除雪について	17
答弁 八戸認都市整備部理事	17
要望・再質疑	17
答弁 都市整備部理事	18
要望	18
2 青森市契約実績報告書について	18
答弁 加藤文男総務部理事	19
意見	19
○工藤健委員（市民クラブ）	20
1 中心市街地活性化について	20
答弁 増田一経済部長	20
再質疑	20
答弁 経済部長	20
再質疑	21
答弁 経済部長	21
意見・要望・再質疑	22
答弁 経済部長	22
要望	23
2 移住・定住対策について	23
答弁 福井正樹市民政策部長	23
再質疑	23
答弁 市民政策部長	24
意見・再質疑	24
答弁 市民政策部長	25
要望・再質疑	26
答弁 市民政策部長	26

要望	26
3 大学生の投票について	26
答弁 福田康平選挙管理委員会事務局長	27
再質疑	28
答弁 選挙管理委員会事務局長	28
要望	28
4 小牧野遺跡に通じる道路整備について	29
答弁 横山克広教育委員会事務局理事	29
再質疑	29
答弁 教育委員会事務局理事	29
再質疑	29
答弁 教育委員会事務局理事	30
要望・再質疑	30
答弁 教育委員会事務局理事	31
要望	31
休憩	31
再開	31
○軽米智雅子委員（公明党）	31
1 はしかの対応状況について	31
答弁 木浪龍太健康福祉部理事	32
再質疑	32
答弁 木浪健康福祉部理事	32
再質疑	32
答弁 木浪健康福祉部理事	33
再質疑	33
答弁 木浪健康福祉部理事	33
意見・再質疑	33
答弁 木浪健康福祉部理事	33
再質疑	33
答弁 木浪健康福祉部理事	34
意見・再質疑	34
答弁 木浪健康福祉部理事	34
再質疑	34
答弁 木浪健康福祉部理事	35
要望	35
○仲谷良子委員（社民党）	35
1 こころの縁側づくり事業について	35

答弁 浦田浩美健康福祉部理事	35
要望・再質疑	36
答弁 浦田健康福祉部理事	36
要望・再質疑	36
答弁 浦田健康福祉部理事	37
要望	37
2 ごみの減量化について	37
答弁 木村敏幸環境部長	37
再質疑	38
答弁 環境部長	38
再質疑	38
答弁 環境部長	38
要望・再質疑	38
答弁 環境部長	39
要望・再質疑	39
答弁 環境部長	39
要望・意見	39
3 学校徴収金について	40
答弁 石澤幸造教育委員会事務局教育部長	40
要望・再質疑	40
答弁 教育委員会事務局教育部長	41
再質疑	41
答弁 教育委員会事務局教育部長	41
要望	41
○長谷川章悦委員（自由民主党）	41
1 人工芝の整備について	41
答弁 横山克広教育委員会事務局理事	42
要望	42
2 アップルヒルの展望について	43
答弁 棟方牧人浪岡事務所副所長	43
要望	44
3 アウガへの庁舎移転について	45
答弁 鈴木裕司総務部長	45
再質疑	46
答弁 総務部長	46
4 東京五輪合宿地誘致について	46
答弁 坪真紀子経済部理事	47

要望	47
5 学区再編計画について	47
答弁 石澤幸造教育委員会事務局教育部長	48
意見	48
○奈良岡隆委員（新政無所属の会）	49
1 衛生費について	49
答弁 木浪龍太健康福祉部理事	49
再質疑	49
答弁 木浪健康福祉部理事	50
再質疑	50
答弁 木浪健康福祉部理事	50
再質疑	50
答弁 能代谷潤治健康福祉部長	51
要望・再質疑	51
答弁 木浪健康福祉部理事	52
意見・再質疑	52
答弁 木浪健康福祉部理事	52
要望	52
2 病院決算について	53
答弁 安保明彦市民病院事務局長	53
意見・再質疑	54
答弁 能代谷潤治健康福祉部長	54
再質疑	54
答弁 市民病院事務局長	55
再質疑	56
答弁 市民病院事務局長	56
要望	56
休憩	56
再開	56
○山脇智委員（日本共産党）	56
1 マイナンバー制度の状況について	56
答弁 加藤文男総務部理事	57
再質疑	58
答弁 加藤総務部理事	58
要望・再質疑	58
答弁 加藤総務部理事	59
要望・再質疑	59

答弁 加藤総務部理事	60
要望	60
2 新庁舎の駐車場整備について	61
答弁 鈴木裕司総務部長	61
意見	62
○奈良祥孝委員（市民クラブ）	62
1 決算分析について	62
答弁 仁藤司史財務部長	62
意見・要望	63
2 子ども医療費について	64
答弁 能代谷潤治健康福祉部長	64
要望	64
3 平成27年度のねぶた関係経費について	65
答弁 坪真紀子経済部理事	65
意見・要望	66
4 職員公舎使用料の収入未済について	66
答弁 鈴木裕司総務部長	66
要望	67
5 自動車運送事業について	67
答弁 金子牧子都市整備部長	67
要望	68
6 他自治体への未納について	68
答弁 小鹿継仁会計管理者	68
要望・意見	69
散会	69
2日目 平成28年9月15日(木)	
開議	70
○山本武朝委員（公明党）	70
1 台風第10号への対応について	70
答弁 鈴木裕司総務部長	70
再質疑	71
答弁 総務部長	72
要望・再質疑	72
答弁 総務部長	73
意見・再質疑	73
答弁 総務部長	73
要望・再質疑	74

答弁 八戸認都市整備部理事	74
要望・再質疑	74
答弁 都市整備部理事	74
要望	75
2 農業について	75
答弁 金澤保農林水産部長	75
意見・要望・再質疑	75
答弁 農林水産部長	76
3 いじめ問題について	76
答弁 成田一二三教育長	76
再質疑	77
答弁 教育長	77
再質疑	78
答弁 教育長	78
意見・再質疑	79
答弁 教育長	79
要望・再質疑	80
答弁 教育長	80
要望・意見	81
4 アウガについて	82
答弁 増田一経済部長	82
再質疑	82
答弁 経済部長	82
再質疑	82
答弁 鹿内博市長	82
再質疑	83
答弁 経済部長	83
再質疑	83
答弁 市長	83
再質疑	83
答弁 経済部長	83
再質疑	84
答弁 経済部長	84
再質疑	84
答弁 経済部長	84
意見	85
○斎藤憲雄委員（社民党）	85

1 民生委員・児童委員について	85
答弁 能代谷潤治健康福祉部長	85
要望・再質疑	86
答弁 健康福祉部長	87
再質疑	87
答弁 健康福祉部長	88
要望	89
2 市営住宅使用料の滞納について	89
答弁 金子牧子都市整備部長	89
再質疑	90
答弁 都市整備部長	90
意見	90
○館山善也委員（自民清風会）	90
1 子どもの権利条例について	91
答弁 能代谷潤治健康福祉部長	92
要望	93
○村川みどり委員（日本共産党）	94
1 東北六魂祭について	94
答弁 坪真紀子経済部理事	94
再質疑	95
答弁 経済部理事	95
再質疑	96
答弁 経済部理事	96
意見・要望	96
2 災害予測時における対応について	96
答弁 鈴木裕司総務部長	97
再質疑	97
答弁 総務部長	97
再質疑	98
答弁 総務部長	98
再質疑	98
答弁 総務部長	98
再質疑	99
答弁 総務部長	99
要望・再質疑	99
答弁 総務部長	100
再質疑	100

答弁 総務部長	100
3 教育行政について	100
答弁 成田一二三教育長	101
再質疑	101
答弁 教育長	101
再質疑	101
答弁 教育長	101
再質疑	102
答弁 教育長	102
要望	102
休憩	102
再開	102
鹿内博市長からの発言の申し出について	102
○中村美津緒委員（新政無所属の会）	103
1 アウガについて	103
答弁 増田一経済部長	103
要望・意見・再質疑	104
答弁 鹿内博市長	105
要望	105
○中村節雄委員（新政無所属の会）	105
1 東北六魂祭について	105
答弁 坪真紀子経済部理事	105
要望・意見・再質疑	106
答弁 経済部理事	107
意見・要望	107
坪真紀子経済部理事からの発言の申し出について	108
○藤原浩平委員（日本共産党）	109
要望	109
1 原別小学校の樹木剪定について	109
答弁 石澤幸造教育委員会事務局教育部長	109
意見・再質疑	110
答弁 教育委員会事務局教育部長	110
要望	110
2 学校の寒さ対策について	111
答弁 石澤幸造教育委員会事務局教育部長	111
再質疑	112
答弁 教育委員会事務局教育部長	112

再質疑	112
答弁 教育委員会事務局教育部長	112
再質疑	112
答弁 教育委員会事務局教育部長	113
要望	113
3 貴船川河川改修事業について	113
答弁 八戸認都市整備部理事	113
再質疑	114
答弁 都市整備部理事	114
要望	114
4 造道小学校の通学路について	114
答弁 八戸認都市整備部理事	115
意見・再質疑	115
答弁 石澤幸造教育委員会事務局教育部長	116
要望	116
採決	117
閉会	118

1 開催日 平成 28 年 9 月 14 日（水曜日）
平成 28 年 9 月 15 日（木曜日）

2 開催場所 第 3 ・ 第 4 委員会室

3 審査案件

議案第 153 号 決算の認定について
（平成 27 年度青森市一般会計・特別会計歳入歳出決算）
議案第 154 号 決算の認定について
（平成 27 年度青森市病院事業会計決算）
議案第 155 号 剰余金の処分及び決算の認定について
（平成 27 年度青森市水道事業会計決算）
議案第 156 号 決算の認定について
（平成 27 年度青森市自動車運送事業会計決算）

○出席委員

委員長	秋村光男	委員	山本武朝
副委員長	藤原浩平	委員	木戸喜美男
委員	山脇智	委員	里村誠悦
委員	奈良祥孝	委員	中村節雄
委員	軽米智雅子	委員	村川みどり
委員	館山善也	委員	斎藤憲雄
委員	中村美津緒	委員	長谷川章悦
委員	奈良岡隆	委員	小豆畑緑
委員	葛西育弘	委員	仲谷良子
委員	工藤健	委員	奥谷進

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

市長	鹿内博	健康福祉部理事	木浪龍太
教育長	成田一二三	健康福祉部理事	浦田浩美
企業局長	相馬政美	経済部長	増田一
代表監査委員	山形博	経済部理事	坪真紀子
市民政策部長	福井正樹	農林水産部長	金澤保
市民政策部理事	相馬紳一郎	都市整備部長	金子牧子
市民政策部理事	舘田一弥	都市整備部理事	八戸認
総務部長	鈴木裕司	浪岡事務所副所長	棟方牧人
総務部理事	加藤文男	市民病院事務局長	安保明彦
総務部理事	吉崎宏二	会計管理者	小鹿継仁
財務部長	仁藤司史	教育委員会事務局教育部長	石澤幸造
市民生活部長	井上享	教育委員会事務局理事	横山克広
環境部長	木村敏幸	選挙管理委員会事務局長	福田康平
環境部理事	小松文雄	水道部長	相馬政人
健康福祉部長	能代谷潤治	交通部長	堀内隆博

○事務局出席職員の職氏名

議会事務局次長	八木澤透	議事調査課主査	横内智徳
議事調査課長	齋藤賢剛	議事調査課主査	山内克昌
議事調査課主査	石澤貴志	議事調査課主査	柴田聡
議事調査課主査	加藤典和		

1日目 平成28年9月14日（水曜日）午前10時開会

○秋村光男委員長 それでは皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）ただいまから決算特別委員会を開会いたします。

この際、私から御報告いたします。

本日、工藤健委員の質疑に対する答弁のため、福田康平選挙管理委員会事務局長が出席いたします。なお、答弁が終了し次第、退席いたしますことを御了承願います。

それでは初めに、今定例会において本委員会に付託されました議案第153号「決算の認定について」から議案第156号「決算の認定について」までの計4件の審査方法についてお諮りいたします。

審査の方法は、お手元に配付しております審査順序表のとおり、議案第153号「決算の認定について」から議案第156号「決算の認定について」までの計4件を一括議題として審査したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○秋村光男委員長 御異議なしと認めます。

よって、審査の方法は、審査順序表のとおり一括議題として審査することに決しました。

次に、委員並びに理事者の皆さんに申し上げます。各委員の発言時間は、お手元に配付しております決算特別委員会質疑者一覧表のとおり会派持ち時間制となっており、質疑者数は会派に委ねられ、各委員の質疑の時間は会派持ち時間で融通できることになっております。なお、9月12日に開催された本委員会の組織会の終了後に質疑者は17人と確認されております。

また、委員の皆様には十分審議を尽くしていただく観点から、質疑の際、決算付属書のページ数及び歳入歳出の款項並びに質疑の内容を簡単明瞭に述べていただくとともに、議案に直接関係のある内容に絞って質疑されるようお願いいたします。そして、理事者の皆様には質疑の内容をよく把握し、簡潔にして明快な答弁をお願いいたします。どうぞ委員並びに理事者の皆様の特段の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、議案第153号「決算の認定について」から議案第156号「決算の認定について」までの計4件を一括議題として審査いたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

最初に、小豆畑緑委員。

○小豆畑緑委員 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）自民清風会の小豆畑です。

質問に入る前に一言お話しさせていただきます。

7月の末に浪岡に用事があって行ったところ、浪岡の住民の方から浪岡川の土手とそれから川の中にアシやカヤやいろいろな草が生えて、そして中洲には木がいっぱい生えているということで、何とかならないものかというお話がありました。

早速現地に赴いて視察させていただきました。とにかく水が流れているところが少しく、水は少ししか流れていないんですけれども、その水の流れさえも土手から全然見えないほど、ひどく繁茂しておりましたので、早速青森県庁の河川砂防課にお邪魔してお願いしてまいりました。お願いに行ったのが午後1時です。でもそれをやると返事をいただいたのが午後5時でした。わずか4時間の間に現場を視察して、そして決心して9月には発注しますという返事をいただきました。何とか市も県に倣ってスピーディーに対応していただきたいと要望を申し上げて、質問に入らせていただきます。

1つは浪岡川のことでしたけれども、もう1つこれから質問することの要望もありましたので、それに関連してお話しさせていただきます。

中世の館についてです。中世の館は、平成4年に郷土資料館と文化芸術の鑑賞や活動のためのホールの機能もあわせ持つ複合施設として開館いたしました。国史跡である浪岡城跡から出土した遺物を中心とした資料展示室と文化ホール等を備えた複合施設で芸術、文化、歴史の鑑賞及び発信の場として、また市民の交流の場として利用されているところであります。ここは指定管理者ということです。指定管理者制度とは、公の施設の管理運営を、株式会社を初めとした営利企業、財団法人、NPO法人、市民グループなど、法人その他の団体に包括的に代行させる制度となっています。

そこで、決算で第10款教育費第5項社会教育総務費について質問させていただきます。中世の館の指定管理者の管理運営はどうなっているのか。お願いいたします。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○石澤幸造教育委員会事務局教育部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）小豆畑委員の中世の館の管理運営業務についての御質問にお答えいたします。

青森市中世の館は、御紹介のとおり平成4年に開館し、平成20年4月より指定管理者制度を導入し、現在は平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年間に於いて特定非営利活動法人NPO 婆婆羅凡人舎を指定管理者として指定し、中世の館や旧坪田家を含む浪岡城跡案内所の管理運営を行っております。

管理運営の主な業務としましては、中世の館ホールなどの貸し館部分の使用申請に対する許可及び展示室も含めた使用料の徴収事務などの窓口業務や、施設及び設備等の維持管理業務のほか、市が指定する文化振興事業としてアフタヌーンコンサートやナミオカ名画座、一枚の美術館の実施に加え、今年度は横綱隆の里とその

弟子たち展などの自主事業を展開しているところであります。

以上でございます。

○秋村光男委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 その指定管理料の内訳と、維持修繕費の金額についてお尋ねします。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○石澤幸造教育委員会事務局教育部長 再度の御質問にお答えいたします。指定管理料の内訳と維持修繕費の内容についてお答えいたします。

中世の館に関する今年度の指定管理料は、施設の管理運営経費として2789万9611円、アフタヌーンコンサートなどの文化振興事業の開催経費として88万4530円、総額2878万4141円となっております。

このうち、施設の管理運営経費の内訳につきましては、燃料費、光熱水費や指定管理者が再委託を承認された委託業務などの施設管理費として約1470万円、職員等の人件費が約1160万円となっております。

また、中世の館等に関する維持修繕経費につきましては、破損したガラス窓の交換といった少額の備品修繕などに要する経費として指定管理料に含めている約13万円、市が対応する修繕費として102万8000円を計上しております。

教育委員会では、施設の破損や機器の故障が確認された場合には、指定管理者からの報告によりその内容を協議しながら、それぞれの予算の範囲内で対応しており、予算の範囲内で対応できない場合は、施設設置者である市の責任において修繕を行うことと判断したものは、関係部局と協議をし、対応しているところであります。

以上でございます。

○秋村光男委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 今お伺いする修繕費というのは、ガラスの破損とかそういうものに対して本当に少ししか盛られていないんですけれども、今回浪岡の方からお話があったのは、屋根のさびについてです。

私も見させていただきましたが、腐ってしまっていて本当にひどいですね。ここは平成4年に建てているんですよね。今までの間に一度でもペンキ塗りとかやったことがあるのでしょうか。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○石澤幸造教育委員会事務局教育部長 再度の御質問にお答えいたします。

御指摘の屋根のペンキ塗りは、今までメンテナンスをしたことはありません。ただし、屋根の修繕に関しては平成25年に280万円ほどで修繕をしています。

以上でございます。

○秋村光男委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 個人の普通の家であれば、長くても10年に1回くらいはペンキ塗りをしますけれども、これまで管理運営に当たっていた人たちは、この屋根のペ

ンキ塗りについてどう思っていたんでしょうかと思わざるを得ません。

平成 24 年か平成 25 年でしたか、台風の影響で屋根の修繕をやったということを知っていますけれども、もう今あそこは新しい道路ができて交通量も結構ふえているし、それから浪岡城跡のところもいろんな観光パンフレットにも載っているくらいで観光客も結構ふえていますので、あのままにしておくことはとても恥ずかしくて、「広報あおもり」でアフタヌーンコンサートとかっていつも載っているけれども恥ずかしくありませんか。管理運営に当たってきた人たちは、もっと早くこれについて気をつけてもらいたかったと思います。自分の家だったら屋根のペンキを塗らないでいたら屋根が腐って張りかえなきゃいけません。この中世の館もその時期に来ています。ペンキの見積もりとかをしたことがあるんでしょうか。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○石澤幸造教育委員会事務局教育部長 再度の御質問にお答えします。

ペンキの見積もりという御指摘でしたが、教育委員会では平成 25 年に屋根のさびに対する塗装経費について、指定管理者を通して見積書を入手した経緯はあります。

しかしながら、屋根のさびに対する修繕に多額な経費を要することと、その時期はまだ館の運営に支障がないこと、雨漏り等がなかったということと、他の修繕との優先度を比較して検討したところ、予算計上には至らなかったということであります。

○秋村光男委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 平成 24 年で、もはやかなりのさびが上がっていたと思います。今はもう塗装だけでは済まない状態で、屋根を全部張りかえないといけないんです。そのころは何百万円の見積もりかわからないけれども、屋根を張りかえらるといったら何百万円どころじゃないと思います。早急に予算計上して対応していただきたいということを要望いたします。それでこの項は終わります。

次に、子ども・子育て支援新制度について質問させていただきます。

この制度では、パート勤務等の短時間の勤務の保護者でも保育短時間という利用枠があるのですが、この利用状況は現在どのようになっておりますでしょうか。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。健康福祉部長。

○能代谷潤治健康福祉部長 おはようございます。「おはようございます」と呼ぶ者あり)小豆畑委員の子ども・子育て新制度についての御質疑にお答えいたします。

保育所に入所するために必要とされる保護者の就労要件につきましては、平成 26 年度までは、1 日 4 時間以上かつ月 15 日以上としていたところであります。

このことから、1 日 4 時間未満の就労や月 15 日未満の就労をしている保護者の場合は、就労要件が満たされず保育所への入所が認められないということになっておりました。

平成 27 年度からの子ども・子育て支援新制度では、主にフルタイムの就労を想定

した保育標準時間認定と、主にパートタイムの就労を想定した保育短時間認定の2つの認定区分が設けられたところであります。具体的には、両親ともフルタイムで月120時間程度就労している場合は保育標準時間認定とされ、また、両親の両方またはいずれかがパートタイムで、市町村が月48時間以上64時間以下の範囲で定める下限時間から120時間の間で就労している場合は、保育短時間認定とされました。

このことから、本市におきましては、就労時間が月120時間以上の場合を保育標準時間認定といたしまして、また月60時間以上120時間未満の場合を保育短時間認定としたところでありまして、パートタイムなど保護者の多様な就労形態にも対応できるよう、これまでの就労要件を緩和したところであります。保育標準時間認定の場合は11時間、保育短時間認定の場合は8時間の範囲内で施設を利用することができるとなっているところであります。

御質問の平成27年度と平成28年度の4月1日時点での保育短時間認定を受けて認定こども園、保育所等を利用している子どもの数ですが、平成27年4月1日時点では483人、平成28年4月1日時点では575人となっているところであります。

以上でございます。

○秋村光男委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 若干伸びているんですね。多様な就労形態に対応するというところで、この利用は、年度途中のいつでも利用できるのでしょうか。また、希望のところに入れるのでしょうか。お尋ねします。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。健康福祉部長。

○能代谷潤治健康福祉部長 再度の御質疑にお答えさせていただきます。

本制度につきましては、制度自体がそのように変わりましたので、年度当初とか年度中途にかかわらず、この制度の適用となるものです。それと施設ですけれども、今申し上げました入所の要件は、正式にといいますか、きちんと申し上げますと、まずこの子どもについて保育が必要かどうかということが、要は保育所に入所できるかどうかという認定をするものでありまして、希望の保育所に入れるかどうかというのは、その次に保護者の皆さんが自分の利用したい保育所——第1希望、第2希望、第3希望という形で申し込みいただいておりますので、そこで、その希望の保育所の定員、利用者数の状況、また保護者の状況に応じまして市でその選考、あるいは調整をさせていただくという手続になります。

もしも第1希望のところの定員数がもう年度途中でいっぱいの場合には、近隣の近いところを御紹介させて、そこでよければそこにお入りいただくという手順になっているところですよ。

以上でございます。

○秋村光男委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 この新支援制度では、施設型給付、地域型保育給付とあるようですけれども、どちらも利用可能でしょうか。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。健康福祉部長。

○能代谷潤治健康福祉部長 再度の御質疑にお答えさせていただきます。

施設型給付と地域型保育給付は、新制度で創設されました。施設型給付というのは、認定こども園、保育所、幼稚園等のいわゆる事業者さんに対しての事業費の財政支援のことです。地域型保育給付というのは小規模保育、あるいは事業所内保育とかそういう認可保育所に対しての財政支援ということになります。

本市では施設型給付については幼稚園、認定こども園、保育所、地域型保育給付としては小規模の1カ所だけが今認定されているという状況でありますけれども、これについては全て子ども・子育て支援新制度開始に基づいて創設された仕組みですので、共通化して財政支援という仕組みで全ての施設が対象となっているものがあります。

以上でございます。

○秋村光男委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 保育料については、これは違いますでしょうか。短時間、標準時間ということ。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。健康福祉部長。

○能代谷潤治健康福祉部長 保育料についての再度の御質疑にお答えいたします。

保育料につきましては、保護者の税額、収入に応じて、税額で区分がありまして、そのほか年齢別、0・1・2歳、3・4・5歳という形での区分のほかに、それぞれに保育標準時間認定の場合と短時間認定の場合の料金ということで定められております。ですから標準時間と短時間はちょっと違っている、短時間のほうがちょっとお安くといいますか、低目に設定されているところであります。

○秋村光男委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 この新制度ですけれども、多様な働き方に応じた制度です。周知方を工夫すればもっと利用者がふえるのではないかと思いますので、これから周知方に力を入れていただきますようお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○秋村光男委員長 次に、奥谷進委員。

○奥谷進委員 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）新政無所属の会、奥谷進であります。

私からは、4点について質問をさせていただきたいと思います。

第1番目の質問は、2款総務費に関連しての質問であります。

心の病で長期に療養されている市職員が数多くいると伺っております。私どもも、それなりに、長期休暇をとっておられる職員については、さまざまな形で心の支援をしている人もおります。また今、長期休暇をとっている方々に対する市の対応、いわゆる担当課の長の対応も私は求められる時期であると、そのように考えるわけがあります。

特に心の病の長期休暇は、まさしく心のケアが必要になるわけでありましたが、市の対応はどのように考えているのか。また、長期休暇及び休職の職員もあるわけですが、それは病でいわゆる健康状態が思わしくないような方々、診断の結果が決して、回復できないという職員もあるようでありましたが、それに対する市の対応はどのようになっているのか。先ほども申し上げましたように、心の病の休暇の職員に対する再度のケアを考えるのか。その点についてお答えを願いたいと思います。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 おはようございます。「おはようございます」と呼ぶ者あり）奥谷委員の心の病による長期療養者への対応等についてのお尋ねにお答えいたします。

まず、心の病による長期療養者の現状でありますけれども、心の病で3カ月以上長期休暇を取得し、及び休職した職員の人数及び年度ごとの割合は、平成25年度は32人、1.08%。平成26年度が36人、1.21%。平成27年度が37人、1.26%となっており、この3年間の平均は35人、その割合は1.18%となっております。

長期休暇取得者が職場復帰する際の支援策として、スムーズな職場復帰と再発防止のため、1つに、復帰する職場の同僚職員、所属長等がそれぞれの立場で配慮・推進すべきことを理解し、相互に連携していくことが大事であると考えまして、これらの項目を体系的にまとめました。1つには、青森市職員のための心の健康づくりガイドライン、もう1つとして職員が精神的な疾患により療養することとなった場合の対応マニュアルを作成して、庁内LANに掲示することで、必要に応じて職員が確認できるようにしております。

さらに、新たにチームリーダーとなった者に対しまして、心の病の予防策や対応方法について、専門家等によるメンタルヘルス研修を実施しております。

支援策の2つ目としては、3カ月以上長期療養していた職員が復帰する意向を示した場合には、本人の希望により1カ月程度の、いわゆるならし勤務を実施することにより、スムーズな職場復帰を目指しております。

このならし勤務とは、病気休暇・休職の身分のまま半日勤務から徐々に勤務時間をふやして最終的に通常の勤務時間に心と体をならしていくことを目的としております。

なお、長期休暇取得者が職場復帰やならし勤務を開始する前には、人事課が職員と面談や連絡をとり、職場復帰場所や職務内容の希望等を確認し、可能な限り復帰しやすい環境となるよう努めております。

職場復帰した後も、所属長から1カ月間の勤務状況を報告していただき、必要に応じて復職後のフォローを行うとともに、復帰しました職員や周りの職員がいつでも相談できる環境を整えるため、1つに臨床心理士によるライフ相談の開設や職員支援室による相談窓口の体制を整えまして、職員の復帰のための支援をしていると

ころであります。

以上でございます。

○秋村光男委員長 奥谷委員。

○奥谷進委員 御答弁ありがとうございます。

まさしくその対応はされているようでありますが、何としても長期休暇をとる方々が職場に復帰するということは並大抵な決断といえますか、その思いはなかなか難しいものが私はあると思います。

特に私の周りの方が、その職場の長との対人関係、また職場の職員との対人関係で自分が——みずから青森市役所職員を退職され、2年後に自分が——みずから身を捨ててこの世から去った職員もおります。あえて名前を挙げるわけにはいきませんが、そういうことが深刻な問題としてあるわけであります。

特に私が申し上げたいのは、その職場の長が家庭に訪問されまして、どのような意見が出るのか、どのような考えを持っているのか、そういうものも私は聞く必要がある。いわゆる心のケアといえますか、そういうものが私は必要だと思うのであります。特に職員は1人、2人がその職場から長期休暇をするならば、他の職員にも大きな負担がかかるわけであります。

そういう意味で私が特に申し上げたいのは、その所属しておる長が家庭に訪問して、津軽の言葉で言うなら、「まだまいねんだな」というようなそういう支えの言葉が必要であろう、そのように考えるわけであります。

今後についても、そのような職場復帰が早くできるように長が出向くことも必要であると思いますので、これは要望で結構であります。

以上でございます。

2点目の質問は、10款教育費に関連して質問をいたします。

さきの中央教育審議会の特別部会では、次期学習指導要領の全体像となる審議をまとめた案が示されました。小学校5年生から英語教科化、聞く話中心の外国語活動の開始を3年前に前倒しという発表がありました。子どもたちはこのような時代を生き抜いていかなければならない、社会の変化を受け、受身で対処することではなく、みずから学んでみずから成長していくことの過程を、能力を身につけることが大切であると私は考えます。英語は国際共通語として使いこなす力が求められるわけではありますが、これから将来に向けても企業が国外に進出するための人材育成に、小学校から学ばせる英語が大切であると思います。

このようなことから、これから生き抜く子どもたちにとっては絶対に英語を話せるようになっておくべきだと私は考えます。私自身は英語については当時の新制中学校でさえ免許のない先生から教えられた経験もあります。しかしながら、今ではその英語に対する関心は私も強く持っているわけではありますが、なかなか私の年代になると英語をマスターするまではまだ遠いわけであり、このようなことあってはならないと私は思います。現在小学校では英語の免許を所持していない小学校の教

師が私はあると思います。外国語活動を教えるという事実もありますが、そういう小学校の教師にとって子どもたちに英語を教えるということは、かなり負担を感じるのと話も聞いております。先生方も多忙化が叫ばれる中、英語の教科化により、さらに先生方の負担をかけることも考慮しなければならないと思うのであります。

そこで質問いたします。学習指導要領の改訂に伴い、小学校の英語が教科となるが、英語の免許を有する小学校教員が少ない中で、市教育委員会としてはどのように取り組むのか示していただきたいと思っております。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。教育長。

○成田一二三教育長 おはようございます。「おはようございます」と呼ぶ者あり）奥谷委員の小学校英語教科化についての御質問にお答えいたします。

急速にグローバル化が進展する社会を生き抜いていく子どもたちにとっては、世界的な視野で活躍するために必要な能力や多様な人々と協働していく態度が求められております。

そのため、次期学習指導要領では、小学校3学年から外国語活動で聞く、話す活動を開始し、小学校5学年・6学年ではそれに加え読む・書く活動を行う方向が打ち出されております。

このことから、小学校3学年・4学年では外国語活動を週1時間、小学校5学年・6学年では英語科を週2時間、それぞれ主として学級担任が授業を行い、その際適宜ALTや外部人材等の適宜活用を図ることとしております。また、小学校5学年・6学年では、あわせて専科指導を行う教員の活用等を行うこととしてしているところでもあります。

このようなことから教育委員会といたしましては、これまでの小学校の学級担任を中心とした外国語活動における成果を踏まえ、次期学習指導要領告示後の移行措置期間における小学校教員の支援に努めてまいりたいと考えております。

については、1つに、ALTの増員を含めた配置や派遣の工夫、専科指導を行う教員の確保や外部人材の活用支援等を充実させることにより、学級担任による指導のよさと、専科教員による指導のよさを兼ね備えた指導体制を確立していくこと。2つに、文部科学省教科調査官を招いて国の動向を踏まえた学習指導のあり方についての研修や、担当指導主事が全小学校に出向き、模擬授業を行うなど指導技術の向上を図るため研修の充実を図ること。3つに、ICT機器を効率的に操作・活用できるよう、国から配布される新たな補助教材やCD・DVDなどの視聴覚教材を例示するなど、ICT機器活用の充実を図るなどの取り組みを考えているところであります。

教育委員会といたしましては、このような取り組みを通して、本市小学校教員の指導技術の改善・向上を図ってまいりたいと考えております。

○秋村光男委員長 奥谷委員。

○奥谷進委員 御答弁ありがとうございました。

その文部科学省の指導のもとで、今後小学校 3 年生からの英語教科化が進まれるということは、児童にとっても今後の将来を担う子どもにとっても大変大きな、貴重な教育方針だと、私はそのように考える一人であるわけであります。

ただ、平成 31 年ですか、そのことについては正式な文部科学省の通達などは、現在各市町村もしくは都道府県などに通知もしくはそういう連絡が来ているのでしょうか、その辺お伝え願いたいと思います。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。教育長。

○成田一二三教育長 再度の御質問にお答えいたします。

既に平成 32 年から本格実施、そして平成 30 年・31 年は移行期間ということで示されているところであります。

以上でございます。

○秋村光男委員長 奥谷委員。

○奥谷進委員 ありがとうございます。以上、教育問題は終わらせていただきたいと思います。

次に、浪岡病院について質問させていただきます。

浪岡病院は、地域住民の健康管理や疾病の治療や予防、基幹となる病院として、また高齢者の医療に応える機能を維持しながら、地域に密着した病院として役割を果たしていることと認識しております。

一方では、自治体が経営する病院事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉増進による運営をしていかなければならないとされておりますが、経済性と公共性を両立させ、地域医療を守らなければならない役割を担っていると思います。

平成 27 年度決算を見ますと純損益を計上しており、ここ数年赤字が続いております。そこで質問をいたします。浪岡病院の平成 27 年度の収支状況と経営改善に向けた取り組みについて示していただきたいと思います。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○安保明彦市民病院事務局長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）浪岡病院の平成 27 年度の収支状況と経営改善に向けた取り組みについての御質問にお答えいたします。

今定例会で御審議いただいております平成 27 年度青森市病院事業会計決算のうち浪岡病院につきましては、経営活動に伴い発生した全ての収入であります収益的収入の計が 11 億 4987 万 8000 円、経営活動に伴い発生した全ての費用である収益的支出の計が 12 億 4885 万 6000 円となり、収支差し引きで 9897 万 8000 円の純損失を計上したところであります。

収支の悪化の主な要因といたしましては、事業収益の大宗を占める医業収益が前年度と比較して約 6400 万円減少したためであり、その内訳といたしましては入院収益において入院患者数の減少により約 5900 万円の減、外来収益において外来患

者数は微増したものの診療単価の減少により約 500 万円の減となったものであります。

また、医業費用のうち給与費につきましても、前年度より退職者が増加したことなどにより、約 1100 万円の増となったところであります。

浪岡病院では、厳しい経営状況を改善するため、平成 24 年度に「青森市立浪岡病院 経営改善計画 2012」を策定し、この計画に基づき、これまでさまざまな取り組みを行ってきたところであります。

具体的には収益向上対策といたしまして、がん性疼痛緩和指導料など新たな診療報酬加算の取得、その請求漏れ等を防ぐための職員全員を対象とした研修会の実施、医師住宅用土地・建物等の遊休資産の売却などに取り組み、またコスト削減に関しましては、定年退職者不補充等による給与費の削減、価格調査や価格交渉による薬品費・診療材料費の削減、委託内容の見直し等による委託費の削減などに努めてきたところであります。このほか、平成 27 年度からは、2 病棟ある一般病棟を 1 病棟に集約し運用することで、人件費や光熱水費のさらなる削減を図ったところでもあります。

このように、経営改善計画に基づいたさまざまな赤字解消に向けた取り組みを実施してきたものの、患者数の減を要因に依然として厳しい経営が続いております。

このことから、経営を改善し赤字の状況を解消するため、将来の医療需要を見据え県が策定いたしました地域医療構想を踏まえた上で、計画期間を平成 28 年度から平成 32 年度までとする新たな経営改善計画を今年度中に策定することとしており、現在、健全経営に向けた方策を検討しているところであります。

以上でございます。

○秋村光男委員長 奥谷委員。

○奥谷進委員 御答弁ありがとうございます。

さまざまな経営改善についても角度を変えて取り組んでおられるようですが、しかしながら、年々このような赤字がふえることによって、市民にも大きな負担になるわけでありまして。大変恐縮ではありますが、私は病院運営審議委員の一人であるわけですので、具体的なものを承知しております。しかしながら、浪岡病院はもう医師も足りない、診療科がどんどん減っていく。こういう事態が生じて長年も続くならば、もはや診療所という立場で運営する必要もあるのではないかと、そのように考えるわけでありまして。

医師や看護師、さらにまた事務当局もいろいろ御苦労されていることは十分わかるわけでありまして。しかしながら、今御答弁の中で、さまざま苦労しておられるようで、それは評価しますが、何せ診療科目、医師が足りない、患者数も少ない、これもまた 1 つの大きな要因であることは私も承知しているわけでありまして。特に自治体病院は、本当にどこも全国津々浦々、赤字経営がされているわけでありまして、本県におかれましては先般、県病が少なかれ黒字の決算をされた、そして黒石市の

市民病院、十和田市の市民病院も黒字にされた、そういうことが新聞にも報道されました。しかしながら、現時点では浪岡病院というのはまさしく人口もさることながら、黒石病院にも浪岡地区の住民が入院され、診療されているというお話も聞いております。

しかしながら、いつまでも宝物にするのではなくして、そういう事態が発生するならば、やはりいつかは決断しなければならない時期に来ているのではないかと考えるわけであります。

特に浪岡病院は、地域には当然にして必要性があるわけであります。しかしながらこのような赤字決算がされるということは残念であります、いつかはその決断をしていただきたい。このことを強く要望して終わりたいと思います。

次に、平成 27 年度の自動車運送会計決算についてお尋ねをいたします。

全国的にバス事業を取り巻く環境は厳しい状況が続いていることは、私も承知しております。特に乗り合いバスにおいては、大都市では地下鉄など鉄道路線の開業や交通渋滞により運行が確保しづらいこと、また地方都市ではマイカー普及などから乗客離れが進行しているところでありますが、本市においても昭和 40 年代をピークに利用者は減少を続けている状況であります。

そのため、他都市においても嘱託運転手の採用やダイヤ削減、不採算路線の廃止など合理性を踏まえた民間事業への譲渡により事業を廃止するケースも多く見られるようになりました。青森市の場合も、路線網や居住地など地理的な要件などからも、経営の効率性という面では不利な状況にあるわけであります。

今後、超高齢化社会においては、移動手段を持たない高齢者の増加が見込まれるわけでありますが、今後においても市営バスはなくてはならないものであると考えます。もちろん公営企業である以上は独立採算の原則に従い、経営安定化に向けて努力を続けなくてはならないということは言うまでもありません。

さて、このような非常に厳しい状況の中において、平成 27 年度の自動車運送事業においては約 1 億 1200 万円の純利益を計上いたしました。単年度収支の黒字計上は、平成 17 年度以来 10 年ぶりだと伺っております。しかしながら、利用者が減少を続けている現状から見ても、さらなる経営改善に取り組む必要があると思います。現在、市長事務部局との連携によって進めているバス交通に関する戦略の見直しなどを打ち合わせておられるようではありますが、バス路線の採算性や不採算の路線における運行ダイヤの見直しなどを進めていただかなければならないことだと思います。

これらを含めて質問をいたします。

平成 27 年度自動車運送事業会計決算結果を受け、収支が改善した主な要因を示していただきたい。また、乗客数が少ない不採算となっている郊外路線等の運行ダイヤの見直しや委託ダイヤの増加による経営効率を図る考えはないかお答え願いたいと思います。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。交通部長。

○堀内隆博交通部長 おはようございます。「おはようございます」と呼ぶ者あり）市営バスの決算についての御質問にお答えいたします。

まず、平成 27 年度自動車運送事業会計決算の概要でありますけれども、収益におきましては、主に輸送人員の減少によりまして営業収益は前年度より約 1 億 2370 万円減少しましたが、営業外収益が約 9890 万円増加したことなどから、事業収益全体では約 290 万円の減少となりました。

一方、費用におきましては、職員給与費や燃料費、外注修繕費の減少により営業費用が前年度より約 2 億 2270 万円減少したことに加えまして、平成 26 年度の会計基準の見直しに伴いまして特別損失として計上した退職給付引当金等が約 10 億 1000 万円減少したことなどから、事業費用全体では約 12 億 2960 万円の大幅減となりました。

その結果、収入が費用を上回り約 1 億 1210 万円の純利益を計上することとなったものであります。

このように収支が改善した主な要因について、前回黒字でありました 10 年前の平成 17 年度決算との営業費用と比較して御説明申し上げますと、退職金を除く職員給与費につきましては、主に退職者不補充によって、約 5 億 2200 万円減少しており、また経費につきましても、路線やダイヤの見直しによる燃料費などの削減のほか、委託料や手数料などの見直しにより約 1 億 5700 万円減少しております。

平成 26 年度決算から適用されました会計基準の見直しに伴う会計処理の変更による影響はありますものの、限られた資源を有効に活用しつつ、事業運営の効率化と費用の抑制に継続的に取り組んだことが、経営改善につながっているものと考えております。

次に、郊外路線等のダイヤの見直しと委託に関してですけれども、ダイヤの編成に当たりましては、利用者の乗降データやお客様の御意見・御要望などを参考にいたしまして、1 台の車両の有効活用と乗務員の勤務割を考慮しながら可能な限り効率的な運行ができるよう、運行便数や所要時間の見直しを行いつつ、ダイヤ設定に努めているところであります。

この過程におきまして、企業としての収益性や採算性を優先した場合、郊外などの不採算路線は廃止を検討すべき路線ということになりますが、一方では、市営バスが地域の生活基盤となる公共交通として重要な役割を担っていることも考慮し、適切に判断すべきものと考えております。

また、ダイヤの外部への委託につきましては、経営改善策の一環といたしまして平成 16 年度から導入いたしておりますが、費用や交通部の職員数、運行ダイヤ数、委託先の乗務員配置なども考慮した上で決定しております。平成 27 年度 4 月時点では 15 ダイヤを弘南バス株式会社へ委託しております。

しかしながら、委託ダイヤのさらなる拡大につきましては、委託先における乗務

員の確保が課題となっております、現在の規模を確保することも困難な状況となっております。

このような状況を踏まえまして、今後におきましても交通部の使命である輸送の安全確保を徹底しつつ、安全・安心・快適に利用できる市民の足といたしましての役割を果たし続けるためには、常に市民ニーズを的確に捉えたサービスの供給を図るとともに、公共交通機関として安定的な経営基盤を確立していかなければならないと考えております。

そのため、交通部といたしましては、現在、市が策定を進めております青森市地域公共交通網形成計画などを踏まえた将来にわたる交通部の経営改善計画を策定することとしているところであります。

この中で、路線やダイヤの見直しを初めとしたサービスの安定した組織体制の構築など、市民の足としてこれからの市営バスの目指す姿を明確にしながら、将来にわたって持続可能な経営基盤を確立してまいりたいと考えております。

○秋村光男委員長 奥谷委員。

○奥谷進委員 御答弁ありがとうございました。

交通部の職員が一丸となって、そのダイヤについて、さらにまた、さまざまな内部の努力については私も評価をいたしたいと思います。特に市営バスは我々市民の足として各路線、いわゆる山岳のほうから市内全般にわたっての交通の手段として大きな成果をあらわしていることは重々私も評価をするわけであります。しかしながら、幸いにして今回単年度であります約1億1200万円の純利益を計上したということは、これも大きな努力のたまものであると考えるわけであります。

ただ、1つ要望をいたしたいと思いますが、私ども青森市の北部に住む市民として、大変遅い時間にバスが走っています。それで1人か2人しか乗っていない、乗車していないということはたまたま見えるわけであります。特に郊外、例えば高田の山奥のほうだとか、奥内、後潟のほうだとか、多くやっておられるわけであります。今後はそういうものを常に見きわめながら、いわゆるデータをとりながら対応していく必要があるのではないかと考えるわけであります。

今ほどの家庭でもマイカーが2、3台はあるわけであります。バスにおくれた場合は息子なり孫に電話して「どこどこに迎えに来てください」とすることで必ずやそういう対応が家庭内でもできるわけでありますから、私どもは常に無駄な路線を廃止していかなきゃならん、それが私は経営改善の大きな基礎となると考えるわけであります。皆さんの御苦勞はよくわかりますが、これまでの累積赤字がかなりのものになっているわけではあります、それを一日も早く赤字を解消するために、平成27年度におかれましてもこのように努力をされたことに対し、心から敬意を申し上げたいと思います。

以上で私の質問を終わらせていただきたいと思います。御答弁ありがとうございました。

○秋村光男委員長 次に、葛西育弘委員。

○葛西育弘委員 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）日本共産党の葛西育弘です。

第8款土木費に関連して、除雪費の中の歩道除雪について質問します。

平成26年第3回定例会決算特別委員会において、青森市が所有している小型ロータリ除雪車1台に対し法定点検費用や車検費用が年間でどれくらいかかっているかその費用を聞いたところ、平均額は64万2710円と答弁しました。

また、平均額よりも歩道除雪の委託料が下回っている業者の数と金額を聞くと3社あって、2社が34万6880円、もう1社が38万6175円と答えました。私は、小型ロータリ除雪車を自社所有している委託業者が維持費倒れで除排雪事業から撤退することがないように、バランスのとれた発注や作業指示が必要だと指摘しました。

当時の都市整備部理事は、確かにバランスを見た場合、かなりの差が出ていることも事実と認めた上で、今後は可能な限り特定の業者に指示が偏らないような対応を検討してまいりたいと答弁しています。そこでお聞きします。

歩道除雪の委託業者の小型ロータリ除雪車に必要な維持費を考慮し、バランスのとれた作業指示について対応を検討するとのことだったが、その後の状況をお示してください。

○秋村光男委員長 答弁を求めます、都市整備部理事。

○八戸認都市整備部理事 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）葛西委員の小型ロータリ除雪車についてのお尋ねにお答えいたします。

平成26年度の調査の結果、歩道除雪の委託料が小型ロータリ除雪車の車検等に要する費用を下回っている業者がありましたことから、それ以降、歩道除雪の作業実績を確認しながら、出勤回数や作業時間についてバランスを考慮した作業指示を行ってきたところであります。

平成26年度から平成27年度において小型ロータリ除雪車を所有している歩道除雪業者への委託料が、車検・定期点検等に要する費用の1台当たりの平均額約72万円を下回っている業者につきましては、平成26年度は8社中1社あり、その委託料が約32万円、平成27年度は7社中3社あり、それぞれの委託料が約66万円、約63万円、約53万円となっております。

委託料が車検等に要する費用を下回った要因といたしましては、シーズン途中での車両故障があり、修理のため出勤ができなかったこと、また、降雪状況から歩道除雪全体の出勤が少なかったことなどが上げられるところであります。

平成26年度、平成27年度におきまして、全ての歩道除雪業者の委託料が車検等に要する費用を上回ることが出来なかったものの、今後も歩道除雪につきましては、除排雪体制を確保していく観点から、出勤回数や作業時間についてバランスを考慮した作業指示を行ってまいりたいと考えております。

○秋村光男委員長 葛西委員。

○葛西育弘委員 わかりました。

結果としては維持費の平均額を下回っている業者が平成 26 年度は 1 社、平成 27 年度は 3 社ありましたが、この間の青森市の対応により業者への委託料は平成 23 年度から平成 25 年度までの水準よりも平均の維持費に近づいていますので、この市の対応は評価できることです。小型ロータリ除雪車の維持費が 2 年前の調査より約 7 万 7000 円も高くなっています。

また、毎年の降雪状況により出動回数には違いが出てきますが、今後も歩道除雪の体制を維持・強化するための取り組みをしていただくことを要望します。

歩道除雪についてもう 1 点質問します。

青森市が所有する小型ロータリ除雪車は現在 5 台あります。平成 25 年度から 1 台ずつ更新して今年度を含めれば 4 台更新されます。あと 1 台あるわけですが、今後更新する予定なのかお聞きします。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○八戸認都市整備部理事 葛西委員の再度の御質問にお答えいたします。

本市が所有しております青森地区の除雪機械につきましては、車道用のロータリ除雪車が 5 台、歩道用が 5 台、合わせて 10 台。その他グレーダーが 5 台、タイヤショベルが 1 台の計 16 台となっております。このうち 15 台の除雪機械につきましては、除雪業者に貸与してきたところであります。

小型ロータリ除雪車の更新ということではありますが、これまで貸与してきた除雪機械が老朽化してきておりました。このことから平成 25 年度から当時最も古かった歩道用の小型ロータリ除雪車について、1 台ずつ更新をすることとし、ことしが 4 台目の更新となります。残る 1 台につきましては、来年度以降の更新を予定をしているところであります。

以上でございます。

○秋村光男委員長 葛西委員。

○葛西育弘委員 わかりました。

小型ロータリ除雪車は歩道の除雪に特化した機械であり、それ以外の用途はないと思われまます。2000 万円以上もする高額な除雪機械ですので、民間がすんなりと購入できる機械ではありません。青森市が最低 5 台は確保し所有することが必要だと思ひます。計画通りに更新されることを強く要望します。歩道除雪については以上です。

次に、平成 27 年度青森市契約実績報告書についてお聞きします。

契約実績報告書発行の目的は、市が有する情報を積極的に公開し、市民の皆さんに市政全般にわたってよく知っていただくことが重要と掲げています。

また、契約実績報告書は平成 22 年度から発行されています。平成 27 年度の青森市契約実績報告書の中の除排雪項目の全面委託工区の記載は、一律に平成 27 年度除排雪作業委託となっていて、委託業者が 150 工区のどこの工区を委託したのか把

握できない書き方です。

過去の実績報告書を見ると、平成 24 年度は件名の項目に、「A—1」、「B—1」とか工区名がはっきりと記載され、わかりやすくなっています。これであれば、委託業者がどこの工区を契約したのかが把握できます。しかし、平成 25 年度から先ほど述べたように工区名は記載されなくなっています。契約実績報告書発行の目的にある、よく知っていただくという目的に逆行していると思われる例が見受けられますが、今後改めていく考えがあるのかお聞きします。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。加藤総務部理事。

○加藤文男総務部理事 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）葛西委員の契約実績報告書についての全般的なお尋ねというふうに解釈しまして、お答えさせていただきます。

本市では、「市民と共につくる 市民のための市政」の実現を目指し、市が有する情報を積極的に公開し、市民の方に市政全般にわたってよく知っていただくことが重要であると考えております。このことから、本市が発注した契約実績を取りまとめた契約実績報告書を平成 22 年度分から毎年作成しております。本庁舎、柳川庁舎、浪岡庁舎、各支所及び市民センター等に配架するとともに、市のホームページに掲載し、広く閲覧できるようにしております。

この契約実績報告書の内容につきましては、葛西委員御承知のとおり、工事契約、設計等委託契約、賃貸借契約、一般委託・役務等契約、物品等購入契約及び各種単価契約ごとに、担当課、契約件名、契約日、契約金額、契約相手方及び契約方法等を記載しております。

このうち、契約件名につきましては、葛西委員御指摘のとおり、平成 27 年度分の契約実績報告書においては、一部、同一の契約件名の羅列となっておりまして、契約内容の違いが区別しにくいものもありますことから、来年度以降の契約実績報告書の作成に当たりましては、同一の契約件名が複数ある場合、できる限り業務の対象や内訳等を表記することとし、また、その他の記載事項におきましても、発行目的である市民にわかりやすい契約実績報告書となるよう努めてまいります。

以上でございます。

○秋村光男委員長 葛西委員。

○葛西育弘委員 前向きな答弁でした。ありがとうございます。

他にも教育委員会事務局総務課のこの平成 27 年度の件名に、小学校小荷物専用昇降機保守点検作業委託とだけ記載されて、どこの小学校を点検作業したのか記載されていないものがあったり、ほかの件名では小学校名がしっかり記載されているものもあります。この辺も同様だと思いますので、市民によく知っていただくのが公開の目的ですから、わかりやすい契約実績報告書を作成していくべきと指摘して終わります。

○秋村光男委員長 次に、工藤健委員。

○工藤健委員 市民クラブの工藤健です。一般会計・特別会計歳入歳出決算付属書①2ページ、3ページの歳入歳出決算総括表に基づいて質問いたします。

最初に中心市街地活性化についてですが、空き店舗対策について中心市街地における商店街空き店舗対策事業の平成26年度・平成27年度の実績をお知らせください。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。経済部長。

○増田一経済部長 おはようございます。「おはようございます」と呼ぶ者あり）商店街空き店舗対策事業につきましては、商店街等の区域の空き店舗の解消を図り、商店街のにぎわいの創出や活性化、本市経済の健全な発展に資することを目的に、商店街のメインストリート等に面する1階部分の空き店舗に出店する事業者に対し、店舗賃借料及び改装工事費の一部を補助するものであり、対象者や実施する事業内容等の別により、3つの事業を実施しているところであります。

その3つの事業についてですが、1つは、商店街が承認した活性化業種で事業を行う方を対象とした商店街空き店舗対策事業補助金で、市内商店街のメインストリート等の1階の空き店舗を対象としている事業であります。2つは、商店街と地域コミュニティが連携する事業や文化・芸術等の振興を通して地域の活性化に寄与する事業を行う方を対象とした商店街空き店舗活用事業補助金で、これも市内商店街のメインストリート等の1階の空き店舗を対象としている事業であります。3つは、パサージュ広場退店者で、商店街が承認した活性化業種で事業を行う方を対象とした商店街等空き店舗活用実践事業補助金で、こちらも1階の空き店舗が対象となっておりますが、対象エリアは市内全域となっております。

この3事業の中心市街地における平成26年度及び平成27年度の実績についてですが、まず商店街空き店舗対策事業補助金につきましては、平成26年度が11件で481万8000円、平成27年度が12件で564万7000円となっております。

次に、商店街空き店舗活用事業補助金につきましては、平成26年度、平成27年度ともにゼロ件となっております。さらに商店街等空き店舗活用実践事業補助金につきましては、平成26年度が1件、41万7000円。平成27年度がゼロ件となっております。

○秋村光男委員長 工藤委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。現在、中心市街地の空き店舗率が13.1%ということですので。幾らかですけれどもそれが下がっているという意味では、空き店舗事業補助金が一定の効果があることは理解をしております。

この補助金の対象は商店街の通りに面した、いわゆる1階の空き店舗へ出店の場合ということですね。それでは、第2期青森市中心市街地活性化基本計画の指標である空き店舗率を算出するための店舗の要件はどのようになっていますか。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。経済部長。

○増田一経済部長 お答えいたします。

第2期青森市中心市街地活性化基本計画の空き地、空き店舗の率ですけれど、商店街が新町通り、柳町通り、ニコニコ通り、夜店通り、いろは通り、昭和通り、アスパム通りがありまして、それぞれの空き店舗率を算出しております。これにつきましては、10月の段階で青森商工会議所で1階の空き店舗の数を実際に数えて算出している率でありまして、平成27年度は、10月段階で先ほど工藤委員がおっしゃいましたとおり13.1%という状況であります。

○秋村光男委員長 工藤委員。

○工藤健委員 わかりました。それでは、これは同じ商店街に面した1階の空き店舗ということですのでよろしいですね。空き店舗率を下げたための事業ということになるんだと思いますが、商店街を見渡して目につくのは1階でしょうから、そういう意味ではにぎわいの創出という目的もあるのだとは思いますが。この賃借料と改装工事費、設備費、一定の補助金が交付されるというのは、やはり新規出店する立場からすればありがたい制度ですけれども、本来の事業の大きな目的は中心市街地活性化だと思えます。商店街のにぎわい、活気をつくって、魅力、利便性のある商業集積になるためには、やはり商店街全体での店舗展開が必要だと思います。したがって、にぎわいを創出するためには、必ずしも路面店で外から見える1階ということだけでなく、地下のいわゆるアンダーグラウンドだったり、2階以上のユニークな空間などをつくる。つまり1階の路面店である必要もないと思うんですよ。幾ら1階が埋まっても地下とか——ビルがほとんどですから、地下や2階ががらがらであれば意味がありません。そういう意味では、中心市街地活性化の観点からすれば、エリアの中にさまざまな環境の店舗がやはりある。いろんな業種、世代、あるいはいろんな消費者の方がそこに訪れる。そこで魅力が生まれるんじゃないかと思いますが、この考え方はどう思われますか。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。経済部長。

○増田一経済部長 お答えいたします。2階ですとか、地下にも助成の対象を広げればいいのかという趣旨かと思えます。

まず、市といたしましては、商店街における空き店舗は町並みの連続性を喪失させるということがまず1つあるかと思えます。それによって、消費者の購買意欲を減退させる。イコール来街動機も失わせるということなので、商店街の活性化という観点から見ると活性化を阻害する大きな要因の一つだと認識しております。そういう観点から申し上げますと、工藤委員が申し上げましたとおり、2階ですとか地下ですとかに拡充するというのも当然必要な方策だと思います。

ただ、その一方では市としても予算がありますので、限られた財源の中で選択と集中をしなければならないという部分があります。その観点に立ちますと今の段階で市といたしましては、第2期青森市中心市街地活性化基本計画に掲げておりますとおり商店街のメインストリートの1階でもって、お店の連続性を持たせた上で、まずやっていくというのが、最優先ではないかと考えているところであります。

○秋村光男委員長 工藤委員。

○工藤健委員 確かに予算に限りがあって優先度もということは理解できますけれども、やはり町なかのにぎわいをつくるという意味では、1階だけにこだわるといのはとても狭い事業になってしまうのではないかと、いわゆる通り一遍の事業になってしまうのではないかと思います。

視察に行った富山市ですけれども、そこは新規出店サポート事業補助金において、1階店舗だけではなくて、地下や2階にも事業を対象にしています。もちろん金額に差はつけています。やはりそういったことでいろんな多様な方々が中心市街地、あるいはほかの商店街も含めてそうなんでしょうけれども、そこで商売をする、事業をする、ビジネスをする。そういう目的で人が集まれば、それを消費する人も集まるわけですから、中心市街地活性化という意味では根本的にはそこをきちんと押さえる必要があるんだと思います。予算もあるのはわかります。私も過去に市外の方とか市内で新しくそういうのをしたいという方を含めて、いわゆる商店街の路面店の1階しか事業の対象でないとなると、1階の路面店は、家賃も2階、地下よりも高いです。そういうところで店を開きたいという人はその家賃で苦勞する。そこで、適正な地下とか2階でやりたいという場合に、その補助がないというので二の足を踏んでしまう。1階で開いた場合にはある程度の補助はあるんですけども、それは永続的なものではないですし、比較するとなかなか折り合わないというケースがあります。ですので、そこは空き店舗率を下げるとい1つの目的は確かに路面店の1階であると思いますけれども、中心市街地のにぎわいをつくるという意味ではもうちょっと広い考えでいかないと、本当に1階の通りだけ店があいていても人が来ないのではないかと思います。やはり地下にあたり——今は町のにぎわいづくりというのは、町を歩き回れる魅力だと思いますので、そういう意味では地下も2階も、あるいはプラスして言えば裏通りだったり、路地だったり、そういう意味で中心市街地、根本的に考えていただきたいと思います。

次いでお伺いいたしますけれども、話はちょっと飛びますが、今後アウガが整理されていく中でテナントが退店します。その退店したテナントが商店街の空き店舗に店を出したいといった場合に、その助成というのは今までの既存のものを使うのか、あるいはもう少し何か工夫するものが考えられるのか、考え方がありましたらお知らせください。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。経済部長。

○増田一経済部長 お答えいたします。

済みません、その前に1つだけ答弁の訂正をさせていただきます。先ほど、再質問の空き地・空き店舗率のときに青森商工会議所が調査したものでと言いました。それは、市が調査したものでありますので、申しわけありません、訂正させていただきます。

それから、アウガを公共化した段階でテナントが出るときの助成金のお話でした。現在の商店街のさまざまな空き店舗の対策事業は、当然補助金の適用になるのかと

思います。ただ、それ以外のものというお話かと思しますので、そのことにつきましては、アウガという視点というよりは中心市街地の活性化として、あれだけのテナントが出てしまうということはどう捉えるかということになるかと思しますので、その点を踏まえて市として検討していかなければならないだろうと考えております。

○秋村光男委員長 工藤委員。

○工藤健委員 そういうケースも含めて、やはり条件緩和はこれから考えていただきたいと思えます。路面店だけではなくて、地下とか2階、3階です。あと、予算があるので難しいと思うのですが、116.7ヘクタールのエリア内で何らかの起業・創業する、新規開店を目的にしている人がいる場合に背中を押すという事業補助金が必要だと思いますので、こちらは御検討ください。この項目はこれで終わります。

次に、移住・定住策についてであります。青森市の移住・定住策のうち、お試し移住とか滞在・体験型の事業の実施状況についてお示してください。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。市民政策部長。

○福井正樹市民政策部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）移住・定住に関する滞在・体験型事業の実施状況について、お答えいたします。

市では、青森市新総合計画・後期基本計画及び青森市総合戦略に基づき、人口減少への対応として、移住・定住の促進に取り組んでおり、これまで地域おこし協力隊員による地域での活動を進めているほか、移住推進のための相談及びPRの実施、移住希望者への就職・就農支援などに取り組んでいるところであります。滞在・体験型事業につきましては、就農を希望する移住希望者が本市での生活体験や農業体験を行う移住・就農生活体験事業を昨年度実施したほか、浪岡グリーンツーリズムクラブが中学校・高等学校の修学旅行生の農作業体験の受け入れを実施しており、市ではグリーンツーリズム活動団体支援事業により支援しております。また、幸畑団地地区まちづくり協議会が空き家を活用したお試し移住体験を昨年度実施いたしました。市では、事業実施に当たっての補助制度の活用のほか、法的手続及び移住体験希望者の募集・受け入れについて助言するなど同協議会に対する支援を行ったところであります。

○秋村光男委員長 工藤委員。

○工藤健委員 移住・定住については、全国の自治体でも事業を進めておりますけれども、実際に住んでもらうためにはグリーンツーリズムとか移住・就農生活体験とかいろいろありますが、青森市の魅力を伝えてさまざまな機会に来ていただいて、実際に体験してもらう。そして青森の風土とか歴史とかいろんなもの、生活を理解してもらった上で選んでもらうのが一番マッチングも含めていいと思えます。今後、短期滞在・体験型事業をどのように進めていくのか、これまでの事業をそのまま継

続していくのか、新たにふやすのか、その辺何かお考えはありますか。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。市民政策部長。

○福井正樹市民政策部長 再質問にお答えいたします。

市では、移住・定住の促進につきましては、後期基本計画の第6章の中で本市での生活や仕事の体験機会の充実を図ると記載しておりますので、今後、移住希望者が実際に本市に滞在して生活を体験することの機会提供については、検討していかなければならないと考えております。

移住促進策については、現在どちらかといえば今のような取り組みをしておりますけれども、現在のところはどちらかといいますと、本市を具体的に移住先としてある程度希望している方というのが主な対象ということになっております。移住促進策の取り組み実績等を踏まえながら、今後も継続的に検討を進めていく必要があるわけですけれども、その中では工藤委員からもお話のあったような、移住は希望しているけれども移住先は特定していない移住希望者という御提案のあった内容であればそういう方が対象になろうかと思っておりますので、その部分につきましても、今後、移住促進策を検討する中の検討課題と捉えております。

○秋村光男委員長 工藤委員。

○工藤健委員 PRというか最初のきっかけというのはとても大事だと思っております。

実は、先日実際にIターンされた方にお話を伺う機会がありまして、1人は県内のある自治体に地域おこし協力隊でいらしている方、学生時代に青森市で農業体験をしたのがきっかけになって今来ています。もう1人は、飛行機が好きだという女性の方で三沢市に住んでみたいというので来ています。ほかにもいらっしゃいましたけれども、いろいろ話を聞くと移住定住のきっかけというのは、偶然もありますし、何かで目にとまったとか自分が好きなものというのはあるのですけれども、磁石のようなものが最終的にあるみたいな気がします。それは例えば、飛行機が好きだという女性の方は三沢航空博物館、あるいはもう1つ寺山修司記念館があって、三沢市に住みたくなる。あとは、農業体験、観光で短期滞在したときに青森市の魅力があって、地域おこし協力隊の募集を見て来た。ほかにも転勤で移り住んできた中で県内のある都市に住んで、そこが本当に気に入ってしまって仕事を辞して地元で働くことになったという方もいました。さまざまその土地固有の磁石のようなものがあるんだと思うのですが、それがその人のその後の人生観、生き方にも影響していくという意味では、可能性もあると思います。

実はもう1つ、ことし青森南高校で総合学習の時間に市議会議員7名がゲストとして参加をしております。「あおもりに生きる」というテーマで、青森市新総合計画の後期基本計画の中から、それぞれ項目を選んで政策提言するというものですが、市長も初日にたしか行っていろいろお話をされたと思います。現状説明と中間発表と最終報告会の3回行くことになりました。生徒とやり取りしましたが、私

が担当したのは6組の外国語科です。取り上げたテーマが活発な移住交流を支える広域交流拠点の形成です。その最終発表ですけれども、生徒たちが提案したのは海外の交流都市と青森市が住民交流をして、青森市が持つ資源を生かしてもっと青森の魅力を発信してはいかがかと。それが移住定住につながるのではないかとということです。その具体の体験というのが、まず1つが農業のホームステイで、これは春の田植えと秋の稲刈りのときに体験してもらって、農産物を活用した商品開発とかを一緒に考えるというものです。もう1つのメニューがねぶた囃子体験をする。これは青森が世界に誇るねぶた祭を実際に体験してもらおうということですけれども、そうした体験で得られた魅力を移住に生かすという提案です。これはいろいろ話をして私の解釈の中では、農業体験をして日常生活を送るわけですが、ねぶたのはやしという伝統の祝祭、お祭り体験を合わせることで民俗学的に言えばハレとケ、日常と非日常、いわゆるメリ張りのある生活というのが体験としてその方に伝わるといことです。これは海外だけでなく、もちろん国内のほかの都市から来た人にも共通する体験、魅力にもなると思うのですが、先ほどIターンされた方も地域での日常生活と少し違うステージ、それは息抜きだったり、見知ったコミュニティの中で時間を過ごすとか、いろんな活動、祭りに参加するとか、いわゆるサードプレイスが必要だと話をしておりました。ゆとりと人間関係の広がりを持てる場というのがやはり地域に住む魅力を増すんだと思うし、それから生き方に大きく影響するとも言うておりました。

さきの高校生の政策提案ですが、青森市でも検討が可能だとすれば、彼らも社会に目を向ける大きなインセンティブになります。農業ホームステイとねぶた囃子体験——お祭りの体験を含むのだと思いますが、移住・定住お試し体験として生かすにはいかがでしょうかという高校生の政策提案ですが、ぜひ何らかの形で市の事業に反映できないのかお伺いしたいと思います。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。市民政策部長。

○福井正樹市民政策部長 再質問にお答えいたします。

ただいまの青森南高校の学生の皆様からの御提案につきましては、先ほどお話をしましたとおり、ある程度まだ定住先が特定されていない移住希望者の方に対する今後の検討課題ということですので、今お話があったような部分につきましても参考としながら今後検討を進めていきたいと思っております。

先ほど、工藤委員からも御提案がありましたけれども、何が御本人の移住を決めるスイッチになるのかというのは人それぞれだと思っておりますし、例えば、中にはこぎん刺しのような民芸などに引かれて来る方もいるし、それこそねぶた祭などの祭りなりに引かれて来る方もいらっしゃると思っておりますし、あるいは自然といったいろいろな要素があるかと思っておりますので、そういう部分もいろいろ考えながら今後の検討を進めてまいりたいと考えております。

○秋村光男委員長 工藤委員。

○工藤健委員 ぜひお願いしたいんですけれども、地域おこし協力隊も平成 28 年度で 2 人の方が 3 年目。グリーンツーリズムもありますけれども、来年総務省が、都市部の学生や若手社員が長期休暇を利用して地方で働くというふるさとワーキングホリデー制度というのを立ち上げるようです。都道府県ごとに数百人程度を受け入れてもらって、1 週間から 1 カ月、地方で農業、観光業、製造業にかかわってもらって滞在者をふやして地方の消費を底上げするというのと、人手不足の解消、最終的には人口減少における地方への移住というのも目的に入っております。来年から予定しているふるさとワーキングホリデー制度、詳細はこれからなのだと思いますけれども、青森市としてどのように考えているのか、もしお話できるのであればお願いいたします。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。市民政策部長。

○福井正樹市民政策部長 再質問にお答えいたします。

ふるさとワーキングホリデーにつきましては、ただいま工藤委員から紹介がありましたけれども、国の第 2 次補正予算に盛り込まれているものでして、地方自治体に対する支援についての予算が盛り込まれているということでもあります。予算のほうは今、閣議決定されており、事業の概要はわかりますけれども、詳細はまだ明らかになっていないという状況でして、工藤委員からお話がありましたが、私が事業概要を見た印象といたしましては、私ども地方の立場から見ますと移住対策という側面ももちろんございますけれども、片方で人手不足の解消、あるいは交流人口の拡大といった側面もあるのではないかと考えております。事業実施に当たりましては、やはり参加する若者の方が実際短期といっても青森市で働いて得た収入で生活するというようなことが想定されているということもありますので、働く場など検討すべき点はいろいろあるとの印象を持っていますけれども、いずれにしても若者が体験を通して青森市について理解していただく、ひいては将来定住先として青森市を選んでいただくということを目指す取り組みだと理解しておりますので、先ほどお話しした定住促進策の検討の中で活用できるものについては、活用について検討していきたいと考えております。

○秋村光男委員長 工藤委員。

○工藤健委員 ぜひよろしく申し上げます。

先ほどの高校生の提言も、高校生らしいといえらしいんですけれども発想はとてもおもしろいし、素晴らしいと思います。滞在型、体験型のメニューでふるさとワーキングホリデー制度も予定されていることあり、移住・定住はこれから絶対に必要な制度だと思いますので、ぜひそういうあらゆるチャンス、チャンネルを使って進めていただきたいと思います。これは終わります。

次に、18 歳選挙権投票率向上についてであります。

選挙権の年齢が 18 歳に引き下げられまして最初の選挙になりましたことしの参院選ですけれども、全国では 18 歳の投票率は約 50%、19 歳の投票率が約 40%とい

う数字。初回ということで関心が高かったということもあるのでしょうかけれども、とてもいい数字かなと思うのですが、その19歳の投票率が18歳を下回ったというのは諸説ありまして、高校での主権者教育の成果が1つ、また大学生の住民票の異動が少なく選挙権のある自治体での投票行動につながらなかったというのが挙げられています。

質問いたしますが、青森市出身の大学生が住民票を移さずに市外の大学に在籍している場合、投票するためにはどのような選択肢があるのかお示してください。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。選挙管理委員会事務局長。

○福田康平選挙管理委員会事務局長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）大学生の投票についてのお尋ねにお答えいたします。

青森市から住民票を移さないで市外の大学に在籍している学生の投票方法としては、青森市に帰ってきて、投票日当日に投票所で投票する方法、それから選挙期間中に期日前投票所で投票する方法があります。このほか、青森市に帰ることができない場合は、不在者投票という制度を活用することができます。この制度は、本人が不在者投票事由等を記載して、住民票があり選挙人名簿に登録されております青森市の選挙管理委員会に対して不在者投票用紙を請求して、その送付を受けた投票用紙を、現在住んでいる市区町村の選挙管理委員会に行って投票する制度であります。

これまで本市では、学業を理由とする、いわゆる大学生からの不在者投票については、学生の住所は特段の事情がない限り修学先の寮や下宿の所在地にあるとする昭和29年の自治庁——現在の総務省の次長通達に基づいた取り扱いをしてまいりました。具体的には、学業を理由とした、要は大学に進学した理由で不在者投票の請求により、住民票を本市に残していることが判明した学生に対しては、この通達内容を、要は住所はそちらにあるんですよということを説明し、住民票の異動をお願いしながら、不在者投票はできない取り扱いとしてまいりました。

このような中で、さきに行われた第24回参議院議員通常選挙において、市町村によって学生の不在者投票の取り扱いが異なっており対応ということが新聞等で報道されてきて、青森市でも初めてそのような状況がわかりました。また、昭和28年8月19日ですけれども、青森県選挙管理委員会から、学業を理由とする不在者投票請求の取り扱いについての考え方が示されました。その内容であります。1つに、個々の選挙人の就学実態を調査することは極めて困難である場合が多く、全国的にもほとんどの市町村で調査を行っていないのが実態であるということ。2つに、選挙人名簿への登録や不在者投票の実施に際し、特に学生に限って、要は学業を理由とする不在者投票に限って就学実態を調査しなければならないとする法令上の根拠がないこと。3つに、総務省の考え方で、学業を理由として請求された不在者投票の取り扱いに対しては、各市町村の選挙管理委員会の判断により適切に対応するべきものとの見解が示されているということ。この3点から、学業を理由とする不在者投

票の請求に対しまして、その都度、就学実態を確認することとした場合、選挙人によっては、不在者投票はできないが期日前投票や選挙期日当日の投票は可能になる場合があるなど、市町村間や有権者間で不平等な取り扱いを受けることから、全ての選挙人が平等に選挙権を行使できるようにするため、学業を理由に不在者投票の請求があった場合については、個別の実態調査は行わないことが適当という考え方があります。現在、このような考え方を参考にしながら、学業を理由として不在者投票の請求があった場合、居住実態の個別確認を行わないこととし、青森市の選挙人名簿に登録されている方については、不在者投票ができる方向で調整を進めております。

なお、居住している市区町村での投票が一番便利な方法と考えておりますので、今紹介したように学生の住所は、寮や下宿等住んでいる所在地にあるものとされていることも踏まえまして、引き続き住民票の異動をお願いしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○秋村光男委員長 工藤委員。

○工藤健委員 住民票がある自治体と離れた場所にいる場合、そこに戻らずに投票する場合は、海外にいる場合を除けば不在者投票です。確認ですけれども、今まで大学生が住民票を移さずに市外の大学に在籍している場合、不在者投票の請求をした場合に実際に住んでいる場所などを聞かれて不在者投票ができないケースがあったけれども、今後は住民票等を問われることなく不在者投票が可能になったということによろしいでしょうか。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。選挙管理委員会事務局長。

○福田康平選挙管理委員会事務局長 再質問にお答えする前に、昭和 28 年と申し上げたようですが、正しくは平成 28 年ですので、謹んでおわびし訂正させていただきます。

工藤委員の再度の御質問ですけれども、具体的には選挙管理委員会を 9 月 16 日に開く予定であります。その中で最終判断をしていただいて、その方向で判断がいただければ、今後は青森市においては、学業を事由とする不在者投票については、個別確認はしないと考えております。

○秋村光男委員長 工藤委員。

○工藤健委員 青森市だけではなく他市から来ている多くの大学生が、住民票を実際に移していないというのが実態だと思います。生まれ育った出身地で投票行動、不在者投票をするというのは不自然ではないと思うのですが、投票率の向上と目的もありますし、最終的にふるさとにつながるというか将来世代の市民が関心を持って投票してもらおうと考えればありがたいことではあります。もちろん住民票を移している学生もいますし、国の基本姿勢は生活を主とする場所に住民票は移すべきであることというのは了解しておりますが、ゆかりある市民が貴重な意思表示をする

投票行動について、1つでも多くの可能な選択肢ができたのはうれしいことだと思います。県からの通達という、もともとは国からでしょうけれども実態を踏まえてのことでしょうから、この可能な選択肢——選挙管理委員会が開かれるということですが、その後決定しましたら改めて市内の大学生、あるいは複数のチャンネルでその内容が伝わるようにしていただきたいと思います。この項目は、これで終わります。

次に、小牧野遺跡に通じる道路の整備についてであります。

昨年9月の決算特別委員会をお願いして幾らか路面を整えていただきました。冬を越えて先日の台風の影響もありますけれども、状況が大分ひどくなってきております。教育委員会事務局理事は、最近の様子を見ていらっしゃいますか。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○横山克広教育委員会事務局理事 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）最近の様子といいますと本年8月の台風第7号以降とかは残念ながら見てはいませんが、これまで数度訪れておりますので状況は理解しているつもりであります。

○秋村光男委員長 工藤委員。

○工藤健委員 正直言いますと、昨年お願いしたときよりもはるかにひどい状況であります。上のほうの遺跡のところに「小牧野の森・どんぐりの家」があるのですが、その管理者も車で来た方に何でこんなに道路が悪いんだって言うんで、いつも怒られるのだそうです。まず、市の教育委員会として小牧野遺跡と「小牧野の森・どんぐりの家」もあります。これは市民にどう利用していただきたいのか、あるいは今後もアピールしていくつもりなのか、その辺を確認のつもりでお伺いいたします。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○横山克広教育委員会事務局理事 今の御質問にお答えいたしますけれども、小牧野遺跡をより皆さんに知っていただくということもありまして、平成27年ですか、整備させていただきましたので、そういう意味では指定管理者も一生懸命自主事業なども行って小牧野遺跡についてのPR等もしていますし、またいろんな団体もできておりますので、市といたしましてもそういうのをサポートしながら、どんどん小牧野遺跡を広めていきたいと思っております。

○秋村光男委員長 工藤委員。

○工藤健委員 道路の状態がとても悪くて、車のアクセスはとても大変です。最近熊も出ましたので熊の注意喚起も含めてしており、肝心の遺跡を見ていただくというのはとても厳しい現状だと思いますが、仮にも世界遺産登録にエントリーをしております。環境保護のために舗装が難しいというのは重々承知しておりますが、通常の車での通行も大変となれば、貴重な縄文文化遺産を市民の皆さん、あるいは観光客の皆さんに披露する意味も機会も失われてしまうと思います。指定管理者も

相当苦勞して、シルバー人材センターにお願いして、流出した砂利をまた持ってきて、そこに埋めたりしていますが、また次の雨で流されてしまうという繰り返しです。根本的な手を打たないと今後この道路の維持は難しいと思うのですが、どうお考えでしょうか。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○横山克広教育委員会事務局理事 皆さん御存じのとおり、小牧野遺跡は、現在北海道・北東北の縄文遺跡群の一つとして、ユネスコの世界遺産登録を目指しております。お尋ねの「縄文の学び舎・小牧野館」付近から小牧野遺跡に至る1キロメートルほどある道路ですけれども、これは農道であります。通常、農道の補修につきましては、基本的には利用者であります農業者が穴埋めですとか砂利敷き等の維持管理を行うことになっておりますけれども、小牧野遺跡に通じる農道に関しましては、穴埋め等の軽微な補修を農業者ばかりではなくて遺跡への来訪者の安全確保ということを考えて、平成26年度までは教育委員会が、昨年度からは小牧野遺跡の指定管理者が実施しているという現状であります。そのため本年8月の台風第7号の際も大雨でかなり碎石等の流出があつて段差が生じたので、指定管理者が応急的な処置というものはさせていただいております。

今後の道路の整備ということでありまして、実は側溝を入れたりアスファルト舗装等の形の整備を行うというのは、今言った遺跡の関係もありまして、開発行為という位置づけがされます。ですから、縄文遺跡群の世界遺産登録推進本部の事務局である県や、国内の世界文化遺産の推薦等の業務を担当している文化庁との調整が必要になってきますので、そういう意味では整備を検討するにはそういった関係機関との相談とか協議をしていかなければいけないものと考えております。

○秋村光男委員長 工藤委員。

○工藤健委員 もちろん、世界遺産候補として文化庁との相談は必要だと思いますけれども、やはり現状をきちんとお伝えして県のほうとも協調して、たしかにこうだけでもその途中のアクセス道路がこういう状況なのだと。これは多分いろんなほかの世界遺産等も含めて事例もあると思いますし、可能な手段もあるのだろうと思います。それをきちんと1回、県と一緒にアクションを起こす。それは必要だと思いますので、何とかよろしくお願ひいたします。

小牧野遺跡は、間違いなく青森の貴重な歴史文化遺産でありますし、世界遺産登録も狙っているという状況ですので、車でアクセスするのが大変だということであれば、なかなか厳しいのかなとも思います。車でいらした方に上に来て怒られると言いましたけれども、多分車で来た方は、何でこんなに道路が悪いのだろう、いわゆる管理者はどうしているのだろうと素直に思うはずで、ですので、そこは逆に今すぐできることといえば、立て看板なりでいわゆる道路が悪い状況を、例えば、何というか環境保護のためとか、世界遺産の登録申請のためとか、道路整備には制限がありますのでといったエキスキューズをしないと、市内からでも県内でも観光

で来た方は、そこに一度来て、こんなひどい道路だったらもう二度と来られない。そのぐらい特に下りはちょっとスピードが出れば車の腹をこすったりするんですよ。そこは、何とか処置をするべきだと思うのですが、最後にそれを質問して終わります。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○横山克広教育委員会事務局理事 今、工藤委員からお話がありましたような、場所によっては車の腹をこすったりすることもありますので、そういう意味ではエクスキューズみたいなどという方向がいいのかは、ちょっと検討させていただきたいと思えます。

私どもが考えている整備という――どうしても遺跡を保護するという教育委員会の立場と、当然利用される方の安全ということもありますので、そこら辺どこまでがうまく歩み寄りながら整備できるのかというものを関係部局・関係機関と協議していきたいと考えております。

以上でございます。

○秋村光男委員長 工藤委員。

○工藤健委員 ぜひよろしくお願いします。

私の時間はありませんので、それでは残りは予算も絡みますので、予算特別委員会でお答えいただきます。

○秋村光男委員長 この際、暫時休憩いたします。

再開は、午後1時からといたします。

午前 11 時 55 分休憩

午後 1 時再開

○秋村光男委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

次に、軽米智雅子委員。

○軽米智雅子委員 公明党の軽米智雅子です。

4 款衛生費 1 項保健衛生費について質問をいたします。

8 月中旬に、関西国際空港、千葉市の幕張メッセではしかの集団感染が発生し、今日まで感染が拡大し続けています。

はしかは空気感染や飛沫感染で広がるので、非常に感染力が強く、きょうの「NHK NEWS WEB」では、大阪府、兵庫県など新たに 6 都道府県合わせて、感染者が 82 名になったと報じられております。

また、はしかは肺炎や脳炎などの合併症で死に至ることもある怖い病気です。今

回は、感染起点が空港やコンサート会場といった多くの人が行き交う場所で感染したことや、今なお感染し続けているということを受けて、いつ本市に感染が及んでもおかしくない状況ではないのかとっております。

そこで質問いたします。今回の感染拡大を受けての本市の対応はどのように行っているのかをお示しください。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。木浪健康福祉部理事。

○木浪龍太健康福祉部理事 麻しんの感染拡大を防ぐための本市の対応についてお答えいたします。

今般、国内において、麻しん患者の届け出数が増加しておりますことから、平成28年8月24日付で厚生労働省から、公益社団法人日本医師会、都道府県等に対しまして、麻しんの広域的発生についての情報提供がありました。

これを受けて、市は感染防止のため麻しんについての感染経路や潜伏期間、症状、予防等についての情報を市ホームページに掲載し、市民の皆様に周知したところであります。

今後につきましても、引き続き全国の麻しんの流行状況を注視しながら、市民に対し適時適切な情報提供を行ってまいります。

○秋村光男委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 現在の青森市においてのはしかの受診状況はどのようになっていますでしょうか。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。木浪健康福祉部理事。

○木浪龍太健康福祉部理事 本市の麻しん発生状況についてのお尋ねにお答えいたします。

麻しんにつきましては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律におきまして、医師が麻しんと診断した場合は直ちに最寄りの保健所に届け出なければならぬことになっております。軽米委員お尋ねの青森市内の麻しん発生届け出数であります。平成20年は2件、平成21年は4件、平成22年以降はゼロ件となっております。

○秋村光男委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 現在、はしかに感染している方はいないということによかったと思います。ただ、今は局所的な感染で大阪を中心に向こうのほうだけで、はやっていますけれども、いつこちらまで来るかわからない状況ではあるのかなと思います。それで今の御答弁ですと、要するに市ホームページだけで市民に周知しているということなのですからけれども、兵庫県尼崎市では幼稚園内での感染が広がっていったりとか、特に今回は20代・30代の人たちが定期接種の回数が少ないというので免疫力が大変不十分で感染の拡大と、その年代が危ないと言われておりますけれども、幼稚園、学校とか、大学への注意喚起みたいのを行っていくのは、市がやるべきことなのではないでしょうか。お聞きします。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。木浪健康福祉部理事。

○木浪龍太健康福祉部理事 再度の質問にお答えいたします。

小さい子の……（「幼稚園、学校、大学の」と呼ぶ者あり）今、麻しんの予防接種につきましては、公費により2回接種となっております。それでまず1歳児、あと就学前となっております、その周知につきましては保健所で実施しております。それで未受診の方につきましては、はがきで再勧奨することとしております。

○秋村光男委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 20代から30代の接種率が低いという部分で感染しやすいというので、大学への周知というのはどうなのでしょう。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。木浪健康福祉部理事。

○木浪龍太健康福祉部理事 大学生の接種——麻しんの予防接種1回の方、2回行っていない方につきましては、病院等に相談しまして、その対応について接種するように病院、お医者さんに行って相談してくださいということでホームページに掲載しております。

○秋村光男委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 要するに市ホームページのみということになるかと思うのですが、本当であれば学校にも直接何かしら注意喚起を行えばよいのではないかと思います。気にしていればホームページを見ると思うのですが、若ければ若いほど関心がないので、ホームページをあえて見るということは少ないのではないかと思います。

もう1つ、妊婦さんに対する対応はどうなっていましたでしょうか。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。木浪健康福祉部理事。

○木浪龍太健康福祉部理事 再度の御質疑にお答えいたします。

妊婦に対しての周知ということですが、妊婦が麻しんに罹患しますと流早産のリスクが高くなるというふうになっております。そのため、本市では母子健康手帳の交付時に妊婦やその家族に対して、麻しんを初め妊婦中に気をつけたい風疹や、水痘等の感染症についてお知らせするとともに、その予防方法について母子健康手帳、副読本を用いて周知を行っているところであります。

そのほか先ほど申し上げましたホームページにおいて、周知しているところであります。

○秋村光男委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 その市ホームページの内容についてですが、調べていたらこのはしかになって熱が出て、そのあと発疹が出る1日から2日ぐらい前にコプリック斑というものが口の中に出るというのを見たのですが、これはすごくはしかの特徴として、熱が出ている段階では風邪だと思っている方が多くて、今回の関西国際空港のほうでも職員の方が熱が出てからよくなって、風邪だと思って出てそれからまた急にまたぐあいが悪くなって病院に搬送されて、その後、はしかだという

ことがわかったとか、そういうことによって感染していったというふうに書かれています。このコプリック斑というのが口の中に出るということは、意外に知られていないのかなと思って、そういう特徴とかも市ホームページで書かれているのでしょうか。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。木浪健康福祉部理事。

○木浪龍太健康福祉部理事 再度のお尋ねにお答えいたします。

コプリック斑ですけれども、県と市のホームページは麻しんの症状として発疹が出現すると紹介しておりますけれども、発疹のひとつであるコプリック斑については記載されていません。コプリック斑は先ほど紹介されましたように、口部の粘膜に赤みを伴った白い小斑点ですが、このような特徴的な症状を含めまして、麻しんについて詳しくわかりやすい内容に修正して周知に努めてまいります。

○秋村光男委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 そうしていただいたほうがいいのかと思っています。それを見れば、もし熱が下がった後にコプリック斑が出たら、これは、はしかなんだなどわかる人も多くなるのではないかと思います。

私たちの世代では、はしかは誰でもなる病気だと思ってきましたけれども、昨年3月に世界保健機関の西太平洋地域事務局によりますと、この日本の中において土着のウイルスというのがほぼなくなって、日本において、はしかというのが排除状態にあるという認定が昨年3月にされた後に今回このような感染の拡大というのがあったのですけれども、今回ののはしかの感染は要するに海外からの感染ではないかと言われていて、これからは、はしかは輸入感染症の中に入ると言われています。本市も国際線がある中で、たとえ集団感染の拡大がおさまったとしても、これからもそういう可能性はあると思うのです。はしかというのは予防接種しか予防する方法がないのですけれども、例えば海外に出る方に予防接種をしているかどうかという確認等はしているものなのでしょうか。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。木浪健康福祉部理事。

○木浪龍太健康福祉部理事 再度の御質問にお答えいたします。

申しわけございませんけれども、承知しておりません。

○秋村光男委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 ちょっと後で教えていただければと思います。その辺は私もわからないので水際で防ぐ部分でそういうチェックみたいのがあったらいいと思うのですけれども、今回の感染を受けて大阪府の松井知事が「ここまで感染するとは考えていなかった」と初動対応がすごく甘かったという御自分の不備を認めていらっしゃる発言をしていますけれども、こういうことはやはりあってはならないです。現在こういう状況が起きている中で、万が一、本市でこういうことが起きたらという部分をしっかりと行っていかなければならないと思います。万が一今、はしかの患者さんが出ましたという報告が出たときの対応というのはどのように考えている

のでしょうか。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。木浪健康福祉部理事。

○木浪龍太健康福祉部理事 再度のお尋ねにお答えいたします。

麻しん患者が発生した場合、発症者の状況を迅速に把握した上で、発症者には外出を控えるようまず指導いたします。接触者は健康調査、症状が出た際の早期受診等について指導を実施して、感染の拡大を最小限にとどめるよう対応いたします。

また、市内において感染拡大のおそれがある場合は、関係機関への通知を行うとともに、市民に向けて市ホームページやメールマガジンなどを通じて注意喚起を行うこととしております。

○秋村光男委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 そうですね、大阪府でももっと早くに感染者が出たことを情報発信をするべきだったと言っているのです、今言ったようにまた感染ルートをしっかり確認して、拡大しないようにしていただきたいと思います。

今回のことというのは、決して特別なことではなくて、これからさまざまなそういう感染症が起きたときの市の対応を考えるよいチャンスだと思いますので、しっかりと、本市の中でもそういうことが起こったとき、また拡大したときの対応について話し合っていて、そういうことが起こらないように努力していただければと思います。

以上で終わります。

○秋村光男委員長 次に、仲谷良子委員。

○仲谷良子委員 社民党の仲谷良子です。

第3款民生費第1項社会福祉費第1目社会福祉総務費、こころの縁側づくり事業について質問いたします。

平成21年度から取り組んできたこころの縁側づくり事業について、その内容と実施状況を示してください。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。浦田健康福祉部理事。

○浦田浩美健康福祉部理事 こころの縁側づくり事業の内容と実施状況についての御質疑にお答えいたします。

こころの縁側づくり事業は、高齢者が住みなれた地域で生きがいを持って、生き生きと生活し続けられる環境を創出し、高齢者同士や他の世代及び市民団体などと交流を図りながら、介護予防の場、居心地のよい場として、1つには、仲間との語り合いのための茶話会、合唱や手芸、小物づくりなどの創作活動を通じた生きがいづくり。2つには、福祉サービスや消費者被害防止などの情報の提供。3つには、血圧測定や心の健康チェック、健康体操などの健康づくり。4つには、日ごろの悩みなどに関する相談などができる地域の集いの場を提供しているものであります。

本事業は、平成21年度から、市、青森市社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会との協働により実施しており、平成27年度には、市民センターなどを主な会場とし

まして、市内 23 地区、35 カ所において計 851 回開催し、延べ 1 万 1620 名の方が参加しております。

○秋村光男委員長 仲谷委員。

○仲谷良子委員 御答弁ありがとうございます。

こころの縁側づくり事業という、ネーミングもとてもいい事業でありますけれども、介護予防だとか福祉サービスとか、そういうことをやられて、現在 851 回、1 万 1620 人がそれに参加していると。まあ、38 地区社会福祉協議会のうち、現在は 23 ということでありますから、まだ拡大していく、していかなければいけないということでもありますよね。それで、私の地元ではないんですけども、健康づくりで何かその集会所に行くんだけど、それは町会で呼びかけたりして、例えば婦人部の事業として呼びかけたりしてそこに行くんだけど、それっきりで、1 回だけで終わっているということで、そういうことを何度もやってくればとてもいいなという要望を受けたことがあります。私に言った方は、23 の地区社会福祉協議会の中には入っていない方だと思うんですよね。ですから、これはまず拡大していただきたいということを要望したいと思います。

それで、最初の御答弁、平成 21 年度の御答弁から見ると、モデル事業から始められたということで、これまでの取り組みで見えてきた課題の検証をしながら、また進めていくものだと思うので、その課題はありますか。お願いいたします。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。浦田健康福祉部理事。

○浦田浩美健康福祉部理事 再度の御質問にお答えいたします。

平成 21 年度から開始してきて、6 地区から始まって、今、23 地区に広がっておりますものの、今、仲谷委員からお話がありましたように、まだ開催できていない地域というのもあります。そういった意味では、まず 38 の地区社会福祉協議会全ての地区で開催されること、そしてまた、一地区の中でも身近な場で開催されていくということでは、実施箇所の拡大ということがありまして、そこを市としても目指しているところです。

そういう中で、これまで行ってきている中で見えてきている課題というのは、まだ実施できていない地域からは、やはり継続的に開催していく上では会場の確保ということや、またこころの縁側づくりの集いの場を運営していくための担い手の確保といった、会場と担い手というところが大きな課題だということと捉えております。

○秋村光男委員長 仲谷委員。

○仲谷良子委員 そうですね。先ほどの御答弁では、市民センター等でこれが行われているということですが、まず、歩ける場所にあれば一番いいですよ。わざわざバスに乗ったりして市民センターに行くのであれば、やはり行けない人も出てくるということで、今後はやはり、各地域の町会で持っている会館だとかでやってもらうということが必要かと思っておりますので、ぜひそういう取り組みをしていただ

きたいと思います。

そして、担い手の確保であります、担い手になっていただくのは、地区社会福祉協議会の方ばかりではないと思うんですね。それで、もう 851 回開催されたということでもありますので、どういふ方たちが担い手になっているのかお答えいただければと思います。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。浦田健康福祉部理事。

○浦田浩美健康福祉部理事 再度の御質問にお答えいたします。

担い手はどのような方たちなのかということで、各地域の状況から申しますと、やはり地区社会福祉協議会に大きなお力をいただいております、地区社会福祉協議会の役員の皆様や、その地域の町会長などの役員の皆様、また、婦人部の御協力をいただいたり、中には老人クラブと一緒に活動したりなど、メインは地区社会福祉協議会、町会長、民生委員などではありますけれども、活動のテーマによっては、地域の中の団体とも連携しながら行っているという状況にあります。

○秋村光男委員長 仲谷委員。

○仲谷良子委員 これを運営していくための各地域の方々の努力で、本当にこれが支えられているわけでありまして、ぜひ今後も、先ほど申し上げましたように拡大して行って、本当に元気な高齢者の人の集えるような場にしていいただければと思います。

次に、第 4 款衛生費第 2 項清掃費第 1 目塵芥処理費、ごみの減量化について質問いたします。

当初、新ごみ処理場で浪岡のごみも焼却できるとされていたのが、黒石の焼却施設にお願いしなければならなくなり、1 年間に約 1 億 2000 万円の支払いが発生することになりました。ごみの減量化を進めることにより、一年でも早く、青森市のごみは青森市で焼却するようにしなければと考えます。

質問は、剪定枝等は現在可燃ごみとして焼却していますが、埋め立て処分することはできないか、質問いたします。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。環境部長。

○木村敏幸環境部長 仲谷委員の剪定枝等の処分に関するお尋ねにお答えいたします。

現在、青森地区で発生した剪定枝等については、太さが 10 センチメートル程度、また、長さについては 40 センチメートルから 60 センチメートル程度のものを縛って収集場所に出していただくよう御案内しております、それを収集して青森市清掃工場において焼却処理しております。また、御案内している大きさ以上のものについては、清掃工場で破砕処理ができないことから、粗大ごみとして有料で収集するか、あるいは自己搬入していただき、一般廃棄物最終処分場において埋め立て処分をしております。

ごみ処理に当たっての基本的な考え方といたしまして、直接一般廃棄物最終処分

場に埋め立て処分を行うことは、当該処分場の容量の逼迫につながりますことから、剪定枝に限らず焼却できるものについては焼却処理を行い、減容化を図ることとしております。

○秋村光男委員長 仲谷委員。

○仲谷良子委員 ありがとうございます。

それでは、街路樹の剪定枝はどのように処理されているのかお尋ねいたします。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。環境部長。

○木村敏幸環境部長 街路樹に係る再度のお尋ねにお答えいたします。

街路樹の剪定についてであります。本市のみならず、国や県におきましても、青森市清掃工場で処理できる大きさのものについては清掃工場に搬入し、それ以上の大きさのものについては一般廃棄物最終処分場へ搬入しているということであり、ただし、実際には木の幹や太い枝が多くを占めることや、大きさによる仕分け作業に労力を要するなどの理由によりまして、大小一まとめで一般廃棄物最終処分場へ搬入されている剪定枝も少なくないという状況となっております。

○秋村光男委員長 仲谷委員。

○仲谷良子委員 平成 26 年度第 2 回のごみ減量化対策本部会議の資料の中に、この剪定枝についての扱いの部分があります。剪定枝等の減量化ということで、市内に処理業者がなく、これまで可燃ごみとして処理してきたということですが、これは今も変わっていないということよろしいですか。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。環境部長。

○木村敏幸環境部長 再度のお尋ねにお答えいたします。

最初の御答弁でもちょっと御説明させていただきましたが、太さが 10 センチメートル程度、また、長さについては 40 センチメートルから 60 センチメートル程度のものについては、新ごみ処理施設、青森市清掃工場で直接焼却ということをしていただいています。ただし、それを超えるものについては、ちょっと清掃工場では焼却できないということで、一般廃棄物最終処分場にお運びをいただいて、埋め立て処分をしているという状況です。

○秋村光男委員長 仲谷委員。

○仲谷良子委員 大方、街路樹の剪定枝は、最終処分場で大小まとめて埋め立てられているということなのですが、燃やしてしまえばそれはいいのかもしれないですけども、木だとか草だとかそういうものは土に戻りますので、私は、数年はかかるかもしれませんが、なるべくだったら最終処分場で埋め立てたほうがいいのではないかと思うんです。そして、そのためには、やはり今のごみの分別の仕方を変えなければいけないことなので、ぜひ市にはそのこともお願いして、今後——そのような声もあるんです。ただ燃やしてしまっていていいのかという、せっかく土に戻るのにもということもありますので、ぜひそのことをお考えいただきたいというように、今後検討してくださるようお願いいたします。

次に、粗大ごみは現在どのように処理されているのかお尋ねいたします。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。環境部長。

○木村敏幸環境部長 粗大ごみに関するお尋ねにお答えいたします。

青森地区で発生した粗大ごみにつきましては、毎月2回、有料で収集させていただいて、青森市清掃工場において破碎、切断処理を行った後、資源である鉄並びにアルミニウムを回収して残渣を焼却、埋め立て処分ということにしております。

一方、清掃工場において処理できないスプリング入りのマットレスですとかソファ、こういった処理困難物の粗大ごみについては、一般廃棄物最終処分場において埋め立て処分をしております。

○秋村光男委員長 仲谷委員。

○仲谷良子委員 以前、私は川越市を視察したことがあるんですが、そこでは粗大ごみを生かして使うということで、例えば、出された粗大ごみを、直せるものはきちんとシルバー人材センター等をお願いして直して、そして1年に1回、そのごみがまた新たな形で市民の皆さんに本当に安く提供できるというシステムをとっていたところもあります。そこまでやるということは、最初からそのようなシステムでやってきたところはいいのかもしれませんが、青森市は無理だろうなどは考えます。ただ、自分の家では使わなくなっても、それが何も壊れていない物だったりすると、欲しい人もいるかもしれない。そういう場合、リサイクルセンターに持ち込めないものはとりに来ていただけるようにして、ぜひそういうことも市民に、何かの機会にそのようなことを言うていただければと要望いたします。

それから、スーパー等で消費期限がもう切れているもので廃棄されている食べ物は、どのように処理をされているのか、お尋ねいたします。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。環境部長。

○木村敏幸環境部長 スーパー等の食品廃棄物に関するお尋ねにお答えいたします。

市ではこれまで、食品廃棄物のリサイクルに係る取り組みについて、青森商工会議所を通じまして排出事業者へ御紹介し、周知啓発に努めてきたところであります。

このたび、市内の複数の大手スーパーに聞き取り調査を改めて行いましたが、消費期限等により廃棄することとなった野菜、肉、弁当等のこういった食品廃棄物につきましては、一部のスーパーにおいては、民間処理施設に堆肥としてのリサイクルの委託がなされておりますものの、まだ可燃ごみとして青森市清掃工場へ搬入処理しているところが多いという状況となっております。

○秋村光男委員長 仲谷委員。

○仲谷良子委員 まだほんの一部しか堆肥化されていないということだと思いますが、これも、しっかりと市の指導を求めていきたいと思えます。

市のデータを見ますと、1人当たりのごみ排出量は、平成25年度で全国平均が958グラム、青森市は1160グラムです。平成26年度は少し下がって、青森市は1133

グラムになっています。リサイクル率として、平成 25 年度は全国平均が 20.6%、青森市は 11.1%で、平成 26 年度は青森市は 11.3%ということで、少しリサイクル率も上がっておりますけれども、まだ全国平均に届いていないというか、ごみの排出量はちょっと多いということでありますので、リサイクル率をもっと高めていかなければいけないと考えます。

ぜひ、今後も減量化について御努力をお願いして、青森市のごみは青森市で焼却ということに結びつけていただけたらと思って、要望いたします。

次に、第 10 款教育費第 2 項小学校費及び第 3 項中学校費、第 2 目教育振興費で、学校徴収金について質問いたします。

一般質問の答弁で、学校徴収金の最高額と最低額の差は、小学校は 9767 円、中学校は 7940 円の差がありました。違いが出る理由を示してください。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○石澤幸造教育委員会事務局教育部長 仲谷委員の学校徴収金の違いの理由について御答弁申し上げます。

徴収額に差が生じる主な要因としましては、小学校では、文集や版画集の外注による作成、また、部活動におけるさまざまな活動に伴う用具の整備、運搬あるいは児童の移動のためのバス代等の補助などの理由により、各学校間に差が生じております。

また、中学校では、テストの回数や採点まで委託するなどの実施方法や、小学校と同様、部活動におけるさまざまな活動に伴う用具の整備や運搬、生徒の移動のためのバス代の補助などの理由により、学校間に差が生じているところであります。

今後、市内小・中学校の学校徴収金の状況につきまして、各学校に周知することとしており、保護者にとって過度な負担とならないよう、校長会や学校訪問を通じまして指導してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○秋村光男委員長 仲谷委員。

○仲谷良子委員 御答弁ありがとうございます。

小学校は約 1 万円近い額ですので、ほんの少しずつの差がそのように積み重なっているようなものだと思うんです。それで、バス代が今すごく高くなっていくということ、一般質問でも言ったんですけれども、バス遠足をやめている学校もあるということなどを聞きました。ですから、そういうバス代とかは、バス遠足をするともう本当にしょうがなく出ていくのだらうと思うんですよね。ただ、やはり学校によつての差というのは本当に好ましくないと思うので、ぜひ各学校には、これぐらいの差がありますよということで周知していただいて、保護者の負担を減らしていただくように要望いたします。

それから、毎年学校徴収金を調査するというので答弁をいただいたんですけれども、私は、見込みの調査というよりも、決算額の調査を行ったほうが実態の把握

ができるのではないかと考えますけれども、それについて御答弁いただけたらと思います。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○石澤幸造教育委員会事務局教育部長 学校徴収金の決算額の調査についての再度の御質問にお答えします。

教育委員会といたしましては、これまで必要に応じて学校徴収金の調査を実施してきたところではありますが、保護者の負担軽減や、学校徴収金のさらなる適正化を図る観点から、今年度から毎年、決算の見込み額の調査を行うこととしたところがあります。

また、学校徴収金につきましては、公費、私費の区分を明確にした学校徴収金取り扱いマニュアルの作成を指示し、その中で、決算については、毎年度末に各学校においてPTAや地域関係者等による監査が実施され、適正に管理されているところでもあります。

このようなことから、教育委員会としましては、今後も見込み額の調査を継続し、学校徴収金の状況を把握して適切に指導してまいりたいと考えております。

よろしく申し上げます。

○秋村光男委員長 仲谷委員。

○仲谷良子委員 そうすると、毎年、年度初めに学校徴収金の見込み額を調査すると。そして、私が提案いたしました決算額の調査については、そこはマニュアルに基づいているのでということ、今はやらないということでもありますか。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○石澤幸造教育委員会事務局教育部長 補足して再度御答弁申し上げます。

学校にマニュアルの作成を指示して、決算につきましては、毎年度末に各学校において、PTAや地域の関係者の方々が監査を実施しておりますので、その辺はその方々にお任せして、適正に管理されていることを確認しているということです。

以上でございます。

○秋村光男委員長 仲谷委員。

○仲谷良子委員 わかりました。ぜひ、本当にきちんと、学校徴収金がいわゆる見える化になっていただければというように私は思いますし、なるべくだったら、先ほど言いましたように、保護者の負担にならないような学校徴収金にしていいただければと思います。

以上で終わります。

○秋村光男委員長 次に、長谷川章悦委員。

○長谷川章悦委員 自由民主党の長谷川です。それでは、順次質問したいと思います。

教育費ですけれども、まず、人工芝のことについて。

これは今までも、私のみならず中村美津緒議員が非常に力を入れていますので、

ここまで来ましたが、今年度、整備事業設計費として695万6000円を計上して設計業務に入っているということでありますので、来年度は工事に取りかかるものだと思います。ただ、今懸念しているのは、先般もそうでありますけれども、スポーツ関係者の方から、スポーツ広場は横内の遊水地であって、大雨が降ると冠水すると。聞くところによれば、年に二、三回ぐらいだったと思いますけれども、そのように水浸しになると聞いております。

人工芝グラウンドを整備するに当たっての調査を恐らくしているのかと思いますけれども、そういう冠水等の影響についてどのように検討がなされてきているのか、お伺いしたいと思います。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○横山克広教育委員会事務局理事 長谷川委員の人工芝の整備についての御質問にお答えいたします。

教育委員会では、スポーツ広場に人工芝グラウンドを整備する方針を固めるに当たり、整備予定地が横内川多目的遊水地内となりますことから、グラウンドが冠水する可能性があることを考慮し、実際に冠水があった他都市の4施設にその影響についての聞き取り調査を行い、整備の可否について検討いたしました。

調査の結果につきましては、まず、1つの施設では、遊水地のため1.9メートル程度の水位まで冠水しましたが、人工芝が剥がれ流されるといった被害もなく、水が引いた後に清掃作業を行い、数日で復旧したとのことであります。また、別の施設では、80センチメートル程度冠水いたしましたが、衝撃吸収用のゴムチップが流れ出た程度の被害で済み、数日で復旧したとのことであります。

このほかの2つの施設につきましても冠水いたしましたが、いずれも人工芝に大きな被害はなく、水が引いた後に、流れ込んだごみの清掃作業や簡易なグラウンド整備を行い、数日で復旧したとのことであります。

以上のように、各施設の調査結果を踏まえ検討いたしましたが、実際に人工芝グラウンドが冠水しても大きな被害を受ける可能性は低く、影響は少ないものと考えております。

教育委員会では、今後、人工芝の仕様や整備内容についての検討を重ねていくこととしておりますが、冠水による影響にも意を用いながら、引き続き人工芝グラウンドの整備に努めてまいります。

○秋村光男委員長 長谷川委員。

○長谷川章悦委員 恐らく、そこまで調べてやったとは思いますが、いずれにしても、本当は冠水しないところであれば、これにこしたことはないと思います。恐らく、冠水するという事は、やはりいろんな面では、延命にもかかわる部分も出てくるという感じがいたします。特に、ここは雪も降りますし、そういう形ではちょっと心配かなど。ただ、じゃあほかにどこがいいかと考えてみれば、ないですよ。あそこが一番いい場所だとは思いますが。強いて言えば、観覧席がない

のがちょっとあれで——まあ、一番向こうはラグビー場か。土手があって、あそこに観覧席でもあればという話も聞いています。ですから、せっかくやるんだから、そういう観覧席もあればよりベターという感じがいたしますけれども、冠水については問題がないということで太鼓判を押しますので、そういうことで、ひとつ早目に整備をお願いいたします。

次に、アップルヒルですけれども、これも私も何回か取り上げてきました。昨年の第2回定例会の予算特別委員会だと思っておりますけれども、20周年を迎えて、アップルヒルの展望についてお伺いしたことがありました。

国は、道の駅を地方創生の拠点施設として、経済の貢献度を高めてもらうということで、全国から最も貢献度の高い道の駅ということで、重点的に支援する評価制度を導入していました。去年は、千葉県富浦の枇杷倶楽部——前にも申し上げましたけれども、浪岡で道の駅を整備するときに、我々議員としてどこへ行ったかという、この富浦町の道の駅を視察に行っただけです。そのときは、さほど大した道の駅ではないという感じを受けたんですけれども、今では全国のナンバーワンの道の駅になりました。その駅長が、今、全国を飛び回って指導に歩いている方ですけれども、役場の職員です。そういう人が駅長になって、今、全国1位の道の駅ということになりました。全国で6カ所が、全国レベルのトップクラスということで評価をいただきましたけれども、さらにまた、今後定期的に再評価してランクづけするということがありますので、アップルヒルも積極的に活用すべきだと思います。

昨年の答弁の中では、今後の展望について、国の支援制度あるいは先進事例を調査して検討しながら、道の駅アップルヒルが活性化の拠点となるように積極的に取り組んでいきたいという答弁であったかと思っております。アップルヒルは、ここ数年利用者もふえ続けています。しかし、20年間の中で、老朽化はもちろんだけれども、産直スペースを見ても非常に手狭であります。アップルヒル全体の施設からいっても、本当にこれから200万人を超えるような集客力が望めるのかどうか、あるいは収入も今まで以上のものが図れるのかどうかということ、非常に私自身も不安を覚えるものであります。最近、私も年に1回は道の駅めぐりということで、随分東北各地を歩くんですけども、非常に道の駅のリニューアルが進んで、すごい道の駅になっています。そういう意味ではアップルヒルも、施設の充実はもちろんでありますけれども、やはり高齢者人口の増加あるいは農産物の6次産業化といった地域経済の活性化あるいは雇用創出に向けて、効果が見込まれるものであると思っております。

そういうことで、20年を経過した今、私は大規模改修も含めた展望を図る必要があると思っておりますけれども、いかがお考えか、お伺いしたいと思います。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。浪岡事務所副所長。

○棟方牧人浪岡事務所副所長 長谷川委員の御質問にお答えいたします。

まずは現状から申し述べたいと思いますが、指定管理者である株式会社アップルヒルでは、平成 26 年度から平成 28 年度までの 3 カ年を計画期間とする経営戦略プランを策定しており、その中で、来場者の増加を図るため、新たに組織を編成し事業を実施することとしています。

具体的には平成 26 年度に、新規イベントの企画立案の強化を図るため営業企画課を設置し、平成 27 年度からは秋の大収穫祭や冬のアップルヒル雪まつりを開催したほか、レストランのメニューの新開発や忘新年会プランなどを企画・実施しているところであります。さらには、先ほど委員からも御指摘がありましたが、創業 20 周年を迎える今年度は、ラベンダーまつりの実施に合わせ青森県道の駅フェアの開催を誘致するなど、積極的にイベントを実施しながら、来場者の増加と魅力の向上に努めているところであります。また、青森市浪岡交流センター「あびねす」や中世の館、花岡プラザなど浪岡地区の各施設を初め、浪岡商工会や浪岡観光協会とも積極的に交流を図りながら、イベントでの連携や相互の情報交換を実施してきたところであります。このことから、今後は、これらの各施設や団体と連携を図りながら、浪岡地区の魅力を発信していくための事業の提案が期待できるものと考えております。

そのほか、株式会社アップルヒルの取り組みとしましては、1 つに、イベント開催時の駐車場不足を解消するため、国土交通省東北地方整備局と協議を行い、アップルヒルに隣接する国道 7 号沿いの空き地を駐車場として利用できるよう 8 月上旬に整備したこと。2 つに、新たな利便性の向上を図るため、電気自動車の急速充電器の設置について、国の補助金を活用しながら今年度中に整備するとしていることなど、環境の整備にも努めているところであります。

市といたしましては、民間の経営感覚を取り入れた現在の経営陣の実施しているイベントなどのソフト事業により、来客数が増加しているものと認識しておりますことから、今後も既存の事業を継続していきたいと考えております。したがって、現時点において新たな施設の設置や大規模な施設改修等のハード事業については、想定していないところであります。

いずれにいたしましても、より多くの方がアップルヒルを訪れ、浪岡地区の魅力を堪能していただけるよう指定管理者と十分に協議し、さらなる魅力の発信ができるよう事業の実施と浪岡地区のにぎわいの創出に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○秋村光男委員長 長谷川委員。

○長谷川章悦委員 20 周年を契機ということ、さまざまなイベントを開催して、非常に頑張っているということは私も見ておりますので、それはそれとしていいのですけれども、そのかいがあつて集客力がふえたということなのかはわかりませんが、ただ、いずれにしても、国でもそういう手厚い補助とかをいろいろ考えているみたいだし、リニューアルに対しても補助が出るような感じがいたしますの

で、今、190 何万人ですか、そろそろ 200 万人を超えるというこの集客力、これは大いに活用すべきだと私は思います。やはり、道の駅がそういう意味では拠点施設として、浪岡地区にとっては大きな役割——浪岡だけでなく、青森にとってもそうだと思いますので、できれば、その改修等についての計画はないということでもありますけれども、今後じっくり検討しながら、将来に向けてひとつ頑張っていたきたいと思います。よろしく願いいたします。

次に、アウガですけれども、アウガと言えばうんざりするかもわからないけれども、いろいろ今回も議論になりましたので、今のアウガの問題でなく、全く違う観点で。

これは、去年の 10 月に開催された市政懇談会だと思います。たまたま配付になりましたので、ずっと——私は結構調査物を見るのが、パーセンテージを見るのが好きなものですから、前にも、私の概算では、アウガに市役所機能を移転したほうが良いというのが、意識調査からいけば 8 割から 9 割と言いましたけれども、そういうものをよく見るんですけれども、その市政懇談会の会議概要によると、「市役所庁舎の全てをアウガに移転とした場合、図書館などがある 5 階以上も使う必要があります、図書館などの公的施設を別に整備しなければならない。また、アウガを市役所庁舎として使用するには大規模な改修が必要になる。さらに、アウガの床や土地を取得したり、出店契約を解約しなければならない。これらの費用を試算すると、市役所庁舎を建て替える費用より高額になる」と回答しています。

その根拠と、今もその考えに変わりはないか、お伺いいたします。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 アウガへの庁舎移転についての御質疑にお答えいたします。

御紹介がありましたように、昨年 10 月に開催されました市政懇談会におきまして、市民の方から、アウガを救済するため、市役所を全部アウガへ移転すべきである旨の意見が寄せられまして、市ではこの御意見に対しまして、アウガ全館を市役所庁舎とする場合、本庁舎及び柳川庁舎を一括して建てかえる場合に想定される経費よりも高額になることが想定される旨回答をいたしましたところであります。

この回答の根拠といたしましては、平成 24 年第 2 回市議会定例会の一般質問の答弁に際して試算した内容であります。具体的には、柳川庁舎を倉庫として使用するなどの工夫をしながら、アウガ全館に本庁舎及び柳川庁舎を集約し、アウガに入居している図書館等の公的施設を別に整備すると仮定した場合、これらに要する経費は、アウガの地上権を含む床の取得費、アウガの改修費、アウガに入居している公的施設等の整備に要する費用などに計 152 億 600 万円程度を要することが想定され、本庁舎及び柳川庁舎を一括して建てかえる場合に想定される経費約 146 億円よりも、約 6 億 600 万円高額になるものと想定されたところであります。昨年 10 月の市政懇談会の開催時点では、アウガ公共化という議論がなされていない状況下で、さらには、アウガ全館に本庁舎及び柳川庁舎を集約するという前提での試算をもと

に回答したものであります。

市といたしましては、アウガに入居している公的施設等を別に整備して本庁舎及び柳川庁舎を集約することについては、現実的ではないと認識しておりまして、現在、青森市役所庁舎整備基本方針及び基本計画に基づいて、新庁舎の設計作業を本年10月末の完了を目指して進めていることに加えまして、議会棟及び柳川庁舎の耐震補強工事等も進んでいる状況を踏まえますと、アウガ全館を市役所庁舎にすることを前提とした再試算等については、行う必要性が低いものと認識しております。

以上でございます。

○秋村光男委員長 長谷川委員。

○長谷川章悦委員 平成27年の10月の回答というのは、平成24年の一般質問で答弁したことに基づいてのことだということですか。（「そうです」と呼ぶ者あり）ということは、今はそんなことは全く——今、ここも建てるような方向になっているし、そういうのは全く今は関係ないということですね、答弁は答弁で。今進んでいるから。まあ、その根拠と、あるいは今もそういう考えがあるのかということ、仮に今、アウガに持っていき持っていけないの議論では、持っていったとしてもここへ建てるよりは高くなるということで、その考えはないということなんですよ。試算していないからわからないということですか。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 お答えいたします。

先ほどの答弁は、平成24年当時の一般質問における答弁に際しての試算、ある前提のもとで試算した結果です。そして、平成27年10月における御意見については、その同様の前提での試算で、条件が同じでしたので、平成24年当時の一般質問の答弁を根拠とした平成27年のときの回答です。そして、平成27年のその市政懇談会からきょうまでの時点で、例えば、アウガの公共化を目指すというような市の方向転換等がありましたけれども、それによって、現在進めている市役所庁舎の整備事業について、市役所庁舎の本庁舎の場所を見直すということの考えはありませんという趣旨の御答弁でした。

以上でございます。

○秋村光男委員長 長谷川委員。

○長谷川章悦委員 そのときはそういう答弁をしたということですね。わかりました。

次に、東京オリンピック。毎回オリンピックのことを話しして申しわけありません。

前回もこのことについて質問いたしましたけれども、恐らくほとんど変わっていないと思います。ただ、このたびのリオデジャネイロのオリンピックを見ると、本市ゆかりの選手というのはすごいですね。ああいうのは、市民も非常に感動を覚えて——前にも、アンケートの中で合宿の誘致について青森市もというのが出ており

ましたけれども、そういう意味では、非常にこの活躍を見るときに、私は五輪の合宿誘致にも市としては弾みがかかったのかなという思いであります。

ということで、今後の誘致への力強い対応があれば、お知らせいただければと思います。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○坪真紀子経済部理事 2020年東京オリンピック・パラリンピックに係る合宿誘致についてお答えいたします。

事前合宿誘致については、2つの手段でアプローチしていくこととしております。

まず、本市ゆかりの指導者等の人脈による独自のルートを通じて、各国の選手団に働きかけていきたいと考えており、そのため、スポーツ競技団体等を通して、合宿誘致の協議を進めていくための効果的な周知方法、受け入れに当たっての条件などの情報収集を行っているところであります。今後は、どのスポーツで招致を図るかある程度絞った上で、個別具体の協議に入っていきたいと考えております。

また、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会による事前トレーニング候補地ガイドへの自治体情報、練習施設情報、宿泊施設情報が、各国の競技団体が合宿地を探す情報源となっております。この入力締め切りが9月末となっております。現在、日本語及び英語で掲載する情報の最終確認を行っているところであります。

○秋村光男委員長 長谷川委員。

○長谷川章悦委員 わかりました。まず、頑張ってください。

前にもいろいろ申し上げたと思いますが、弘前市とか三沢市は非常に積極的に今進んでいて、弘前市はソフトボールで、あそこは斎藤春香さんがいるから、今、東南アジアのソフトボールも誘致するというところで、非常に積極的に取り組んでおります。三沢市もそうではありますが、名乗りを上げて、種目を絞ってやるということで非常に前向きなんですけれども、何か本市を見ていると、本当にやれるのかという疑問を持ちながら半分期待をしているということで、前回も浪岡のバドミントンの例も挙げていろいろ申し上げましたけれども、できれば、本当にスピード感を持ってやっていただければと思います。

弘前市の場合は、市長部局の市民文化スポーツ部を中心にやっているみたいなんですけれども、そういう意味でもまた違いがあるという感じがいたします。八戸市もそうであります。市長部局にまちづくり文化スポーツ観光部という形でやっていますので、そういう意味ではスピード感があるという感じがいたします。本市の場合は、経済部と教育委員会があり、分かれていますので、そういうネックもあるという感じがいたします。

いずれにしても、せっかくのチャンスでありますので、あと4年後、さらにはその後には国体も控えておりますので、施設整備も含めて、これから十分検討していただければと思います。

最後に、学区の再編についてでありますけれども、以前もこの浪岡で、複式学級に対応している小規模学校の統廃合についてということで、検討すべきではないかと申し上げたことがあるんですけども、学区再編計画に基づいて学校の統廃合を進めているということだったと思います。そして、地域住民の意見を聞きながら、教育活動やスポーツ活動を充実するよう支えてまいりたいというように申し述べていたと思います。計画を見ると、個別に実施方針を策定して、通学区域の再編を継続的に進めるとともに、特定の計画期間は定めないと。地域の現状や人口動態などを踏まえ、通学区域について検証を加えて、それに基づいて保護者や地域の皆様との話し合いを行いながら進めていくということだったと思います。

その後、どのような形になったのかはわかりませんが、通学区域再編に係る現状及び今後の取り組みについて、お伺いしたいと思います。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○石澤幸造教育委員会事務局教育部長 長谷川委員の通学区域再編に係る現状及び今後の取り組みについて御答弁いたします。

委員からも細かく説明がありましたが、現在、学校統廃合に向けた通学区域再編につきましては、平成 20 年 4 月に策定した通学区域再編による教育環境の充実に関する基本計画に基づき、複式学級を有する小学校と全学年が単学級の中学校を対象とし、保護者や地域の皆様と十分な話し合いを行い、関係する皆様の御理解をいただきながら進めてきたところであります。

その結果、平成 20 年の基本計画策定以降、小学校では 8 校、中学校では 2 校、計 10 校がこれまでに他校と統合したところであります。また、現在も複式学級を有する小学校が 8 校あることから、引き続き P T A 会長を初めとする関係者と教育環境に係る話し合いを行っているところであります。

教育委員会といたしましては、今後も、対象校である複式学級を有する小学校と全学年単学級の中学校につきまして、関係する皆様への情報提供と意向把握に努めながら、教育環境の充実に向けた通学区域再編に継続的に取り組んでまいります。

以上でございます。

○秋村光男委員長 長谷川委員。

○長谷川章悦委員 わかりました。余り変わっていないと思います。

この計画も 8 年前のものでありますから、そろそろ見直してもいいのかと。検証するということであれば、その検証をして、どういう方向になっているのかわかりませんが、いずれにしても、鶴田町でも黒石市でも、今この再編計画に入って統合するという方向で進んでいるようであります。やはり、市としてこの現状を把握しながら、こうしなければだめだというものを地域に示す必要があると私は思います。いつまでたっても地域の意見、地域からの要望が来るということになれば、恐らく一生進まないと思います。実際、浪岡の大栄小学校あたりは 30 人ですか、複式学級でやっていますけれども、結局、スポーツをやりたい子どもは入らないで、大きい

学校へ行くと。まあ、やりたくても残って、そこでやれない人も結構いるわけですよ。そういう人たちを考えれば、やはりこの交通時代、浪岡の場合は山奥ではないし、交通の便はどこまで行っても10分か15分で行くところですから、そういうことを考えれば、ある程度市としての考え方を示しながら、そして地域の理解を得るということを、私は進めていってもいいのではないかという感じがいたします。

そういうことで、今後も子どもたち——どうしても、昔からそこに住んでいる人たちは、学校がなくなればと、おじいさん、おばあさんは言うんだけど、おじいさん、おばあさんの話を聞いてれば、なかなか改革できないと思います。あくまでも子どもを中心としてやはり考えていくべきだと思いますので、そういうことでひとつ頑張ってください。よろしくお願いします。

○秋村光男委員長 次に、奈良岡隆委員。

○奈良岡隆委員 新政無所属の会、奈良岡隆です。

第4款衛生費第1項保健衛生費第4目母子保健費について、妊産婦・新生児訪問指導についてお聞きします。

妊産婦訪問指導及び新生児訪問指導の事業内容を、簡潔に御説明ください。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。木浪健康福祉部理事。

○木浪龍太健康福祉部理事 妊産婦・新生児訪問指導事業についてのお尋ねにお答えいたします。

妊産婦・新生児訪問指導は、妊産婦及び新生児に対し訪問指導を行い、妊娠、分娩、新生児期における母子の健康管理の徹底を図り、異常、疾病等の発生防止及び早期発見に努めることによって、未熟児出生及び乳児死亡の防止を図ることとともに、出産後の育児不安の軽減及び乳幼児虐待の未然防止を図ることを目的としております。

妊婦への訪問に当たっては、母子健康手帳交付の際に、保健師が全ての妊婦またはその家族と面接し、必要な保健指導を行い、心身の健康状態や生活状況に応じて、保健師や訪問指導員が分担して家庭訪問を行っております。また、産婦及び新生児の訪問に当たっては、妊娠届の提出の際に、あらかじめ母子健康手帳交付とあわせて新生児出生通知書を配付し、お子様の出生届と同時に市民課等の窓口へ提出していただき、その通知書に基づき、生後28日以内に産婦及び新生児を訪問し、母子の健康状態や生活背景を把握し、育児に関する相談に応じるとともに、乳幼児健康診査、予防接種の受け方、各種相談窓口の周知など、子育て情報の提供等を行っているところであります。

○秋村光男委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 新生児訪問指導は、母子保健法に定められた事業だと思いますけれども、もう1つ、乳児家庭全戸訪問事業もあります。よく言うこんにちは赤ちゃん事業ですけれども、聞き取りした際に、妊産婦・新生児訪問指導事業、未熟児訪問指導事業は、このこんにちは赤ちゃん事業に含まれるというように聞きましたけ

れども、それでいいのか違っているのか、お答えください。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。木浪健康福祉部理事。

○木浪龍太健康福祉部理事 再度のお尋ねにお答えします。

妊産婦・新生児訪問指導事業、未熟児訪問指導事業の2つにつきましては、乳児家庭全戸訪問事業を構成している事業です。

○秋村光男委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 そこがちょっと私はわからないんですけども、新生児訪問指導事業は、母子保健法に基づく事業目的がありますよね。それで、乳児家庭全戸訪問事業、こんにちは赤ちゃん事業というのは、児童福祉法に基づく事業目的を持った事業です。ですから、事業目的が微妙に違いますよね。それでいて含まれるという、そのこのところの考え方を今お聞きしているんですけども。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。木浪健康福祉部理事。

○木浪龍太健康福祉部理事 再度のお尋ねにお答えいたします。

妊産婦・新生児訪問指導事業につきましては、母子保健法により、平成9年から本市では実施しております。それに対しまして、乳児家庭全戸訪問事業につきましては、平成19年から児童福祉法に基づいて実施している事業ですけれども、そのガイドラインによりまして、この乳児家庭全戸訪問事業を効果的かつ効率的に実施する観点から、先ほど言いました母子保健法に基づく妊産婦・新生児訪問指導と合わせて、本事業を実施することとして差し支えないということになっておりますので、本市としましては、乳児家庭全戸訪問事業を構成する事業として、妊産婦・新生児訪問指導事業としております。

○秋村光男委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 わかるんですけども、ただ考え方ははっきりしてもらわないと次に進まないものですから、今聞いているんです。今おっしゃったのは、要するに乳児家庭全戸訪問事業のガイドラインの中に書かれていることだと思うんですけども、その中には、2つの事業は法的な位置づけや第一義的な目的は異なるけれども、いずれも新生児や乳児がいる家庭へのサポートを行うものであって、密接な関係にあるため云々とあるんです。目的が違うんです。

何でそのこのところをお尋ねしているのかというと、青森市の母子健康管理についての事業がいろいろとあるんですけども、非常にわかりづらいです。東京都北区にお伺いしてきたんですけども、北区に子育て応援事業というのがあります。なぜ子育て応援事業を始めたかということ、事業が複雑過ぎて利用しづらいという声があったからだということです。利用者の立場に立ってわかりやすい事業にしよう。青森市の子育て支援もいっぱいありますが、例えば、先ほどの乳児家庭全戸訪問事業、こんにちは赤ちゃん事業ですけれども、青森市のホームページからは探せません。今の話だと、その中に入っているという話ですけれども、そのこんにちは赤ちゃん事業が、青森市のホームページで探しても出てこないんですよ。妊産婦・新生児

訪問指導事業とか未熟児訪問指導事業はすぐ出てきますが、青森市の乳児家庭全戸訪問事業、こんにちは赤ちゃん事業を検索すると、育児女性白書というのが出てきます。このサイトは、民間のサイトです。青森市のホームページからは探せません。

例えば、青森市のみならず、母子の健康管理については、妊産婦・新生児訪問指導とか未熟児訪問指導、あるいは乳幼児健康診査とか予防接種とか、今お話しした乳児家庭全戸訪問事業とかいろいろとあるんですが、これを利用する側に立ってきちんとわかりやすくするべきだと思うんですけども、どのようなお考えかお聞かせください。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。健康福祉部長。

○能代谷潤治健康福祉部長 奈良岡委員の再度の御質疑にお答えさせていただきます。

まず、先ほどの乳児家庭全戸訪問事業と母子保健法の訪問指導事業との関連ですが、ちょっと言葉がなかなか難しいんですが、委員も御紹介のとおりガイドラインの中で、あわせて実施することとして差し支えないということですので、本市としてはあわせて実施しているということで御理解いただきたいと思います。

それで、いわゆる子ども支援、子育て支援、母子保健等々の事業の内容が、市ホームページではなかなかわかりづらいというお話であります。市として、妊娠、出産からいわゆる切れ目のない支援という形で、どういう切り口でカテゴリー分けしながら市民の皆様にはわかりやすく情報提供できるかということ、いろいろ検討しているところです。奈良岡委員のお話も参考にしながら、今後、市ホームページにどういう切り口から入っていけばいいのかなど。いろいろ事業の紹介は全てさせていただいているんですけども、自分の必要な支援が探しやすい状況になるようにということで、市ホームページについては本当に、CMSで統一化されてから、なかなか規格というか技術的な部分もありますが、いずれにしても検討して工夫した上で、わかりやすくしていきたいと考えております。

○秋村光男委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 ぜひ、母子の人たちがわかりやすい——例えば、新生児訪問指導というのは、生後28日以内ですよね。これは、母子保健法です。それで、乳児家庭全戸訪問事業というのは、生後4カ月を迎える日までということで、児童福祉法です。きちんと、利用する方が見てわかるような形で市ホームページ等で紹介していただけるようにとお願いして、本題に移ります。

妊産婦・新生児訪問指導についてですけども、新生児訪問指導の現状と改善についてお聞きします。

訪問委託について、6月に他市の状況調査を行ったと聞いていますけれども、その目的と結果はどうだったのか、お知らせください。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。木浪健康福祉部理事。

○木浪龍太健康福祉部理事 再度のお尋ねにお答えいたします。

6月にやった調査ですけれども、訪問指導員の単価について調査したところであり、訪問指導員の1件当たりの報償費は、現在、新生児1件につき1650円、産婦1件につき1650円としておりまして、1世帯の母子を家庭訪問すると、合わせて3300円となっております。この単価は、平成10年に設定して以来改正していない状況です。しかしながら、現在の業務内容を見ますと、当初の業務に比べ、産後鬱病予防の業務などそのほかにも増加していることもありまして、訪問指導員の報償費の単価について見直しする時期と考えており、他自治体の実施状況等を調査し、検討しているところです。

○秋村光男委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 他自治体の状況を調べて今検討しているということですが、先ほども健康福祉部長がおっしゃられましたけれども、乳児家庭全戸訪問事業から子ども支援事業にスムーズに切れ目のない支援ということで、また、小学校へつながっていくためには、赤ちゃんとの最初の出会いである乳児家庭全戸訪問が何より大切、重要だと私は思います。

この最初の出会いでお母さんとの信頼関係を築けるのかどうか、その後の適切な支援、相談につながっていくと思います。そのためには、この訪問指導員というのは非常に重要な役目を担っていますし、高度な資格とキャリアが必要だと私は思っていますけれども、ところが、待遇の水準が低いために、助産師も保健師も集まらなないと聞いています。1人の訪問指導員に対する負担が多くなってきている、だからまたやめるといって、この訪問指導員は、交通費も出ないわけですよ。そして、持ち場も非常に広い範囲で、特に冬場なんかは大変だと思います。

それで、聞いたところ、中核市のこの委託料ですが、県内と中核市を比べてみた場合に弘前市がちょっと青森市よりも低いんですけれども、弘前市の訪問指導員は、助産師とかそういう資格ではなくて、研修を積んだ方に依頼しているという形でちょっと違う体制なので、これを除くと、青森市が最低レベルですよ。一番下。ですから、ぜひこれからの子育て、少子・高齢化の時代ですから、きちんとした母子保健の管理をする意味からも、最初の出会いを大切にするためにも、きちんと充実して水準を上げてほしいということを思っています。

それで、今の答弁を聞くと、この訪問指導員の待遇改善の必要性は認めているというように伺いましたけれども、来年度予算に向けて財務部ときちんと調整するという捉えでいいのか、お聞きします。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。木浪健康福祉部理事。

○木浪龍太健康福祉部理事 再度のお尋ねにお答えいたします。

来年度の予算編成に向けて、協議してまいりたいと考えております。

○秋村光男委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 来年度に向けて、財務部ときちんと予算で調整するという事をお聞きしましたので、ぜひ頑張ってくださいということで、最後に要望だけ1

つお話ししたいと思います。

東京都北区では、みんなで祝い輝きバースデーというのをやっているそうです。1歳になる子どもたちに、その誕生日の前に、民生委員・児童委員が毎戸を訪問して、バースデーの招待状を配付するんだそうです。それで、満1歳を迎える子どもと保護者を児童館や子どもセンター等に招待する。そして誕生日のお祝いをするんだそうですけれども、子どもさん、お母さんたちがすごく喜んで集まってくれるそうです。そして、そこがきっかけになって、その後の支援とかにスムーズにつながっていくというお話をお聞きしました。いい企画だと思いますので、ぜひ青森市でも研究して、受け入れるようにしていただきたいと要望して、この件は終わります。

次に、病院事業についてお聞きします。

平成27年度青森市民病院事業会計決算を見ると、累計欠損金は41億6313万1329円、純損失は1707万8783円。毎年赤字経営です。一方で、病床利用率、入院延べ患者数、また外来延べ患者数、1日平均患者数は、軒並み減少しています。市民病院の赤字を解消するためには、患者をふやす必要があると思いますけれども、どのような対策を考えているのかお知らせください。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○安保明彦市民病院事務局長 患者数をふやすための対策についての御質問にお答えいたします。

市民病院のここ数年の患者数減少の原因につきましては、休診しております呼吸器内科の影響が一番の要因であり、診療を再開することが患者数をふやすための一番の方策であると考えておりますが、診療再開のための医師確保については、かなり厳しい現状にあります。

呼吸器内科につきましては、全県的に医師が不足している状況と伺っておりますが、当院といたしましては、できる限り早期に診療を再開するべく、弘前大学に対し医師の派遣を引き続き要望するとともに、全国自治体病院協議会が運営する医師求人求職支援センターや市民病院ホームページを通じ、医師を募集しているところであります。また、あわせて、同様に休診となっている精神神経科につきましても医師を募集しているところでありますが、いずれの診療科におきましても応募がなく、現在、診療の再開ができていない状況にあります。

このような中、弘前大学では新たに呼吸器内科学講座を設立し、医師の養成を始めたところであると伺っており、今後の医師不足の解消に期待しながら、引き続き弘前大学との連携強化による医師派遣を基本に、派遣が困難な診療科等につきましてはホームページにおいて公募するなど、診療再開のための医師確保に努めてまいります。

また、地域の中核病院として、地域連携室を通じた市内各病院との支援連携体制の構築により、切れ目のないきめ細かな医療サービスを提供することで、地域の医療機関から勧めてもらえる病院となるよう、患者紹介及び逆紹介の増加に積極的に

取り組んでいるところであります。

このほか、平成 25 年度からは、職員の接遇向上等に関する院内プロジェクトを立ち上げ、外部講師によるアドバイスを受けながら積極的に取り組んでいるほか、夏と冬の年 2 回、身近な病気や医療に関する話題を市民病院の医師がわかりやすく解説する市民公開講座と、職員みずからが参加するコンサートを開催するなど、親しみやすい、患者に選んでもらえる病院となるようイメージアップを図り、患者数の増加に努めているところであります。

今後におきましても、患者の増加へ向け、これら方策の継続強化に努めてまいりたいと考えております。

○秋村光男委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 市民病院は、赤字が続いています。市民病院が赤字でも維持し続けなければならないというのは、要するに市民病院が、市民が求める医療を提供するからです。市民が必要とする医療サービスを提供する。だから、赤字でも市民の方はある程度納得してくれるし、病院を運営する意味があると思いますけれども、その上で申し上げれば、市民病院は、先ほどおっしゃったように精神科がありません。これは、高齢化が進む今の青森市の総合病院としては、大きな欠陥だと私は思います。

青森市の高齢化率は、9月1日現在で 28.52%とお聞きしています。そこでもう一度健康福祉部にお聞きしますけれども、本市における高齢者数と認知症の推定値をお知らせください。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。健康福祉部長。

○能代谷潤治健康福祉部長 奈良岡委員の、本市の高齢者数と認知症高齢者の推定数ということで、9月1日現在、65歳以上の人口は8万2951人となっております。推計値ですけれども、厚生労働省の認知症対策総合研究事業の報告による65歳以上の高齢者における認知症有病率の推定値が15%とされておりますことから、この15%をもとに計算させていただきますと、先ほど申し上げましたように、9月1日現在で65歳以上は人口が8万2951人ですので、推計値としては1万2442名と推計されるところであります。

以上でございます。

○秋村光男委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 65歳以上の高齢者が8万2951人、認知症の有病率推定値は15%。15%ということは、先ほどおっしゃいましたけれども、1万2442人の認知症高齢者がいると推定される。要するに、1万2400人以上の認知症高齢者が青森市にはいると推定されます。

ある50代の女性の方からお手紙をいただきました。一部を紹介いたしますけれども、「青森市民病院は、もっと痴呆外来などに力を入れてほしい。先日、唯一青森市では痴呆外来がある協立病院に母の予約を入れましたが、3カ月待ちでし

た。火事などが心配です」と書かれていました。青森市民病院は、潜在的に1万2400人以上いる認知症高齢者及びその家族が求める医療サービスに応じているのでしょうか。

青森市民病院には、精神科医がいません。認知症外来はできません。しかし、浪岡病院にはおられます。青森市民病院と浪岡病院は、病院が違いますけれども、病院事業は1つ、青森市病院事業でやっています。それで、浪岡病院の累積欠損は13億1443万8700円。昨年度の決算で13億1400万円以上の欠損金があって、平成27年度だけで約1億円の赤字。これでいくと、浪岡病院は5億8290万8878円の債務超過です。浪岡病院の延べ患者数は、約7万人。一方、市民病院の延べ患者数は約33万人。ところが、市民病院の赤字が約1700万円に対して、浪岡病院は約1億円。患者数が5分の1で、赤字は6倍です。

市民病院に認知症外来を設けることで、認知症高齢者の、またその家族の皆さんの求めに応じることになると思いますけれども、さらに、外来患者が確実にふえる。そして、入院患者の中には認知症高齢者も随分いるというように聞いています。それらをあわせてケアすることもできると思うので、診療費の増大にもつながりますよね。経営改善にもなります。浪岡病院の精神病棟の患者も減っている中で、精神科のお医者さんに市民病院の外来も見えていただく。そういうことができないのか、そうすべきだと私は思いますけれども、お考えをお聞かせください。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○安保明彦市民病院事務局長 再度の御質問にお答えいたします。市民病院で認知症外来をやるべきではないか、浪岡病院から精神科の医師を派遣してやることはできないかという御質問だと思います。

まず、市民病院においては、奈良岡委員がおっしゃるとおり、現在医師がいない状況であります。これは、県内にやはり医師が不足していることから、常勤あるいは非常勤の医師も現在不在となって、現状としては患者さんを受け入れられない状況ということで、現在休診となっているところです。委員御指摘のとおり、精神神経科を再開して、認知症外来を実施するという事は、やはり経営改善のための1つの大きな方策となるというように考えております。

それで、委員のおっしゃる浪岡病院からの医師の派遣ということですが、平成17年度の年度途中ですが、市民病院の精神科医が退職したことに伴って、平成18年度から平成23年度までの間、非常勤医師として浪岡病院から精神科医を派遣していただいたということもあります。しかしながら、浪岡病院の入院患者への十分な診療が難しくなったということで、実は派遣を取りやめた経緯があります。現在も、浪岡病院の精神科医は1名で、院内の診療で多忙なわけですが、委員御提案の派遣ですけれども、現状の体制で、実際に市民病院に派遣できるかどうかということの可能性については、これから検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○秋村光男委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 浪岡病院は、債務超過です。そして、市民病院も頑張っているのに、赤字のほうは随分努力されていると思いますけれども、ただ、このままでいけば、両方赤字ですからやはり共倒れですよ。やはり、まずは市民病院の黒字化を目指すというように考えていただければ、潜在的に1万2400人以上の認知症患者の推定値があるわけですから、そういう人たち、また家族の要望に応えるためにも、ぜひ認知症外来を設置していただきたいと思っています。今の話だと、精神科医の派遣というような話をされましたので、当然市民病院に認知症外来を設置することを検討するというところで捉えていいのか、最後にそここのところを確認させてください。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○安保明彦市民病院事務局長 再度の御質問にお答えいたします。

認知症外来を診療科として設けるのかという御質問ですが、先ほども申し上げましたとおり、認知症外来を実施することについては、収益改善の1つの大きな方策であると考えております。そして、やはり医師確保が大前提になりますので、まずは精神神経科の診療再開のための医師確保に努めさせていただきまして、その上で、認知症外来の実施についても検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○秋村光男委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 浪岡病院の精神病棟の患者さんも減っているそうですけれども、以前も市民病院に精神科の外来があったわけですから、ぜひ検討していただきたいというようにお願いして、終わります。

○秋村光男委員長 この際、暫時休憩いたします。

再開は、午後3時20分からといたします。

午後2時49分休憩

午後3時20分再開

○秋村光男委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

次に、山脇智委員。

○山脇智委員 日本共産党の山脇智です。

初めに、マイナンバー制度への対応について質問していきたいと思っております。

これまで、昨年4月定例会、また、ことしの第1回定例会で質問したんですが、通知カードの未受領者への対応状況、また、期限が切れたマイナンバー

通知カードを今後どのように扱っていくのかという対応についての質問、また、マイナンバー制度がスタートしたことに対する市の個人情報保護の対応についての質問などをこれまでしてきたんですけれども、それから大分たちましたので、これまでの市の対応状況について何点か確認をしていきたいと思えます。

最初の質問なんですけれども、初めに、これまでのマイナンバー通知カードの交付状況とまだ未受領の方への対応について、どのように考えているのかお示してください。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。加藤総務部理事。

○加藤文男総務部理事 山脇委員のマイナンバー制度の状況について、通知カードの交付状況と通知カード未受領者への対応についてという観点でお答えさせていただきます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の施行に伴い、国民それぞれに重複しない1人に1つの個人番号等が記載された通知カードが配達されております。

本市においては、番号法が一部施行された昨年10月5日時点において、本市に住民票を有する住民に10月30日から住民票の住所宛てに配達を開始され、市内全世帯への配達及び郵便局の御不在連絡票の差し置きは、平成27年11月29日で終了したところでありますが、その後も出生等の理由により新たな通知カードが配達され続けているところであります。

御不在連絡票が入っていたものの、不在等により郵便局における保管期間である1週間を経過したものや転居により配達不可能なもの等は、市役所へ返戻されることとなり、受け取れなかった市民に通知カードを交付するため、本庁舎では昨年12月10日より1階市民サロン、本年6月以降は第1庁舎3階で、それから浪岡庁舎では本年1月4日から1階休憩室に臨時交付窓口を開設し、対応してきたところであります。

その結果、これまで郵便局から返戻されたトータルで8766通の通知カードについて、9月13日現在で5821通を交付したところであります。死亡により無効となったものなどを除き、2045通が現時点で未受領となっております。

市では、これまでも未受領者に対して、「広報あおもり」等を通じて通知カードの受け取りに関するお知らせを行ってまいりましたが、8月12日時点において、いまだ受領されていない方々に対しまして、9月2日及び5日に市役所にて通知カードをお預かりしている旨と受領方法のお知らせ通知を送付したところであります。

これにより、お知らせ通知送付以前と比べて通知カードの1日当たりの交付件数がふえておりましたことから、一定の効果があつたものと考えております。

なお、受取期間である9月30日以降は、受領されなかったものは破棄する予定で、現時点では考えております。

以上でございます。

○秋村光男委員長 山脇委員。

○山脇智委員 今、通知カードの交付状況について、私が質問したときに、3月までが期限なのでその後どうするのかということで、できるだけ破棄せずに交付を続けてほしいということを要望したことを聞いていただいたのかどうか分からないですけれども、交付を続けて未受領者も約8000通から約6000通ほど受領したことで約2000通まで減りました。これまで対応をしてくれたことにはまず感謝をしたいと思います。

そして、その約2000通については、9月末で廃棄するということでした。確かにいつまでも保管をしておくというわけにもいかないもので、やむを得ない対応ではあると思うんですけれども、今このマイナンバーの対応で、制度についての市民からの相談というかさまざまな声を聞くと、やはりカードを受け取ったんだけども捨ててしまったとか紛失してしまった、それでなおかつ自分の番号を覚えてないという場合にどうしたらいいのかと聞かれたりするんです。

仮にこの約2000通について、破棄するのはやむを得ないとしても、破棄した場合に、そうした人たちはどういう状況で受け取らなかったのか、個人にさまざまな事情はあるとは思いますが、自分の番号もわからないで通知カードは破棄されてしまったという状況になると思うんです。こういった方たちへの対応、また破棄はされてしまったけれども個人番号を知りたい、そういう声があった場合にはどのような対応が考えられるのか、お示してください。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。加藤総務部理事。

○加藤文男総務部理事 御質問にお答えいたします。

例えば通知カードを破棄して番号がわからなくなった場合の対応というか、確認する手だてという観点でお答えさせていただきます。

確認の方法としては、1つにはマイナンバー付きの住民票の写しを取得するということがまずあります。これは、住民票の写しを取得する際に、マイナンバーを記入したい場合は、そういう欄がありまして確認がとれるということがあります。それから通知カードの再交付申請を行うといった方法もあります。これについては市のほうに、今であれば臨時の窓口がありますので、そこに来ていただければ申請が可能となります。若干その手数料等がかかりますが、再交付ということは可能であります。もう1つは、マイナンバーカードそのものの申請をしていただくということで、今言ったように3通りほどの方法があるかと考えております。

当方としても、現時点で、臨時窓口でそういったお尋ねがあった場合は、その3つの方法を御紹介して選択していただいているところであります。

以上でございます。

○秋村光男委員長 山脇委員。

○山脇智委員 破棄の期限の9月までにこの未受領の通知カードがどの程度残るのかということが不透明な状況かとは思いますが、9月を過ぎて破棄され

た後の10月以降には、恐らくそういった相談等もふえてくると思いますので、しっかり相談に乗って、また周知に関してもしっかりと行っていただきたいということを要望したいと思います。

次に、既にマイナンバーカードの交付が始まって、本庁舎1階でもかなりの方がこのマイナンバーカードの交付のために手続に訪れているという状況があるんですけど、現在のマイナンバーカードの交付状況についてもお示してください。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。加藤総務部理事。

○加藤文男総務部理事 マイナンバーカードの交付状況についての再度のお尋ねにお答え申し上げます。

市では平成28年2月17日から、先ほど申しあげました市の臨時交付窓口におきまして、マイナンバーカードの交付を行っております。

マイナンバーカードの交付開始当初は、地方公共団体情報システム機構、いわゆるJ-LISのシステム障害が頻発しておりましたことから、その影響により窓口の混雑、あるいは集中といったものが見られまして、それらを回避するために、市からお送りいたします交付準備ができましたといった旨のお知らせ、いわゆる交付通知書につきましては、日々ある程度枚数を調整しながら送付してきたところであります。

4月以降、J-LISのシステム障害も解消されてきたことから、お知らせの送付枚数をふやすとともに、臨時窓口においでになるお客様の状況に応じまして、できる限り速やかにマイナンバーカードを交付できるように、1つには、マイナンバーカード交付用の端末の増設を図ってきたこと。2つには、窓口に従事する人員の増員を図ってきたこと。3つには、窓口スペースの拡張を図ってきたこと。4つには、その窓口において、受付担当と交付担当の役割分担による処理時間短縮などを図ろうとしたことなどについて取り組んできたところであります。

これらの取り組みによりまして、市に9月13日時点で納品されましたマイナンバーカードの総数2万4633枚につきましては、交付前に転出等により無効となったものを除きまして、全て交付通知書の送付を終了しております。

また、9月13日現在のマイナンバーカードの交付枚数ですが、1万9059枚でありまして、先ほど申しあげました交付通知書を発送した枚数の約80%の方への交付が終了しているところであります。

以上でございます。

○秋村光男委員長 山脇委員。

○山脇智委員 マイナンバーカードの交付が始まった当初は、やはりシステムの問題とかもあってかなり混雑したんですけども、今は交付もスムーズにいった問題等も発生していないという状況なので、引き続き対応をしていただきたいと思っています。

これからこのマイナンバー制度が始まり、各課でもマイナンバーというものが使

われるようになってくるに当たって、やはり市民が一番心配されるのが、個人情報
がきちんと守られるのかどうかという部分だと思います。

そこで、質問をしたいと思うんですけども、マイナンバー制度に係る特定個人
情報保護評価、安全管理措置に関する市の取り組みについて、まずお示しいただき
たいと思います。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。加藤総務部理事。

○加藤文男総務部理事 マイナンバー制度に係る特定個人情報保護評価及び安全
管理措置に関する取り組みに係る再質問にお答えいたします。

行政機関の長等が個人番号をその内容に含む個人情報ファイルを保有しようとする
ときは、国が示した「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に、
そのリスクを分析し、適切な措置等を講ずるための特定個人情報保護評価の実施や
特定個人情報等の適正な取扱いの確保について、組織として取り組むために安全
管理措置を策定するよう定められております。

本市では、特定個人情報保護評価について、住民基本台帳に関する事務や個人住
民税賦課に関する事務など、特定個人情報ファイルを取り扱う 28 の事務について、
事務の内容、対象人数のほか、委託先を含めた個人番号を取り扱う人数等に基づき、
個人のプライバシー等の権利・利益に与える影響を評価する特定個人情報保護評価
を実施し、その結果を公表しております。

今後も、各課において適正に特定個人情報保護評価が実施されるよう進行管理に
努めていくこととしております。

次に、安全管理措置のお尋ねであります。これにつきましては、平成 28 年 1 月
からの市の窓口での個人番号の利用に当たり、「特定個人情報の適正な取扱いに関
するガイドライン」に沿って、平成 27 年 11 月に青森市特定個人情報等に関する安
全管理措置を策定しております。

その内容であります。関係法令及びガイドラインの遵守、特定個人情報の適正
な収集・保管・利用・廃棄及び目的外利用の禁止、継続的改善、万が一特定個人情
報の漏えい事故が発生した際の対応等となっております。

この安全管理措置の策定に当たりましては、個人番号を利用する事務を所管する
課等の長で構成する社会保障・税番号制度推進会議幹事会において意見を聴取する
とともに、当該課等の長を情報セキュリティ責任者として位置づけ、全庁的に安
全管理措置の徹底を図っているところであります。

以上でございます。

○秋村光男委員長 山脇委員。

○山脇智委員 今、個人情報の保護に関して、さまざまな取り組みがなされてい
ることが述べられたわけなんですけれども、やはりこのマイナンバーというの
は、原則的には 1 人に与えられた番号を生涯変えずにずっと同じ番号を利用し続け
るということで、漏えいして悪用される危険性がこれから高まっていくという面も

あると思うんです。

あと、来年からはまた国において、1月の予定がさまざまなシステム開発のおくれで年金などに関しては7月からということなのですが、マイナポータルなどによって税の情報などがマイナンバーに付加されて、インターネット上で見れるようになるというものも始まりますので、そういった面では今後この地方公共団体における個人情報の保護というのは、取り組みが複雑化していくと思うので、万一にも情報の漏えい、悪用がなされないように、今後も取り組んでいただくように強く要望して、マイナンバー制度についてはこれで質問を終わります。

次に、新庁舎の駐車場整備について1点だけ質問をしたいと思います。

新庁舎の駐車場整備については、今定例会の一般質問でもお聞きして、市の考えについては納得はできないんですが、どういったことを考えているのかは理解しました。

ただ、今回一般質問を行った中で、私の質問の仕方も悪かったのかもしれませんが、答弁がかみ合わなかったものがありましたので、市の見解について改めて聞きたいと思います。

庁舎整備の基本方針、基本計画は、繰り返しになりますが、多くの市民の意見を聞き、反映させながらつくってきたものであるということは、当然市長も総務部長も認めるものだとは思います。市民アンケートやパブリックコメント、「広報あおもり」や市民と市長のなんでもトークでの市民への説明など、少なくとも私が議員になってからは、最も市民的な議論が行われた上でつくられたものであると認識しています。そういった積み重ねの中でつくられたものを簡単に変更することができるのかということで、私はこれまでの市の対応について疑問をぶつけてきたわけなんです。そこで一般質問でもお聞きしたんですが、改めて市の見解をお聞きします。

今実際に上ってきているものでは、駐車場を立体駐車場から平面駐車場に変更するという事になっていきます。庁舎整備の基本計画、基本方針は、市民意見を集約しながら作成してきたものであることから、これらについても変更するのであれば、市の考えを改めて市民に示し意見を聞く必要性があると考えてるが、その点についての市の見解をお示してください。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 山脇委員の新庁舎の駐車場整備に関するお尋ねにお答えいたします。

市では、これまで、新庁舎整備に当たりましては、わたしの意見提案制度、いわゆるパブリックコメントや、あおもり市民100人委員広聴会のほか、市民ワークショップなどを通じて、節目節目で市民意見を伺いながら、青森市役所庁舎整備基本方針、基本計画並びに基本設計などについて取りまとめてきたところであります。

市としては、今定例会一般質問でも申し上げましたが、新庁舎の駐車場のあり方につきましても、引き続き議会からの御意見等を伺いながら検討したいと考えてお

り、仮に、基本計画で示している立体駐車場ではなく平面駐車場で整備するとの方向性に至りました場合には、しかるべき時期に、市民意見を聴取する方向で検討したいと考えております。

以上でございます。

○秋村光男委員長 山脇委員。

○山脇智委員 私も当然その必要性があると考えてます。

私、今述べたようにこの庁舎の基本方針、基本設計というのは、市が独断でつくってきたものではなくて、やはり市民とともにつくってきたものということを考えれば、私は変更するのであれば市民の意見を聞くのが当然だと思えます。そもそもそういう過程でつくってきたものなので、私はやはりこの計画どおりに進めるということを変更して主張して決算特別委員会の質問を終わります。

ありがとうございました。

○秋村光男委員長 次に、奈良祥孝委員。

○奈良祥孝委員 市民クラブ、奈良祥孝であります。

「平成 27 年度青森市一般会計・特別会計歳入歳出決算付属書①」の 1 ページ、2 ページの総括表に基づき、まずは決算分析についてお伺いをさせていただきます。

今定例会の我が市民クラブ会派の木下靖議員の一般質問でも、決算分析において経常収支比率の高どまりについて懸念しておりました。私も同様であります。それで、市で毎年出している普通会計の決算分析表を、過去 5 年間にわたり見させていただきました。そこで平成 23 年度の分析では、財政運営の健全性を維持していくためには、事務事業の見直し等により、固定化している経常経費充当一般財源等の圧縮と臨時的な取り組みについても、効率・効果を見きわめて実施する必要があるとなっています。そして平成 24 年度から平成 27 年度については、全く同じ文書で、財政運営の健全性を維持していくためには、より一層の行財政改革の推進や、事業の見直し、選択と集中（重点化）などにより、固定化している経常経費充当一般財源等の圧縮と臨時的な取り組みについても効率・効果を見きわめて実施する必要があると分析をしています。

平成 27 年度決算の経常収支比率が 89.9%と高い比率であります。この比率を少しでも改善する、またはこれ以上悪化させないため、維持していくためこれまでに行ってきた事務事業の見直しについて過去 5 年間の実績をお示し願います。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。財務部長。

○仁藤司史財務部長 過去 5 年間の事務事業の見直しの取り組みについてお答えいたします。

まず本市では、人口減少や少子・高齢化等に伴う市税収入の伸び悩みや、ふえ続ける福祉・医療・介護等の社会保障関連経費といった厳しい財政環境におきましても、市民サービスに可能な限り影響を及ぼさないことと持続可能な財政運営をすることを両立させるために、行財政改革の推進や事務事業の見直しなどによって、効

果的・効率的な行財政運営となるよう努めてきたところであります。

お尋ねの、これまで平成23年度から平成27年度までの5年間で行った事務事業の見直しということで、当初予算編成におきまして主なスクラップ事業及び縮小を図った事業について、お答えさせていただきます。

まず、平成27年度につきましては、数年間利用実績のなかったさくらんぼの簡易選果機、雨よけハウスの設置費の市かさ上げ分の廃止。それから、低調な利用実績となっていたグリーン・ブルーツーリズム活動促進補助の休止。それから、検査結果が全て基準値内となっていた市農産物等の放射性物質検査の終了。そして、事業目的が達成された特別支援教育充実対策事業の終了などであります。

平成26年度は、融資実績がなかった再出発支援事業の終了。それから、補助金交付意義が薄れたたばこ販売組合等への補助の終了。一定の事業効果が得られたあおもりカシスの生産量増加のための支援の終了などであります。

平成25年度は、市で実施する必要性が薄れた看護職員確保のための修学資金貸与の新規受付の終了。参加商店街・団体の減少に伴う光のプロムナード事業の終了。民間制度で代替可能となった労働者資金貸付事業の終了。一定の事業効果が得られました地域へのねぶた制作指導者派遣の終了などであります。

平成24年度は、インターネット等により情報収集可能となった防災安全中央研修会への参加取りやめ。青森地区農業改良普及事業協議会解散に伴う支援の終了。県の事業再編に伴う桃や西洋梨の特産果樹の生産技術向上のための研修会等に対する助成の終了。それから、費用対効果が低下いたしました文化・芸術活動を行う団体等の表彰事業の終了などです。

平成23年度は、数年実績がなく、また今後の実施希望もなかった障害福祉サービス事業所等への事務職員配置助成の終了。また、一定の役割を果たし終えた海外経済交流大使設置事業の終了。事業実施の目的がおおむね達成されました情報通信技術を活用した新産業の育成等を目指す情報通信技術活用型産業振興事業の終了。同じく目的が達成された小学校外国語活動実践研究事業の終了などとなっております。

なお、事業スクラップ等による効果額につきましては、平成23年度から取り組んでおります行政評価から予算編成までを一体的に実施する新たな行政運営の仕組みにおきまして、中期財政計画の目標達成に向けたシーリングを実施しており、当初予算編成方針策定段階における削減効果額ではありますけれども、平成24年度が2億2000万円、平成25年度が2億7600万円、平成26年度が7300万円、平成27年度が5100万円となっております。

以上でございます。

○秋村光男委員長 奈良委員。

○奈良祥孝委員 わかりました。ありがとうございます。

いずれ施策等によっては、何度も言っていますけれども、恒久財源を生み出すというのが非常に大事だと思っています。そのためには、どうしてもこのようにスク

ラップ事業というのが必要になるのではないかと思います。いずれの部長も認識していると思いますが、これからはなかなか税収等で増収を見込むというのは難しいと思います。そういう観点からいくと、やはり限られた財政の中でやるとなると、既存のもののある程度事務事業の見直しをしていって、恒久財源を生み出すしかないのではないかと私は思っています。

前にも言いましたけれども、恒久財源を生み出すには税金をふやすか、もしくは、今あるものを潰すか、その合わせ技の3通りしかありませんので、このことに意を用いて、これからも持続可能な財政運営のために頑張っていたいただければと思います。この項は終わります。ありがとうございました。

次に、同じく付属書①162 ページから 163 ページまでで、3 款民生費 1 項社会福祉費 6 目医療費援助事業費 20 節扶助費及び「平成 27 年度の主要な施策の成果及び予算の執行実績に関する報告書」の 86 ページに関連して、子ども医療費の助成事業についてお伺いいたします。

平成 27 年 8 月からの拡充分、いわゆる小学生の通院、中学生の通院・入院にかかった経費をお示し願いたいと思います。

というのも、ことしはそれほどでもありませんでしたけれども、インフルエンザ等の流行等により、それぞれの条件で金額の上限があると思います。いずれこれらに対応するにも、先ほど申しあげました恒久財源等が必要となるものと考えています。扶助費ですから、義務的経費であります。収入の増が必要ですがけれども、なかなか見込めない。そうであれば、やはり同金額程度の事務事業を見直ししなければならず、そうしなければ財政構造はますます硬直化すると思っています。そういうことで、この辺の実数だけお示しただければ結構です。お願いします。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。健康福祉部長。

○能代谷潤治健康福祉部長 奈良委員の平成 27 年 8 月分からの拡大分に係る子ども医療費助成事業の実績額についてお答えいたします。

拡大分に係る子ども医療費助成実績額であります。平成 27 年度の決算ベースで、実数としては昨年 8 月診療分、要は 10 月支払い分からことし 1 月診療分、3 月支払い分までということでお答えさせていただきます。

小学生の通院が、1 億 2115 万 5932 円。中学生の通院が 3338 万 14 円。中学生の入院分が 425 万 639 円。合わせまして、1 億 5878 万 6585 円となっております。

以上でございます。

○秋村光男委員長 奈良委員。

○奈良祥孝委員 ありがとうございました。

1 月分までですがけれども、当初予定していたよりも少ないのではないかと考えています。多ければいいというものではありませんので。これからもこの数字については検証しながら、制度を維持するために財源等を確保していく必要があると思いますので、頑張っていたいただきたいと思います。

3つ目は、同じく付属書①228 ページから 237 ページ、7 款商工費 1 項商工費 2 目商工業振興費及び 3 目観光費に関連しお伺いさせていただきます。

平成 27 年度決算におけるねぶた関係経費の総額とその内訳をお示し願いたいと思います。

というのは、やはりねぶた祭の関連事業には、それなりに税金から負担しております。それは当然だと思っております。ただ、どれだけ市に実入りがあるのだろうかという疑問から出た質問であります。ただ、考えてみると市に直接お金が入るわけではなく、よく新聞等でもうたわれています、一定の経済効果でしか、はかり知ることはできません。しかし、その中でも経費的総額は、知っておく必要があるのではないかということで、今回質問させていただきました。お願いします。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○坪真紀子経済部理事 ねぶた関係経費についての御質問にお答えいたします。

平成 27 年度の市のねぶたに関する決算額の総額であります。5024 万 6803 円です。

この経費を大別すると、青森ねぶた祭に関する経費、青森ねぶた派遣に関する経費及びねぶた保存伝承に関する経費の 3 つに分類されます。

それぞれの平成 27 年度の決算額であります。1 つ目の分類の青森ねぶた祭に関する経費は 2766 万 2427 円です。その内容は、青森ねぶた祭実行委員会への青森ねぶた祭開催負担金として 2641 万 4000 円。この内訳といたしましては、ねぶた運行団体への参加奨励金 1759 万円。ねぶた祭前夜祭の管理運営費 500 万円。海上運行用の台船修理費 216 万円。ねぶた大賞などの賞金やミスねぶたコンテストの開催経費等 166 万 4000 円です。

また、これら実行委員会に計上した予算以外の経費として、ねぶた期間中に開設するサマーキャンプ場の管理運営経費 119 万 8240 円。各運行団体に対する陣中見舞いやミスねぶたグランプリのトロフィー購入費用 5 万 187 円です。

2 つ目の分類の青森ねぶた派遣に関する経費の決算額は、2167 万 5994 円です。その内訳は、東北六魂祭秋田開催へのねぶた派遣経費として 850 万 8469 円。青函ツインシティまつり交流へのねぶた派遣経費として 588 万 2611 円。ふるさと祭り東京 2016 へのねぶた派遣経費として 518 万 6000 円。東北復興大祭典なかのへのねぶた派遣経費として 109 万 8914 円。青森ねぶたロサンゼルス公演に関する経費として 100 万円となっております。

3 つ目のねぶた保存伝承に関する経費の平成 27 年度の決算額は、90 万 8382 円です。その内訳は、ねぶた祭前夜祭における、わんぱく囃子発表会の開催経費 14 万円。小・中学生が金魚ねぶたを制作し、それを展示する経費として 34 万 2382 円。青森ねぶた誌増補版出版事業経費として 42 万 6000 円となっております。

以上でございます。

○秋村光男委員長 奈良委員。

○奈良祥孝委員 ありがとうございます。

大体 5000 万円は出ているということです。多分それ以上のお客様が来て、経済波及効果はあると思っています。

ここで、一言だけ要望というか苦言を申し上げさせていただきます。

ことし実は、栈敷席についての苦情をいただきました。急遽、県外からねぶたを見に御親戚の方がおいでになるということから、市民からどうしたらいいですかというふうに来ました。それで、8月5日・6日の席は満席ですと新聞広告に出たんですが、一応電話番号をお知らせして、その方が青森観光コンベンション協会に電話をしたら、団体席で売るとのことでした。実は、5枚あればいいと。でも、満席と書いているからないかなと思ったんだけど、10枚単位でないと売らないというわけです。ですからその方は、1万3000円ですけれども2万6000円払ってあと5枚分投げればいいのかということで、せっかく県外から来る方だからというんで買おうとしたんですが、ちょっと待ってということで、私、青森県観光連盟に連絡をして、それで最終的には青森観光コンベンション協会から5枚分を、別なところですけれども席を買いました。でもね、私はこういうのはだめだと思います。こういうのが広まっていくと——いや、ばらでも売ればいいではないですか。だって団体でも料金は同じなんだもの。こういうのを当たり前に行っているわけです。でも、これはだめです。逆に青森県観光連盟からも、これは議会で取り上げたほうがいいよと言われたんで、今回このように言いました。

それで、どのくらいお金が出ているのかと聞きました。市長、5000万円とか払っているんだったら、これについて、ある程度言ったほうがいいですよ。市長もねぶた関係者だと思いますけれども。ただ、こういうことはしないようにということをぜひ言ってくださることを要望して、この項を終わります。ありがとうございます。

次は、同じく付属書①92ページから99ページ、歳入の21款諸収入5項雑入5目雑入です。

職員公舎使用料に、収入未済額が2750円発生していました。これは何かということですが。職員公舎ですので、支払う方はきっと職員ですので、おかしいと思って質問させていただきます。お願いします。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 職員公舎使用料の収入未済についてお答えいたします。

公舎使用料の収入未済額2750円につきましては、具体的には、東京ビジネスセンターの開設に伴い、青森市勤務から東京都勤務となった職員が、3月途中から職員公舎に入居したことにより支払うこととなりました3月の日割り分の支払い分であります。

当該使用料を支払ったのは出納整理期間内である平成28年5月27日であり、通常であれば収入未済額とはならなかったものでありますが、遠隔地での納付の場合、

金融機関内での手続にも数日を要しますため、やむなく5日後の同年6月1日に青森市に収納された取り扱いとなり、収入未済となったものであります。

当該事案については、支払い時期が早ければ起こり得なかったものであることから、今後は職員公舎を所管する人事課においても、支払い状況の確認を徹底することとしております。

以上でございます。

○秋村光男委員長 奈良委員。

○奈良祥孝委員 わかりました。

私も多分入っているとは思ったんですが、聞き取りしたら、遠隔地だと1週間近くかかるというのを聞いて、自分も気をつけなければいけないと思いました。

いかんせん、これも資料に残るものですんで、ちょっと格好悪いと思って。これから、我々も含めて市の職員も気をつけていただければと思います。

これで終わります。ありがとうございました。

次に、交通事業会計決算及び付属書①256 ページ、257 ページの8款土木費4項都市計画費1目都市計画総務費13節委託料、さらには「平成27年度の主要な施策の成果及び予算の執行実績に関する報告書」216 ページ、事業名バス路線再編事業、いわゆる市民バスの運行委託料に関連するものであります。

毎日見るんですけれども、ここに来る途中にも市民バスと市営バスが、一部区間において重複した運行となっておりますが、その理由をお示し願います。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○金子牧子都市整備部長 奈良委員の市民バスの運行についてのお尋ねにお答えいたします。

市民バスは、市営バスにおいて事業採算性が低いことから維持が困難でありました路線につきまして、地域の足として確保していくため、平成23年度から順次、抜本的な路線再編とあわせまして、民間バス事業者への委託による運行を行っているところであります。

市民バスの運行に当たりましては、地域で開催いたしました住民懇話会におきまして、当該地域における生活交通のあり方について御理解をいただきながら、運行本数や運行ルートなどについて地域の皆様とともに考え、地域との合意形成の上で運行計画を作成し、進めてきたところであります。

市営バス路線の市民バスへの移行におきましては、当初計画いたしましたバス需要や都市構造に合わせた骨格線・幹線・支線の3つの区分の考え方のもと、支線から骨格線・幹線に乗り継ぐことにつきまして、地域の皆様の理解を得ることができず、多くの便が市中心部に乗り入れ、一部区間につきましては、路線は異なるものの市民バスと市営バスが重複する状況となっております。

しかしながら、中心部まで乗り入れずに鉄道駅や利便性の高い地域までの運行とされている便があるとともに、市民バスへの移行に当たりましては、減便や路線の統

合、また非常に長い路線の見直しなど、それまでの市営バスにおける路線について、地域との合意による再編に取り組んできたところであります。

市民バスは、地域の皆様との協働による、真に必要で使いやすい地域の足として、効率化しつつ運行しているところでありますが、必要に応じて随時見直しを行ってまいりたいと考えております。

○秋村光男委員長 奈良委員。

○奈良祥孝委員 都市整備部長、答弁ありがとうございました。

実は私、きのうも見たし、おとといも見たし、その前も見ていますけれども、朝にも見ましたし、午後にも見たんです。そこで、市民バスに1人乗っていました。そして、その後市営バスとすれ違いました。それには1人乗っていました。簡単に言うと、午後の時間帯とかは多分少ないと思います。これ、ほかのバス会社との競合であれば、私は何も言わないんです、いいんですよ。ところが市営バスと市民バスは、市もお金を出してお願いしているじゃないですか。それが同じ路線で、少ないお客さんの奪い合いをしているということは、私はちょっと違うのではないかと思います。

ただ、都市整備部長がおっしゃるように、地域の方からの利便性というのを考えた場合は、それはあるかもしれない。でも、この手の事業というのは継続するんであれば、どうしたらよいかということを考えなければならないので、やはり今後は見直しが私は必要と思っています。今、都市整備部長からも、その都度都度によって、見直しも必要だということもありましたんで、ぜひ見直しをしていただくよう要望して、この項は終わります。ありがとうございます。

それでは最後に、歳出の関係の198ページ、199ページの4款衛生費2項清掃費3目黒石地区清掃施設組合負担金を初めとした各款項目に関連し、各自治体への未納についてお伺いをいたします。

青森市から他自治体への支払いのうち、相手方の平成27年度決算において収入未済額となったものがあるかお示しを願いたいと思います。

なぜこれを聞くかということ、私、今回の一般質問で広域町村余剰ごみ処理負担金において95万375円の収入未済額が発生しているということをお聞きしました。この逆パターンです。こっちが納めなければならないもので、ひょっとして相手方に御迷惑をかけてあったら大変だということで、質問させていただきました。お願いします。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。会計管理者。

○小鹿継仁会計管理者 他自治体への支払いのうち、収入未済となったものがあるかとの御質問にお答えいたします。

本市から債権者への支払いにつきましては、法令、契約書、納入通知書等に定められている支払い期限内に支払い業務を行っております。

平成27年度に係る支払いにつきましては、他自治体への支払いを含め出納整理

期間内の本年5月30日までに全ての処理を終えているところでありますことから、他自治体において収入未済となっているものはないと考えておりますが、奈良委員もただいま紹介しておりますとおり、他自治体が発行する納入通知書等を用いた支払いの場合、相手方の口座に入金するまで数日の期間を要する場合があります。このため、出納整理期間内に収納されなかった可能性があります他自治体への支払いを調査いたしました。

その結果、他自治体への支払いにつきましては、青森県への支払いのみでありましたことから、青森県に収納状況を確認いたしました。その結果、全額、出納整理期間内に収納になっており、収入未済となったものはないとのことであります。

○秋村光男委員長 奈良委員。

○奈良祥孝委員 ありがとうございます。

あつたら大変ですし。納入済みとなってもやはり出納整理期間からずれたりして、決算書そのものに収入未済と載れば永遠に残ります。はっきり言って汚点かなと思いますんで、これはもう意を用いて取り組んでいただきたいと思っています。

あと1点だけ、質問ではありません。決算にはそぐわないので意見を申し述べさせていただきます。

一般質問でも私は質問しましたけれども、市長が、辞職するという旨のことを一旦発言しておりました。任期内にやめられる場合は、確実に年度内に選挙があります。ということは、選挙経費を債務負担行為で前もって提案するというのも1つの提案かなと思います。今回はそれがありません。決算特別委員会ですのでこの質問はしません。予算特別委員会でどなたかが質問してくればよろしいかと思っています。

いずれ、持続可能な行財政運営に資するために、これからも決算、さらに予算にも意を用いて取り組んでいきたいということを申し上げて私の質問を終わります。

○秋村光男委員長 本日の委員会はここまでで終了し、明日午前10時に委員会を開き、残る質疑を行います。

なお、各会派の残り時間については後ほど事務局を通じて連絡いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後4時8分 散会

2日目 平成28年9月15日（木曜日）午前10時開議

○秋村光男委員長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）
これより、本日の委員会を開きます。

本日の委員会は、昨日に引き続き付託された議案の審査を行います。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

最初に、山本武朝委員。

○山本武朝委員 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）公明党の山本武朝でございます。

それでは早速質問に入らせていただきます。

初めの質問は、第3款民生費第1項社会福祉費、防災対策事業に関連してお聞きいたします。

本年は8月、また9月に、本当に台風が多く発生しているところであります。特に、先月の台風第10号は甚大な被害をもたらしました。岩手県の岩泉町、また、北海道においても農作物を初め本当に甚大な被害があったわけですがけれども、今、政府のほうでは激甚指定も検討されているとお聞きしているところであります。

8月30日、本市に大型で強い、また暴風域を伴った台風が、その日の夕方から夜にかけて本市に最も近づいたわけであります。幸い、さまざまな被害はありましたものの、懸念されていたリンゴ等農作物の大きな災害は、本市では免れたかなという思いでいっぱいであります。

そこで、本市の対応についてお聞きしたいと思えます。台風第10号に対する本市の対応についてお示してください。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）
台風第10号への本市の対応についての御質問にお答えいたします。

大型で強い台風第10号は、暴風域を伴ったまま8月30日に本市付近を通過し、酸ヶ湯では観測史上最大の降水量と最大瞬間風速を記録するなど、本市でも影響が見られたところであります。

市では台風第10号の接近に伴い、8月30日午後1時に市長を本部長とする青森市警戒対策本部を設置し、直ちに本部員会議を開催するとともに総務部危機管理課、環境部八重田浄化センター・新田浄化センター・蜷貝ポンプ場、農林水産部農地林務課、都市整備部公園河川課・道路維持課、浪岡事務所総務課・都市整備課による警戒配備体制を敷き、災害対応等を行ったところであります。

また同日午後3時には、避難に時間を要する方や災害の発生しやすい地区に居住する方が余裕を持って避難行動がとれるよう、市全域に避難準備情報を発令するとともに、市内の各市民センター等12カ所を避難所として開設し、このことについて

て、テレビやラジオ、市ホームページ、メールマガジン、ツイッター、フェイスブックなどの広報手段により、市民への周知を図ったところであります。

このような状況の中、同日午後9時20分には、駒込川の一部が溢水したことに対応するため、大字駒込字桐ノ沢の一部地域に避難勧告を発令し、筒井南小学校へ避難誘導したところであります。

避難勧告の周知に当たりましては、避難準備情報の発令時と同様の広報手段に加えまして消防職員等による住民宅への直接訪問や消防車両からの拡声器等による呼びかけなどを実施し、確実に地区住民へ避難勧告が伝達されるよう広報活動を行ったものであります。

その後、大雨警報等が注意報に切りかわり、土砂災害や河川の氾濫などによる災害が発生するおそれが低くなりましたことから、翌日の午前0時をもって避難準備情報及び避難勧告を解除し、同時刻に警戒対策本部も廃止したところであります。

以上、台風第10号の接近に係る対応について御説明いたしました。今後も災害対応に当たりましては、庁内関係部局が連携したパトロール等を実施するとともに、適時適切に避難勧告等を発令することにより、地域住民の安全を守れるよう災害対応に万全を期してまいります。

以上でございます。

○秋村光男委員長 山本委員。

○山本武朝委員 8月30日の台風第10号、本市で近づいたときについて、時系列的に御答弁、ありがとうございました。

私、この質問、今回何でするに至ったかと言いますと、この8月30日、知り合いの方から屋根が剥がれて飛んで、夜に、今まさに屋根・壁と浸水で大変な状況ですと連絡が入りまして、早速、消防職員・消防団の方々が対応してくださいまして、屋根にブルーシートをかけていただいて本当にありがたいという思いで、私も動いていたところです。

そうした中で、私が住んでいるのは筒井字八ツ橋地区ですが、帰り際、駒込川はどうなっているかと何げなく見たら、大変な増水状態で危ないと。消防職員も控えてその状況を見守っていたと。そして、いよいよ危ないということで、避難準備情報から、先ほどありましたとおり、一部避難勧告が出て、あそこに住宅型有料老人ホームもありますので、そこから緊急避難し、筒井南小学校に避難所を開設したと。そこも立ち会ってお聞きしたもので、そこから筒井南小学校と一緒にそのお年寄りの方々を私も腕を抱えながら避難所に行ったわけでありまして、まさに避難所開設の状況も含めまして立ち会わせていただいたもので、今回この質問をさせていただきました。

8月30日に、青森市全域に避難準備情報というのが発令されたわけですが、避難準備情報、避難勧告、そして避難指示とあるわけですけれども、なかなかこの避難

準備情報の言葉の意味自体がよくわからない、わかっていなかったと自分自身も思います。今回の避難準備情報は、言葉の意味からは避難を準備すればいいのかな、いつ避難するのかなという感じでしたけれども、特に災害弱者の方が避難するときに、支援をいただく必要な方であるお年寄りとか障害のある方、また妊婦やお子さん等に、早めに準備をしたほうがいいという、避難されたほうがいいというのがこの避難準備情報ということも知ったわけです。

質問ですが、この避難準備情報等の言葉の意味について、市民へどのように周知しているのかその方法をお示してください。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 避難準備情報の周知についてのお尋ねにお答えいたします。

市が発令する避難に関する情報としては、避難準備情報、避難勧告、避難指示の3種類ありますが、このうち今回の台風第10号の接近時に本市に発令した際に、多くの市民から問い合わせが寄せられた避難準備情報は、災害が発生するおそれがある場合に、要配慮者などの避難に時間を要する方が、余裕を持って避難行動がとれるよう早めの避難を呼びかけるものであり、それ以外の方は非常用持ち出し品の用意等避難準備を開始する段階に発表する情報であります。

この避難準備情報の周知方法につきましては、これまで「広報あおもり」の防災特集号や、防災特集記事が組まれる際に市が発する避難に関する情報として掲載し、市民に周知を図ってきたところであります。

このほか、市では災害危険箇所等に立地する高齢者、障害者、乳幼児等の配慮を必要とする方が利用する施設の調査を実施し、該当する施設については、注意喚起の文書を送付し、避難勧告等の避難情報等を適切に提供できるよう、市メールマガジンへの登録など情報伝達体制の整備を実施し、施設においての実効的な災害警戒避難体制の確立も促しているところであります。

以上でございます。

○秋村光男委員長 山本委員。

○山本武朝委員 ありがとうございます。

今後は避難準備情報、いわゆる避難・支援を要する方、さまざまな介護施設・老人施設等にきちんとこの意味を連絡していると思いますけれども、その確認作業を関係部局とともに周知のほうをよろしくお願いします。

2つ目は、先ほどもありましたが桐ノ沢地区で一部溢水で、水があふれてきました。駒込川の青い橋があって、あの辺がちょうど蛇行しているんです。ここは、桐ノ沢のほうが高くなっておりまして、それで溢水したと。私は反対側の筒井字桜川のほうで消防職員の方と一時見守っていたんですが、高さはちょっとあるんですけれども、ちょうど地域の住民の方から「消防自動車もサイレン回しているし、何が

あったんですか」とあって、「実は避難準備情報が出て、危険と思われる方は筒井南小学校に避難所が開設されているんです」、「え、そうなんですか。それは全然知らなかったです」ということがあったものですから確認します。

桐ノ沢から川の反対側である筒井字桜川の地域住民について、災害広報をどのように行ったのかお示してください。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 筒井字桜川の地域への災害広報についてのお尋ねにお答えいたします。

筒井字桜川地区に対しましては、当日は、避難勧告の発令と同時に駒込字桐ノ沢の一部に避難勧告を発令したこと、筒井南小学校を避難所として開設したことにつきまして、消防車両からの拡声器による呼びかけに加えまして、消防職員が徒歩でハンドマイクを使用しながら地域一体に災害広報を実施しております。

以上でございます。

○秋村光男委員長 山本委員。

○山本武朝委員 ありがとうございます。

やはり、広報の体制というのは必ず漏れることがありますので、そこは今後しっかり行っていただきたいし、検討の余地があると指摘しておきます。

3つ目は、避難所の開設についてです。

本当に先ほどですと夜9時半過ぎですか、急遽筒井南小学校に避難所を開設していただきまして、教育委員会のほうも校長先生と急遽連絡をとっていただいて開設したわけですが、何分、本当に急遽だったもので、職員を初め開設準備に追われていて、私も一緒になって老人の方の腕を支えながら体育館へ一緒になって移動したのですが、この初動の対応の職員への訓練、やはり実際1回でも2回でもやっておくとスムーズだなという思いになりました。

私はやはり避難所の開設訓練に係る初動対応の職員の訓練が必要であると。このことについて、どのように考えておりますでしょうか。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 職員についての避難所開設訓練についてのお尋ねにお答えいたします。

市では、災害対策基本法及び市地域防災計画に基づきまして、毎年市の総合防災訓練を実施しております。

平成23年度以降は東日本大震災時に課題となりました、避難所の開設・運営に重点を置きまして、市職員のほか、町会・町内会、自主防災組織等も参加する地域住民参加型の避難所開設・運営訓練を実施してまいりました。

また、平成27年9月には市職員用の避難所開設・運営マニュアルを作成し、避難所に配置となる職員への説明会を2回ほど開催しましたほか、本年3月には自主防災組織など地域住民が行った防災訓練に避難所配置職員を参加させ、訓練を行った

ところであります。

災害発生時の避難所開設に関する初動対応は大変重要であり、その訓練は不可欠なものと考えております。今後も市総合防災訓練、町会・町内会や自主防災組織等が実施する防災訓練に職員を参加させるなど、あらゆる機会を捉えて避難所開設・運営の習熟に努めてまいります。

以上でございます。

○秋村光男委員長 山本委員。

○山本武朝委員 ありがとうございます。

さまざまなところに出向いて避難所開設の訓練をされるということで、ぜひよろしく申し上げます。

4つ目ですが、こうした中で私、ところでと思って、本市でも発行・配布しているこの洪水ハザードマップをおもむろに見てみたのですけれども、今回浸水があったこの駒込川、桐ノ沢の地域が残念ながら浸水想定区域となっていなかったんです。

これは、指定するのは県であったわけなんですけれども、質問します。市が配布している洪水ハザードマップは、今回の浸水のあった駒込川東側の桐ノ沢地区が浸水想定区域になっていませんが、今後想定区域として指定し、表記すべきではないか、お考えをお示してください。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○八戸認都市整備部理事 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）山本委員の台風第10号への対応についてのうち、洪水ハザードマップについてのお尋ねにお答えいたします。

洪水ハザードマップにつきましては、県が指定した浸水想定区域をもとに、本市では平成21年度に作成し、翌年の平成22年度に本市のホームページでの公表及び浸水が想定される地域への配布をしているところであります。

本市におきましても、今回の台風第10号により桐ノ沢地区が浸水したことから、浸水想定区域の見直しについて県へ問い合わせをしたところ、平成27年の水防法改正に伴い、県内主要河川につきましては、これまでの河川整備計画規模の降雨から想定し得る最大規模の降雨での浸水区域への見直しを行うとしておりまして、その中で駒込川につきましては、桐ノ沢地区を含む範囲に拡大することを検討していくとのことであります。

○秋村光男委員長 山本委員。

○山本武朝委員 ありがとうございます。

検討していくとのことですので、よろしく申し上げます。

この項の最後ですけれども、今回浸水のあったこの桐ノ沢地区、今後浸水等が起きないように県へその対策を働きかけるべきだと思いますが、どうでしょうか。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○八戸認都市整備部理事 県への働きかけについてのお尋ねにお答えいたします。

県では、今回浸水のあった桐ノ沢地区に接する駒込川の緊急的な対応として、早期に河川掘削工事に一部着手する予定とのことでありました。

また、本市では桐ノ沢地区の今後の対策といたしまして、河川の立ち木の伐採、流木や土砂の撤去につきまして、9月8日付で県に対しまして、河川砂防関係県単独事業の要望を行ったところであります。

今後も浸水が起きないように、引き続き県に対しまして要望してまいりたいと考えております。

○秋村光男委員長 山本委員。

○山本武朝委員 ありがとうございます。

早期に着手するというので、よろしく願いいたします。

これで、この項の質問は終わります。

2つ目は、第6款農林水産業費第1項農業費に関連し、農業について質問していきます。

畜産振興センターと農業指導センターの統合をこの4月行いましたが、今後市内の畜産農家への子牛の供給、いわゆる八甲田牛の肥育農家への子牛の供給ですが、どのようになるのかお示してください。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○金澤保農林水産部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）市内農家への八甲田牛子牛の供給方法についての御質問にお答えいたします。

本市における八甲田牛子牛の供給方法につきましては、これまで畜産振興センターで子牛を生産し、安価に市内の畜産農家へ供給する子牛払い下げ事業により実施してまいりました。

八甲田牛につきましては、近年、赤肉の持つうまみや低カロリーであることが再評価され需要が高まってきており、農家からは子牛の払い下げ頭数をふやしてほしいとの要望が出される状況となっておりますが、当センターにつきましては、開設後50年が経過し、施設・設備の老朽化により子牛の生産能力が低下してきていることから、今後センターにおいて安定的に子牛を生産し払い下げることは難しいとの判断に至り、さまざま検討した結果、農家の要望にも対応でき財政面においても大きな効果が期待できる方法として、農家が市場から子牛を導入することに対して市が助成する事業に移行することとしたものであります。

しかしながら、本県を含む北東北の家畜市場では、繁殖農家の減少に伴う子牛市場頭数の減少などにより、子牛市場価格が上昇している状況も見受けられ、計画どおりに子牛の市場導入が進まないことも想定される状況となっております。

八甲田牛のブランドの維持・向上のためには、何より市内の農家への安定的な子牛供給が必要と考えておりますことから、現在検討している家畜市場からの子牛の導入に加えて、繁殖農家等との個別契約など、より効率的な子牛の供給方法についても検討していくこととしております。

以上でございます。

○秋村光男委員長 山本委員。

○山本武朝委員 答弁ありがとうございます。

畜産振興センターは合子沢の山の上にあるセンターですけれども、これをしっかり見直ししていくと。畜産業は普通の農業である、畑・米だと違って非常に莫大な何千万・億単位の設備更新がかかりますので、今回きちんと見直しをされたということは、私は評価すべきものだと思います。

ただ最後、畜産農家さんは4戸ありますが、そこへの今後の子牛供給方法について、さまざまな答弁がありました。肥育農家の方が安心するようよろしくお願いいたします。

次に、今年度中はまだ親牛を育てている畜産振興センターの跡地利用の検討は、どこまで進んでいるのかお示してください。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○金澤保農林水産部長 再度の御質問にお答えいたします。畜産振興センターの跡地についての御質問でありました。

市内農家への八甲田牛子牛の導入につきましては、現在は農家が全て市場から子牛を導入し、それに対して市が助成する方法を第1候補として想定しておりますが、この方法を採用した場合、畜産振興センターの施設・設備につきましてはその役割を終了することとなります。

その場合の跡地の活用方法につきましては、現時点では具体的に想定しているものはありませんが、畜産振興センターの周辺には八甲田憩いの牧場、市営牧場、ハーブ農園、モヤヒルズ、乗馬クラブ、工業団地などがありますことから、農業振興だけでなく、観光や産業振興などにもつながるような活用方法につきまして、庁内の関係部局や関係者と検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○秋村光男委員長 山本委員。

○山本武朝委員 ありがとうございます。それでは、この項の質問を終わります。

3つ目の質問は、第10款教育費、いじめ防止対策についてお伺いいたします。

8月25日に本市の中学2年生の子が、駅で事故死されるという大変痛ましい、悲しい事故が起きたわけでありました。改めまして謹んでお悔やみを申し上げますとともに、心より御冥福をお祈りいたします。

現在、当然その死亡事故に至ったことは、捜査当局により、また教育委員会、そして先週臨時会が開催されました本市のいじめ防止対策審議会で種々検討しており、そのことに対して触れることは適切ではありませんので、触れません。従来取り組んできたいじめ防止対策、また今後の防止対策、さまざまな子どもへのケア、そこを確認する意味で質問させていただきます。

初めの質問は、昨年度からこの本市のいじめ防止対策審議会が開催されたわけで

すけれど、その審議会の概要及び昨年度の開催内容をお示してください。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。教育長。

○成田一二三教育長 おはようございます。「おはようございます」と呼ぶ者あり）山本委員の青森市いじめ防止対策審議会についての御質問にお答えいたします。

青森市いじめ防止対策審議会は、平成 27 年 3 月に策定した青森市いじめ防止基本方針に基づき、同年 6 月、青森市いじめ防止対策審議会条例により、教育委員会の附属機関として設置しているものであります。

審議会の委員につきましては、大学教授、弁護士、医師、臨床心理士、社会福祉士の 5 名により構成されております。

審議会が所掌する事務につきましては、1 つには、教育委員会の諮問に応じ、市が設置する小学校及び中学校におけるいじめ防止等のための対策に関する事項を調査審議すること。2 つに、いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項に規定する重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行い、その結果を教育委員会に報告すること。3 つに、その他いじめの防止等のための対策に関し教育委員会が必要と認める事項を調査審議することとなっております。

平成 27 年度の審議会の動きといたしましては、6 月、8 月、1 月に 3 回開催され、小・中学校におけるいじめの実態把握及び防止対策について審議したところであります。

なお 8 月には、本市の小・中学校の代表児童・生徒がいじめの問題について話し合う場である「未来ミーティング」を審議会の委員が参観し、改善点についても御意見をいただいているところであります。このことについては平成 28 年度の取り組みに反映させたところであります。

以上でございます。

○秋村光男委員長 山本委員。

○山本武朝委員 答弁ありがとうございます。

青森市いじめ防止基本方針が昨年 3 月にまとめられて、私も事あるごとによく読まさせていただきます。本当にいじめに対する本市の基本姿勢が書き込まれている大切な指針であると思います。当時の先生方、また月永前教育長を初め、皆さんで心血を注いでつくられたのがこの基本方針であると感じている次第です。この審議会については、昨年度初めてまずはスタートということで行ったということで、先ほど御答弁いただきました。

決算特別委員会でしたので、本市の教育費の事業内容を見ていましたら、本市ではサイバーパトロール、いわゆるネットパトロールを実施しているとありましたので、その点についてお聞きしたいと思います。その取り組みと概要をお示してください。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。教育長。

○成田一二三教育長 ネットパトロールの取り組みについて答弁させていただきます。

ます。

教育委員会では、平成 21 年度から臨時職員 2 名によるサイバーパトロール、いわゆるネットパトロールを実施しておりまして、トラブルの原因になり得る書き込み等の根絶を図るとともに、インターネット利用時のマナーの向上に努めているところであります。

ネットパトロール員は、ツイッターやブログなど主に中学生が利用している閲覧可能なコミュニティーサイトを専門的に監視し、問題がある書き込みを発見した場合は関係の学校へ情報提供したり、サイト管理者へ不適切な書き込み内容の削除依頼をしているところであります。

平成 27 年度にネットパトロール員が把握・監視したツイッターやブログ等は 3931 件であり、そのうち学校へ情報提供した件数は 108 件となっております。

学校へ情報提供した主な内容といたしましては、喫煙や飲酒等の不良行為の書き込み、悪口やからかい等の誹謗中傷の書き込み、写真の無断掲載などとなっております。

以上でございます。

○秋村光男委員長 山本委員。

○山本武朝委員 答弁ありがとうございます。

昨年は 108 件も学校へ情報提供したということで、その事業が行われていることをしっかり把握させていただきました。

さて、このサイバーパトロール、いわゆる公開されているホームページ、ブログ、ツイッター等は見れるわけですが、さまざま今話題になっておりますのは、無料通信アプリ、いわゆる SNS であります。その書き込みは当然当事者以外見ることにはできません。こういう SNS がいじめの原因にもなっているのではないかと、さまざまな報道ベースでもありますが、教育委員会はこの監視ができない SNS の書き込みに対してどのような対応ができるのか、その考えをお示してください。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。教育長。

○成田一二三教育長 再度の御質問にお答えいたします。

ネットパトロール等の監視が難しいものにつきましては、まずは未然防止の対策というものが大事かと考えております。

その上で、ネットパトロールによる監視の有無に関わらず、インターネット上の誹謗中傷、有害情報などの、いわゆる情報化の影の部分に対する指導につきましては、学校における情報モラル教育の推進はもとより家庭との連携を図りながら、未然防止に努めることが極めて重要であるとと考えております。

教育委員会では、学校における情報モラル教育の推進に当たり、今年度から 3 年間をかけて全ての小・中学校の教職員を対象に、情報モラルに関する出前講座を実施しているところでありまして、現時点で小学校 17 校、中学校 6 校の計 23 校で実施しております。

また、本年3月に市PTA連合会と小・中学校長会、教育委員会の3者により作成したリーフレット、「携帯電話・スマートフォン・ゲーム機など使い方の約束！」や利用ガイドラインを活用するなど、学校と家庭が連携して取り組むことで、児童・生徒がインターネット上の被害やトラブルから自分の身を守り、被害者にも加害者にもならないよう支援することが大切であると考えているところであります。

以上でございます。

○秋村光男委員長 山本委員。

○山本武朝委員 答弁ありがとうございました。

出前講座を開いて、教職員にもモラル講座を開いていると答弁をいただきました。先ほど御紹介いただいたスマートフォンの使い方というチラシをいただきまして、これを配付しているということです。「夜9時以降は使いません。」とか、「勉強中・食事中・歩行中の『ながら』の使用はしません。」とか、基本的なことがあるわけですが、やはり常にこのように注意を促していくことは大事だと思っております。

さて、次の質問です。今回大変悲しい事故が起きたわけですがけれども、今、緊急に大事なことは、私は事故のあった学校の生徒の心のケアであると思います。また、対応に当たられている先生方、校長先生、担任の先生のその心中を察すると、いかばかりかと思えます。生徒の心のケア、教職員に対する教育委員会の支援の内容をお示してください。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。教育長。

○成田一二三教育長 学校の生徒の心のケア及び教職員に対する支援に対する御質問にお答えいたします。

教育委員会では、生徒一人一人の心身の状況に応じたきめ細かなケアにより心の安定が図られるよう、まずは県の教育委員会にスクールカウンセラーの緊急派遣を要請いたしました。

その結果、事故翌日の8月26日金曜日から4名のスクールカウンセラーが当該校に出向き、全校生徒を対象に心の健康調査を実施するとともに学級担任による個別の教育相談を行ったところであります。

また、とりわけ不安を訴える生徒が多く在籍する学年に対しては、全ての生徒に対してスクールカウンセラーによるカウンセリングを行っております。

スクールカウンセラーは全校生徒、そして保護者及び教職員からの相談にも随時応じているところで、今後も継続していくこととしております。

なお、土曜日や日曜日につきましても、学級担任がカウンセリングを受けた全ての生徒を対象に家庭訪問や電話相談を実施することで、家庭での様子の把握に努め、子どもの抱えている不安な気持ちの解消を図るよう努めているところであります。

それに加えて心のケアに関する取り組みのより一層の充実が図られるよう、弘前大学大学院医学研究科附属子どものこころの発達研究センターの医師などによる支援体制を構築しているところであり、心のケアのあり方などについての助言を要請

しているところであります。

教職員に対する支援であります。教育委員会では、事故発生の当日から学校現場で実務経験のある事務局職員を2名、30日火曜日からは1名増員の3名を派遣・常駐させ、学校全体の教育相談体制に関する助言や情報整理の補助などに当たっております。

また、外部からの問い合わせに対応する窓口を設置し、個別の問い合わせに対応する職員を事務局から1名派遣することで、教職員が生徒と関わる時間を確保できるよう支援しているところであります。

以上でございます。

○秋村光男委員長 山本委員。

○山本武朝委員 ありがとうございます。

早速スクールカウンセラーを4名派遣し、また現在は指導課の職員の方だと思いますが、当初2名、今は3名で支援に当たっていると。また、弘前大学の専門の先生からの助言もいただいているとのこと。今一番大切なのはこの心のケアです。生徒、そして教職員の支援に今後もしっかり取り組んでいただきたいと思っております。

この教育の質問の最後であります。やはり今回のこの悲しい、痛ましい死亡事故であります。8月19日は東北町であったわけですが、いずれもまた全国的な傾向の中で、長期休暇明け前後、特に夏休み明け前後にこのような悲しい事故が多々起きているわけであり。やはりその長期休業中の児童・生徒の心の状態を把握する必要があると思うわけであり。

家庭訪問や個別面談等で、長期休業中の児童・生徒の状況を把握する必要があると思っております。教育委員会の考えをお示してください。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。教育長。

○成田一二三教育長 長期休業中の児童・生徒の状況把握についての御質問にお答えいたします。

各学校では、児童・生徒の長期休業中の状況把握のため、例えば、小学校では保護者面談や家庭訪問、中学校では保護者面談や家庭訪問に加えて、学習会や部活動などの家庭や学校での児童・生徒の様子を把握する機会を設けているところであります。

また、小・中学校ともに、長期休業の後半に出校日を設けるなどして、休み中の宿題の進みぐあいを確認することに加え、新学期に向けた児童・生徒の心身の状況の把握に努めているところであります。

教育委員会といたしましては、学校の長期休業明け直後は、児童・生徒にとって生活環境等が大きく変わる契機になり、大きなプレッシャーや精神的動揺が生じやすい時期であると考えておりますことから、長期休業中の家庭訪問や個別面談等により児童・生徒の変化を把握するとともに、長期休業明け直後には、学校や

地域あるいは家庭において、児童・生徒の見守りの強化や教育相談等を集中的に行うことが重要であると考えているところであります。

○秋村光男委員長 山本委員。

○山本武朝委員 答弁ありがとうございます。

しっかりそのように対応していただければと思います。ここで、今回聞き取りしながら、本当に教育委員会もまた市長もいろいろ今回の件は苦慮されている。また、さまざまな発信をされていることがわかりました。

悲しい事故が起きて、9月には市長もあなたへの緊急メッセージということで、「あなたの『いのち』を守るために」ということで、かけがえのない大切な「いのち」を守ってほしい、そしてまたあなたの一言が大事でありますとのことでした。そして、教育長も同じく緊急メッセージとして、『『いのち』を大切にしてください』というかけがえのない「いのち」の大切さ、そして、そのいじめ——済みません、いじめという言葉は一切、一言もありませんでした——もし、人の心を傷つけるような人がいましたら、「やめなさい」と一言かけるこの勇気、勇気の一言が大事であるというメッセージを小学生と中学生向けに丁寧に緊急配付されたとお聞きしています。各学校では、これを読み合って話し合ったり、また、家庭でもそのことが話題になったと私は幾つかお聞きしております。

今回の悲しい件を起こしてはならないという思いで、いじめはどこでも起こり得るわけであります。青森市いじめ防止基本方針にあります、一般質問の冒頭でも紹介したとおり『『いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こり得るものである。』という共通認識を持ち、常に全ての児童生徒を見守っていくことが重要である。』、『『いかなる理由があろうとも、いじめは人間として絶対に許されない』という意識を徹底する』こと、「いじめ問題を自分のこととして考え、関わっていこうとする態度」を身に付けることということで、そして、「対策には市民一体となって取り組んでいく必要がある。」と書いております。

私もそうだと思います。いじめは子どもだけの問題ではないと思います。大人社会の反映がされていると思っております。絶対に許されないというのは単なる精神論ではありません。この強い気持ちを、この認識を、大人も、家庭を持っている親御さん、そして児童・生徒さんも持っていただきたいです。

そして、いじめはやはり早期発見、早期対応、未然防止が大事でありますけれども、当事者というのはなかなか声を発することはできないんです。私の娘も中学校1年生のとき、いじめというよりはグループに入れなくて孤立したということで、保健室登校を何カ月かしたことがありますけれども、やはり当事者はなかなか声を発せられないんです。当然、相談もしているんですけれども。幸い保健室登校で、その後さまざまな努力もあって解決できたんですけれども、やはり一番気づくのは保護者、教師、そして何よりも周りの友達です。そこが気づいて、「やめなさい」という勇気の発言を発することができるのか、これが大事だと思います。当然、それ

を発すると、自分もいじめの対象になるから見て見ぬふりをしてしまうという場合もあるかもしれませんが、ただ、絶対に許されない行為だということで、勇気の一言を持つ。この基本精神を、徹底的に私たちが、大人も子どもも認識することが大事であると思ひまして、今回のこのいじめの項は終わります。ありがとうございます。

最後に、第7款商工費第1項商工費、アウガについて質問させていただきます。

残りが約10分ほどとなりましたので、ちょっと早口で、答弁も簡明によろしくお願ひします。

まず、決算特別委員会でありますので、平成27年度のアウガの決算について当期純損失額、また債務超過額をお示しください。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。経済部長。

○増田一経済部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）平成27年度決算の当期純損失につきましては26億8800万円、債務超過につきましては23億8500万円となっております。

○秋村光男委員長 山本委員。

○山本武朝委員 済みません、既に公表になっている数字であります。

経済部長にお聞きいたします。この7年間、アウガ再生への取り組みについて、時系列的に確認させていただきます。既に皆さんよく御存じのことではありますが、平成21年12月の臨時会で提出されたアウガの支援策を概要だけお示しいただけませんか。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。経済部長。

○増田一経済部長 平成21年12月の支援策ということでありました。

まずは、資金ショートを回避するための2億円の貸し付けがありました。それから債務超過を回避するための5億6000万円のDESをやっております。そのほかにつきましては、元金償還の繰り延べなどを実施しているところであります。

以上でございます。

○秋村光男委員長 山本委員。

○山本武朝委員 市長に確認します。

平成21年のいわゆるクリスマス議会と言われているものですが、特にこの資金ショート回避のための2億円の緊急融資の返済について、市長はその時どのような約束をされたのでしょうか。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。鹿内市長。

○鹿内博市長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）お答えいたします。

たしか2億円がもし返済されなければ、その責任はどうなりますかという趣旨の御質問があり、もしそういうことにならないように関係者、まず青森駅前再開発ビル株式会社として努力をするわけですが、結果としてそうならなかった場合には、この議案を提案しているのは市長である私ですので、私にその責任がありますとお

答えをしたと、今記憶しております。ちょっと手元にその際の議事録等がありませんので、もし何か間違いがあったら逆に御指摘いただければと思います。

○秋村光男委員長 山本委員。

○山本武朝委員 その2億円の貸し付けを5年間——先ほど5年間とは言わなかったですけども、過去の事例で確認しているわけですが——その5年後にあたる平成26年第2回定例会ではその2億円の融資に対して、議会ではどのような提案がされましたでしょうか。これは経済部長にお願いします。端的にお答えください。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。経済部長。

○増田一経済部長 平成26年第2回定例会のときの内容でありました。

そのときにつきましては、2億円を含みます元金償還の繰り延べと貸し付け利率の引き下げの2つを提案していると記憶しております。

○秋村光男委員長 山本委員。

○山本武朝委員 2億円返せない、延ばしてくださいということが平成26年第2回定例会、今から2年前ですが、このころからアウガ問題、非常に議論が活発に、また、このようなことで解決できるのかと、この2億円を5年後に返済できなかったことに対して、大きく議会でもさまざまな議論が活発になったわけであります。

市長、この平成26年第2回定例会のときを思い出してください。この2億円が期限の5年で返済されなかったわけですけども、市長はこのときどのような弁明、また責任を果たされたのかを示してください。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。鹿内市長。

○鹿内博市長 大変恐縮ではありますが、正確にお答えをしたいと思いますので、ちょっと時間をいただければ。私の発言の議事録等をきちっと精査をしたいと思いますので、時間を貸していただければと思います。

○秋村光男委員長 山本委員。

○山本武朝委員 決して言葉尻をとってどうのこうのというつもりはありません。

どういうふうに自分は弁明したかという概要を聞いたかただけですので、市長、それは御理解ください。

続きまして、昨年、平成27年第2回定例会では、副市長の2人体制の提案がなされ、可決されたところであります。この平成27年6月に加賀谷副市長、そして佐々木副市長の2人体制がスタートしたわけです。

このころ青森駅前再開発ビル株式会社の現預金は、いわゆるテナントに払う営業保証金を既に下回っていたのではないかと聞いておりますけれども、このころのアウガの現預金と営業保証金の状況をお示してください。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。経済部長。

○増田一経済部長 お答えいたします。

平成27年6月の直近で下回っているのを申し上げますと、7月の段階で、現預金

に対して営業保証金のほうが上回っている、要は現預金のほうが下回っているという状況になっております。

○秋村光男委員長 山本委員。

○山本武朝委員 これもさまざまな議員から確認のあったことで、既に昨年6月に、副市長体制、アウガを背水の陣で副市長2人体制でやる、ただ現実にはもう現預金は営業保証金を下回っているという、いわば黄色信号から赤信号がもう点滅している状態で、背水の陣でアウガ問題に取り組んでいるという状況だったと思います。

こういう状況であったわけですがけれども、その後も残念ながらアウガ、売り上げを初め経営状況は好転しませんでした。ずっと市長は商業施設として再生を目指すと、ずっとそのときも、ついことしの2月まで言ってきたわけでありましてけれども、アウガ再生プロジェクトチームの提言を受けて、これまでの市のアウガ再生の方針は、商業施設から大きくかじを切りました。それはことし2月15日、「新生アウガを目指して(案)」という形で概要を示されたわけですがけれども、その概要のポイントを1つ、2つ、経済部長お示してください。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。経済部長。

○増田一経済部長 今のは2月15日のポイント、アウガ再生プロジェクトチームのほうのポイント……。

[山本武朝委員「もしくはその商業施設から断念したというその経緯ですね」と呼ぶ]

○増田一経済部長 お答えいたします。

青森駅前再開発ビル株式会社のほうで委託しましたアウガ再生プロジェクトチームにつきましては、専門家3人でもって検討した結果、商業施設としての再生というのは無理だろうという判断になっておりました。

それに対して、同社としてもそれを覆すような理屈はできなかったものでありますから、同社といたしましても商業施設として再生することは断念いたしまして、市とともに公共化を目指すということの方向性が示されたというものであります。

○秋村光男委員長 山本委員。

○山本武朝委員 予定した時間がなくなってきましたので、大幅に変えて最後に1つお聞きします。

ですから、ずさんな資金管理といいますか、そういう状況があったわけでありまして、現預金が営業保証金を下回ったわけでありまして。

今回、これは予算特別委員会で聞くべきことでしょうけれども、今回アウガの支援策で来年の3月までの損益見込みは、資金不足5500万円としておりますが、その3月以降にまた資金不足に陥ったとき、またつなぎの融資資金を再び求めることはないとお約束することはできますか。経済部長、端的にお答えください。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。経済部長。

○増田一経済部長 お答えいたします。

今の資金不足の計算そのものが来年の3月までになっておりますので、まずもって今、提案申し上げております条例案が可決した段階で、青森駅前再開発ビル株式会社のほうで同社及びテナントの整理の時期を特定したいと考えておりますので、その結果を見てからの判断になろうかと思えます。

○秋村光男委員長 山本委員。

○山本武朝委員 ありがとうございます。

最後に振るのは市長であったんですけども、時間不足で間違っていました。私たち市議会議員一人一人は、行政の監視をせよと市民から負託されているわけです。正しく税金が使われているかどうか。これまで市長も議会も、アウガに対してはこれ以上の公金投入はしないと明言してきました。私は、議会がこれ以上約束の不履行を重ねる鹿内市長の追認機関ではないと強く申し上げて、質問を終わります。ありがとうございます。

○秋村光男委員長 次に、斎藤憲雄委員。

○斎藤憲雄委員 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）社民党の斎藤です。

私からは、まず民生委員・児童委員について質問させていただきます。

民生委員・児童委員の制度については、来年で100年を迎えるということであり、ただ、現実には、民生委員・児童委員——これから民生委員と言いますけれども、その数は、なり手が少なくなっているというのが現状です。そしてまた、民生委員は、原則的には75歳未満の方ということになっておりますけれども、78歳まで延長しているというのが現状でありますし、本市の現状を見ましても、定数が590名に対して現員数が569名、そのうち75歳以上の方が84名、そして、70歳以上ということになりますと213名となっております。

この民生委員については、御存じのとおり、高齢者の見守り、そして子育て支援ということもあわせて、地域福祉にとっては非常に重要な役割を担っているところであります。そういったことを考えますと、先ほど山本委員が言われましたように災害時の扱いで、例えば、避難準備情報等があった場合について、いろいろな形でそれぞれの地域の町会の役員さんとか、あるいは民生委員の方がそれぞれかかわってくるわけですが、そういった中で質問させていただきますけれども、1点目は、災害時の民生委員の役割についてはどのようになっているのか、お示しをいただきたいと思えます。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。健康福祉部長。

○能代谷潤治健康福祉部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）斎藤委員の災害時の民生委員・児童委員の役割についての御質疑にお答えさせていただきます。

まず、避難支援等関係者というものがああります。災害発生時に市から避難勧告等

が発令された際に、みずから避難所まで避難することが困難な避難行動要支援者が円滑かつ迅速に避難できるように支援を担っていただくもので、町会・町内会、自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団等の関係者が、この避難支援等関係者として支援することとなっております。あくまで善意と地域の助け合いの精神のもと、避難支援を行っていただくこととしております。この中で、民生委員・児童委員の方々がこの役割を担っていただいているところであります。

また、避難行動要支援者への避難支援については、本市の避難行動要支援者避難支援全体計画におきまして、避難行動要支援者本人やその御家族の方が避難支援者を選定した上で、避難行動支援者同意確認書兼個別計画というものを市に対して提出していただいておりますが、民生委員・児童委員の皆様には、特に高齢者等に対する当該支援制度の周知説明を依頼しているところです。この関係で、避難支援者には、多くの方が近隣の御親族や住民を選定しておりますが、民生委員・児童委員の方が選定されるケースもあります。

また、避難支援等関係者への情報提供に同意した方の名簿や個別の避難計画につきましては、災害時の避難支援が円滑に行われるよう、避難支援等関係者間で共有されているところでありますが、平常時におきましても、民生委員・児童委員を初めといたします地域の避難支援等関係者に、見守り等の活動を通じて避難行動要支援者の状況把握に努めていただいているところです。

なお、避難支援者が決まっていない方や、同意書が提出されていない避難行動要支援者につきましては、生命または身体を保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、民生委員・児童委員を含む地域の避難支援等関係者で分担・協力しながら、災害時の情報伝達や避難誘導などの支援を行っていただくこととなっております。

○秋村光男委員長 斎藤委員。

○斎藤憲雄委員 答弁ありがとうございます。

民生委員の方々の活動内容を見てみますと、高齢者の皆さんの見守り支援は、厚生労働省の統計でいくと、高齢者の見守りで約 56%、そして、子ども関連で約 21% となっております。そして今、災害時の部分で、情報伝達あるいは避難誘導というようになっていきますけれども、先ほど申し上げましたとおり、民生委員の方々も高齢化が進んできて、情報伝達をする際の足が大丈夫なのか、あるいは避難誘導する際についてもどうなのかということで非常に疑問を持っていますし、もう 1 つは、なり手がいないがために、町会長さんが兼務している場合。聞きましたところ、町会長さんが兼務しているのは全体で 44 名の方だと。そして、先ほど申し上げましたとおり、民生委員の方の 70 歳以上の比率がおおよそ 37% 超と、こうなった場合、障害者あるいはひとり暮らしの高齢者の方、要援護者といった方々が頼りにするのが町会長とか民生委員ということになった場合、現在、中核市の中で民生委員はおおよそ 170 世帯から 360 世帯に 1 人ということですから、その中での高齢者の割合という

のは、かなりの数で多くなっているはずですが。私の町会でも、今回、敬老会の対象者は75歳以上ですけれども、およそ100人います。

そういったことを考えれば、民生委員の方の負担というのは、非常に大きい状況にあらうかと思えます。そういうことでは、後段でなり手不足の対策についてお聞きしますけれども、ただ、民生委員に対する役割、こういったものがなかなか浸透していないというのが今の現状だろうと思えますので、この点もあわせて、災害時の対策なりを今後講じていただければと思えます。

そして、次の質問に入りますけれども、地域福祉計画を作成して、厚生労働省が今進めているのが地域包括ケアシステムであります。そういった場合、今後は地域包括支援センターが中心にならうかと思えますけれども、介護保険を使っていない場合、ほとんどは民生委員の方が対応していると思えます。そういったことを考えていった場合、今後、地域包括ケアシステムを構築するに際して、地域包括支援センターと民生委員とのかかわりをどのように持っていくのか。これは、先ほども申し上げました災害時の扱いもあわせて、どうしても関連してきますので、その点についてお示しいただきたいと思えます。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。健康福祉部長。

○能代谷潤治健康福祉部長 地域包括支援センターと民生委員・児童委員のかかわりということでの御質疑にお答えさせていただきます。

市内11カ所に設置しております地域包括支援センターでは、高齢者等の相談窓口として、介護や介護予防、健康、医療などさまざまな相談に応じて、相談者への必要な制度や関係機関の紹介を行うなど、支援が必要な高齢者の早期把握に努め、地域の方々と協力しながら必要な支援を行っております。

一方で、民生委員・児童委員につきましては、地域の福祉の担い手、地域住民の最も身近な相談役として重要な役割を果たしているところでありまして、日常のさまざまな相談を受けた際に、その解決策の一つとして地域包括支援センターとの連携が効果的な場合には、その橋渡しの役割を担っていただいて、互いの情報を交換しつつ、相談者の支援を行っていただいているところであります。

また、効率的・効果的な支援を行うために、適宜に地域包括支援センターと民生委員・児童委員の皆様とで情報共有の場を設けて、相互に連携をとりながら支援につなげていただいているところでありまして、今後におきましても、そのようなかかわりを続けていっていただくこととしております。

以上でございます。

○秋村光男委員長 斎藤委員。

○斎藤憲雄委員 あわせて、先ほどちらっと言いましたけれども、民生委員のなり手不足ということで、これは町会でもそうなんです、町会の役員のなり手も不足して、民生委員のなり手も不足しているというこの辺の部分は、何も健康福祉部だけの問題ではなく、コミュニティーという部分ですから、市民政策部もあわせてな

んですが、そういったことを考えた場合、もうちょっと横断的な部分でこれらの政策、施策を考えていく必要があると思っています。とりわけ、地域包括ケアシステムについては、やはり考え方にあるのは、今後の課題になっていると思いますけれども、地域資源の発掘、それから地域リーダーの発掘、住民互助の発掘というように、この3つがたしか課題になっているはずであります。

そうした場合、地域資源の発掘ということで考えると、人材育成の部分がやはり主になろうかと思えます。そういった意味では、市民政策部の市民協働推進課のほうでやっているのかな、まちづくり協議会で、コミュニティ協議会ということで、モデル地区3つ、そして8カ所でしたか、そこで行われて、その中においても人材育成というのがどうしても前提になってまいりますし、そして、地域での連携ということが非常に重要な役割を持ってまいります。

そうしたときに、やはり民生委員の役割、あるいは、そういったなり手をどうつくっていくのか、そして、民生委員の持っている役割というものをどう理解していただくか。案外、皆さんどうですか、理事者の皆さんも自分で町会のほうにいて、民生委員・児童委員は誰かといったときに、皆さん答えられますか。恐らく答えられないと思うんです。それだけ、地域の中で民生委員・児童委員との連携が希薄になっているというのが現状だと思うんですよ。

こういった現状の中で、市として、民生委員・児童委員のなり手不足に対する対策についてどのように考えているのか、お示しをいただきたい。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。健康福祉部長。

○能代谷潤治健康福祉部長 民生委員・児童委員のなり手不足、確保のための市の取り組みということでお答えさせていただきたいと思えます。

斎藤委員御紹介のとおり、少子・高齢化とか核家族化の進行に伴いまして、地域においては、多様な生活課題が顕在化してきております。住民の立場に立って相談支援を行って、地域と行政をつなぐ窓口として重要な役割を果たしている民生委員・児童委員に期待される役割は、ますます大きくなってきています。

しかしながら、一方で、これまた委員御紹介のとおり、地域コミュニティの希薄化や就労年齢の引き上げなどの社会的要因から、地域における民生委員・児童委員のなり手を取り巻く環境が厳しい状況にありまして、本市においても、先ほど御紹介がありましたけれども、本年8月末現在で、定員658名に対しまして29名の欠員が生じています。

民生委員・児童委員のなり手を発掘していくための取り組みといたしましては、1つには、民生委員・児童委員候補者の年齢基準を、先ほど御紹介がありましたけれども、今年度の一斉改選時から原則75歳未満であったものを78歳未満へと改正いたしましたこと。2つには、欠員が生じております地区の民生委員候補者推薦準備会に、あらかじめその年度当初に推薦に関する年間スケジュールをお知らせして、地域で民生委員・児童委員の推薦が円滑に行われるよう対応させていただいている

こと。3つには、欠員地区の町会とか地区社会福祉協議会に相談いたしまして、民生委員・児童委員のチラシを作成し、地域住民に働きかけさせていただいていること。4つには、民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりということで、また、お話がありました民生委員・児童委員活動の理解あるいは関心を高めていただくために、「広報あおもり」等を通じた特集記事の掲載や市ホームページ等の広報媒体を活用して、民生委員・児童委員の活動の内容の周知啓発を図るといった取り組みを行ってきたところです。さらに、今回、青森市地域福祉計画におきましても、地区の社会福祉協議会とか、民生委員児童委員協議会、いわゆる民児協との連携で、地域の実情を把握しつつ、積極的に担い手の確保に努めていくこととしております。

今後、町会や町内会あるいは地区社会福祉協議会など、地域の方々と連携しながら、確保に向けて取り組ませていただきたいと考えております。

○秋村光男委員長 斎藤委員。

○斎藤憲雄委員 あと4分くらいしかないと思いますので、これは要望にして言いますけれども、民生委員をつくるために、スケジュールだとか活動しやすい環境づくり云々と言っていますけれども、正直言って、民生委員がどういうことをやって何をどうするのかという、その課せられた役割という部分をきちんと説明しないと、民生委員になっても私は何をやればいいのかというように、その役割をわからないままに民生委員になっています。町会とか地域からの推薦となっているんだけど、町会の役員の中で民生委員を割り当てられたんだけど誰にするかということしか議論されていないのが現状なんです。ですから、そういったところについては、やはり市としてももうちょっと懇切丁寧な形で、町会との連携、あるいは町会連合会、地区社会福祉協議会との連携を持っていただければと思います。

それとあわせて、検討していただきたいんですが、2014年、全国の民児協——民児連になるのかな、その中で、活動する際の保険、交通事故だとかそういう部分についての保険をたしかやっているはずなんで、厚生労働省でほぼ半額補助という状態をつくるんでしょうけれども、ここについてもやはり民児協なり市の部分で活動しやすい環境であれば、そういった部分に対して幾らかでも財政的な補助というか、保険料の補助とかも含めて考えていただければと思います。

次に行きますけれども、先日、本会議の中で奈良議員から指摘されておりました市営住宅に関しての家賃滞納についてであります。

家賃滞納の部分では、収納率からいきますと、昨年度に比べれば1%向上はしています。そこで、指定管理者も徴収義務というか、そのようになっていますけれども、その徴収方法、対策をお示してください。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○金子牧子都市整備部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）市営住宅使用料についてお答えさせていただきます。

市営住宅入居者に対する債権回収につきましては、市は、市営住宅使用料が期限

を過ぎても未納となっている場合、督促状を発送することにより速やかな納付をお願いしており、それ以降も納付がない場合には、指定管理者から未収のお知らせ文書の配付を行うとともに、電話や文書による催告だけでなく、臨戸訪問による納付指導を行っているところです。中でも、滞納が長期化している場合など納付が困難な場合には、市と指定管理者が連携し、臨戸訪問を行ってきたところです。

また、平成 27 年度の包括外部監査の結果を受けまして、滞納額の増加を抑えるためには早期の対応が重要となってきますことから、状況に応じ、市がより債権回収に関与していくよう業務の見直しを行ったところであり、適切な債権回収の実施に向け、指定管理者と連携し、今後とも対応してまいりたいと考えております。

○秋村光男委員長 斎藤委員。

○斎藤憲雄委員 あと 1 分ですから質問できるかどうかは別にしても、指定管理者の社員の方が滞納者のところに行けば、自分はお前のところから借りているわけじゃないという話をされたようでありまして、そうした場合、市の職員の人たちがどうかかわっていつているのか。滞納している方についても、一番の問題は払える人が払わないという問題であって、やはりそういった部分については市職員もかかわるべきだと思いますけれども、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○金子牧子都市整備部長 お答えをさせていただきます。

先ほどの御答弁でも申し上げさせていただきましたけれども、滞納が長期化している場合など納付が困難な場合には、市と指定管理者が連携し、臨戸訪問を行っているところであります。

○秋村光男委員長 斎藤委員。

○斎藤憲雄委員 そういうことではなく、要は、滞納している人たちのところを全部分析して、そして、経済的に厳しいところとか健康上とかそういった部分は別にして、払えるのに払わないということには、短期であっても長期であっても市の職員も十分にかかわるべきだということを言って、終わらせていただきます。

○秋村光男委員長 次に、館山善也委員。

○館山善也委員 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）自民清風会、館山善也です。よろしくお願ひ申し上げます。質問の前に所見を述べさせていただきます。

皆様も御承知のとおり、9月1日は防災の日です。東日本大震災から5年有余がたちました。当時の緊張感は徐々に薄れつつあると思いますが、当時の生き証人である私たちが、この想像を超えた恐怖と実体験を伝えていく役割があると思っています。

古川中学校では、年に1度中学生と近隣の町会の皆様と一緒に総勢約200名で防災教室を行っております。本委員会に御出席いただいている成田教育長が、当時、古川中学校の学校長である際に企画立案に御参加くださり、中心となり初年度開催

にこぎつけることができましたことを改めて御礼申し上げます。ありがとうございました。

そしてその内容は、防災訓練がその中心ではありますが、ネーミングに防災教室としたわけは、中学生の教育に資する目的があります。当時の成田校長先生から、中学生ともなれば、避難所において支援を待ち受ける側ではなく、みずから支援する側の立場となって行動できるように成長していただきたいという願いがあり、そのような防災教室と名前を変えたものであります。

ことは10月1日の予定です。現在の古川中学校小林校長を初め、教育振興会、近隣の町会、そして危機管理課の藤本様には、大変な御尽力をいただきまして、無事開催できそうな運びとなっておりますことを御礼申し上げて、質問させていただきます。

それでは、平成27年度青森市一般会計・特別会計歳入歳出決算書に関連いたしまして、3款民生費2項児童福祉費1目児童福祉総務費から、子どもの権利条例相談センターについてお尋ねいたします。

3年前の平成25年6月に施行され、青森県初の条例として注目をされました。施行前に委員会で兵庫県川西市に視察に行かせていただきました。

その当時の川西市の認知度が90%を超えているということをお聞きしまして、非常に驚き、今でも記憶しているところです。

統計の仕方もあると思いますので、一概に比べることはできませんが、それでも飛び抜けた数値という印象がありました。皆様も御承知のことと思いますが、いじめの性格上、どうしてもいじめられている本人は仲間に恥ずかしいという思いから隠したり、先生にも告げ口したというような態度になり得ることから、隠す傾向があるというレクチャーを受けました。事実そうなった場合に、発見したときには非常に深刻な状態が予想されているということから、やはりこの条例は認知度が生命線であるということは、共通の理解のものだと思われま。

そして、当時の川西市の実例をお聞きした際には、子ども同士で、仲間うちで、いじめられている子の友達がいじめられている子に、この相談センターに行ってみないかということから、そこで相談を受けて、結果、良好な方向に向かったという実例もお聞きしているところです。

当時、この平成25年6月に、やはり今いらっしゃる成田教育長が学校長の際に古川中学校で、PTAで本条例のPRのためのステッカーをつくりました。

このステッカーというのは、中身に相談方法が4つありまして、その相談方法をQRコード——2次元のこういう四角い升のような形で、携帯で撮りますとその情報がすぐに携帯に入ってくるというような仕組みのものがありまして、それを取り入れたステッカーを作成し、学校のほうが協力いただきまして贈呈式を行いました。

そしてその後、その贈呈式のあと各クラスで、担当の先生が改めてこの条例の大切さということを生徒たちに話していただいたという報告を受けております。それ

でも、やはり時がたつとこの条例自体もやはり緊張感が薄れてくると思われました。

本市のアンケートで、青森市子ども総合プラン策定にかかわるアンケート調査ということをしていただきました。

この中で、青森市子どもの権利条例の認知度と、それに付随する権利条例の相談センターの認知度の集計をしていただきました。名前は聞いたことがあるという数値を見ますと小学校1年生から6年生までの保護者が68.4%、中学校1年生から高校3年生までの生徒が42%という高い数字になっていると思います。市では、認知度という確認が内容まで知っているということになっておりますが、私の意見としては、この名称を知っているだけでも、随分な進歩ではないかと思っております。

また同時に、子どもの権利相談センターの相談する窓口の認知度に対しては、小学校1年生から6年生までの保護者が69.6%、約7割近くが知っている。そして、中学校1年から高校3年生までが66.6%、市でこれも同時に認知度と称しているのは、内容を知っているということになっておりますので、数値は半分程度に落ちていることは否めませんが、やはりこの内容まで知っていなくても、この権利相談センターがあるということを知っているだけでも、当事者、またその類する方々がこういったアドバイスができる環境にあるのではないかとこのところであります。

しかしながら、この認知度は、川西市と比べますとまだまだ啓発活動が必要だと思っておりますので、改めて御質問させていただきます。

子どもの権利相談センターについて、啓発活動に改めて取り組む必要があると考えますが、市のお考えをお示してください。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。健康福祉部長。

○能代谷潤治健康福祉部長 館山委員の子どもの権利相談センターの普及啓発についての御質疑にお答えさせていただきます。

ただいま、委員のほうから数字の御紹介ありました、青森市子ども総合プラン策定に当たりまして平成27年度に実施したアンケート調査、「名前も内容もよく知っている」、「名前も内容も多少知っている」、「名称だけは聞いたことがある」ということでは、少なくとも名前を知っているというのが66.1%ということで、そのうち、内容も知っている人というのは29.4%という結果であります。また、名前も内容も知らないとお答えになった割合が、33.7%という残念な結果になっております。

市としては、先ほど委員からもありましたけれども、同センターにつきましては、名称だけでなく内容等もしっかり知っていただくよう、また、名称も内容も知らないという人がなくなるように、さらなる普及啓発に取り組んでいかなければならないものと考えているところです。

このため、市といたしましては、これまでも子どもにとって大切な権利の内容や、子どもの権利相談センターの相談方法等について、市内の児童・生徒に対しましては、いわゆるQRコードを記載した上で子どもの権利の内容を記載したリーフレットとか相談方法等を記載したチラシ、携帯用カードを定期的に配付いたしますとと

もに、大人を含めた市民の皆様に対しましては、浪岡子どもの祭典、あるいは青森ねぶた祭などでの啓発活動、それと、子どもの権利の日のイベントの開催、それと、子どもの権利擁護委員による出前講座などのさまざまな方法で、普及啓発に取り組んできたところです。

今後におきましても、これまでの取り組みを継続して実施していきまるとともに、学校や教育委員会、PTA等の御協力をいただきながら、いわゆる学校の教育活動やPTAの研修会等の場などを積極的に活用して、青森市子どもの権利相談センター及び子どもにとって大切な子どもの権利についての普及啓発に、これまで以上に取り組んでまいりたいと考えております。

○秋村光男委員長 館山委員。

○館山善也委員 御答弁ありがとうございました。要望を申し上げたいと思います。

この条例は健康福祉部が所管されておりますが、やはり子どもを対象としたということで、教育委員会のほうも同じようなスタンスを取っていただきたいと思えます。中学生という1つのカテゴリーを設けますと、携帯の所持率というのは、やはりスマートフォンが入ってから特段に伸びていると報告を受けております。このスマートフォンの情報で、先ほど山本委員もお話しありましたが、SNSが頻繁になり、またLINEという情報ツールも確立されてきたところでありまして、逆にこのLINE——スマートフォンを持っていないことによる、仲間から外されてしまうような現状もあります。ハードルもかなりあるとは思いますが、やはり私は、現実的に中学生が持っているのであれば、そこにこの条例の権利センターの情報を入力するなり、読み込ませるような働きをしていただけないかというところです。

また、青森市という形の情報センターであると、また順番も違ってくるんですが、枕言葉に「あ」に「ハイフン」ですか、つけますと、一番上のネーミング、名前のところが一番上に来るというところもありますし、また、できれば、「お気に入り」という欄が携帯の各社によってはありますので、そういったところで、子どもたちにやはり印象をつけてもらいたいと。

実際なけばいい話ではありますが、実質上そういった形で意識をさせるということも、なかなか行政と民間とのハードルもあると思えますし、立場もあると思えますが、そこはそこを超えて、子どものために踏み込んでいただきたいというところでもあります。

また、これは県からの資料なんですけど、「こころの相談窓口ネットワーク電話番号一覧」というものが配布されております。これはちょっと子どもに適さない借金問題とか、生活保護の部分まで立ち入った部分も入っていると、また、県ですので弘前市や八戸市、五所川原市などほかのところも入ってはおりますが、ここには残念ながら青森市の子どもの権利相談センターの情報が入っていないということです。県と連携して、もう少しわかりやすいような形——字はかなり小さいんですけども、子どもは目がいいので見えると思えます。老眼であればちょっとかなり

厳しいような字体なんですけど、こういったことを連携しまして、やはり宝である子どもを一生懸命一緒に守るというスタンスは、お気持ちは変わらないと思いますので、そこを要望しまして質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○秋村光男委員長 次に、村川みどり委員。

○村川みどり委員 日本共産党の村川みどりです。

最初に、東北六魂祭について質問します。

市民の方から、次のようなお手紙が届いたので紹介します。

東北復興の願いを込めての東北六魂祭、そのトリが青森県。しかし、全国各県から来た人たちに有料観覧席だけ見せて、その他の場所はバリケード。バリケードだけならいいのですが、高さ2メートルくらいもするビニールシートを張り、実行委員会の人に聞くと、交通と安全のためという回答がありました。もっと別の方法があるのではと思います。せっかく見に来た人たちから苦情と怒りの声を聞きました。せっかくの東北六魂祭、最後のトリの青森県にとってこれは大変なイメージダウンです。バリケードにビニールシートを張る以外に方法はなかったのでしょうか。本当に青森県のイメージダウンです。このようなお手紙が市民の方から届きました。

そこで質問します。

有料観覧エリアの歩道にビニールシートを張り、一般の人たちが見えないようにしたのはなぜか。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○坪真紀子経済部理事 東北六魂祭についての御質問にお答えいたします。

去る6月25日・26日に開催した東北六魂祭2016青森開催は、強風に見舞われ一部プログラムの変更もありましたが、県内外から2日間で約27万人のお客様をお迎えいたしました。

運営に当たりましては、来場者が安心して楽しめるよう安全管理を第一とし、関係機関と協議の上、段階的な交通規制、各イベント会場の警備、主要交通施設と各イベント会場間の動線の確保、来場者の交通手段の確保といった対応に努め、大きな事故もなく終了することができました。

東北六魂祭パレードは、青い森公園前から橋本交差点先までの国道約1キロメートルをコースといたしました。

パレード観覧エリアにつきましては、多くのお客様にごらんいただけるよう車道の一部を活用し、昨年の秋田開催同様、一部有料観覧席を設け、スタート地点の青い森公園から柳町交差点手前までを有料観覧エリア、柳町交差点からゴールの橋本交差点先までを一般観覧エリアといたしました。

パレードコース沿道は、過去の六魂祭においても相当数の観客が詰めかけ、歩道で身動きができなくなる場合もありましたことから、昨年の秋田開催では、有料観覧エリアは歩道も含め封鎖し実施いたしました。

青森開催では、関係機関との協議の中でも青森駅やアスパム方面から有料観覧エリアを通過して一般観覧エリアへ向かう方が多数おられると想定されたことから、一般観覧エリアに向かう方、有料観覧席に入る 5000 人の方、それぞれの動線を確保し、混乱を防ぐために仕切りを設置いたしました。

また、ここで来場者が立ちどまり、観覧するところの動線が塞がり、その結果、人垣の圧力で群集雪崩などの雑踏事故となるおそれも懸念されたことから、シートを仕切りに設置したものであります。

なお2日目はさらに強風となり、シートを設置することで風が抜けず、仕切りが倒れるおそれがあったことから、シートの設置は実施しなかったものであります。なお、六魂祭終了後、村川委員御指摘と同様のシートに関する御意見をいただきました。

主催者といたしましては、群集雪崩などの雑踏事故防止を最優先に実施したものであります。今回いただいた御意見を真摯に受けとめ、今後のイベント運営に生かしてまいります。

○秋村光男委員長 村川委員。

○村川みどり委員 今後に生かすということだったんですけれども、やるかどうかわからないですけれども。安全と群集雪崩防止のためということで見えないようにしてしまったということなんですけれども、2日目は強風で倒れるおそれもあったので、それはやらなかったということでした。結局、こういう御意見もいただいたから検討するということがあったんですけれども、総括的にはやったこと自体をどのように評価しているんですか。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○坪真紀子経済部理事 先ほども申し上げましたが、まず雑踏事故防止ということで関係機関との協議の中でも、市も警察の方でも念頭にありましたのは、15年前の明石市の花火大会の事故であります。11名死亡——たしか小さなお子さんがほとんどだったと思います。二百数十名の方が重軽傷。こういった事故を絶対に起こさないということで、今回この防止策をとったわけではありますが、幸い群集雪崩などの大きな雑踏事故はなく無事終了することができましたけれども、反省点といたしましては、私どもの意図をエンドユーザーである観覧される方に十分に伝わっていなかったのではないかと思います。

先ほど村川委員にもお話しましたが、私どものほうにも同じような御意見をいただいております。その中でお話してわかったのは、お金を払ってないから見せないんでしょうという御意見が多数ありましたので、そういうことではなく、動線が塞がると皆さんがおけがをするのでこのような手段をとったものでありますということ御説明させていただいたんですけれども、そこが十分伝わってなくて、ここのエリアはごらんいただけません、一般観覧エリアのほうに移動してくださいというだけでお話ししていたので、そこの事前の周知の部分等での反省点はありま

す。ただ、雑踏事故防止ということでやむを得ず、いろいろ模索した結果とった策であるということをお理解いただければと思います。

○秋村光男委員長 村川委員。

○村川みどり委員 私はやったこと自体に、ちょっと問題があったのではないかと考えています。6月28日の地元紙では、市観光課の担当者はこのように述べています。フェンスが倒れないようにするための措置だったけれども、パレードが見えないという意見も考慮した。2日目にフェンスを取ったことに対することだったんですが、パレードが見えないという意見も考慮して、次の日はビニールシートを取ったというふうに答えてるんですけども、今の経済部理事の答弁だとそういうことではなくて、とにかく安全対策第一ということだったんですが、どうでしょうか。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○坪真紀子経済部理事 再質問にお答えいたします。

そここのところについて、私の言葉足らずの部分がありましたが、1日目にシートを設置してやった後に、関係者で集まりまして次の日はどうするかという反省会を開催いたしました。

その際に、苦情があったということと、あとシートを刃物で切ろうとする人がいたり、ライターで焼くような方がいたりといったこともあり、逆にそういったことで危険ではないかということと、翌日の天候の部分で、气象台などの予報からかなりの強風になるだろうということと、あと低温で非常に肌寒い日になるので、いらっしゃるお客様は初日から見るとかなり少なくなるだろうということと、それであれば逆に観覧者の数はかなり減少されるというところを総合的に判断した結果、朝の時点でもやはりそのような天候でありましたので、警察にもお話しして、逆にそれがあると危険でもあるし、お客様からの御意見もあったので、2日目については仕切りを外してやるけれども、人の集まりぐあいとかを見ると、群集雪崩が発生する可能性は極めて低く、初日とは状況が違うと思うので、今回はそのような策をとりませんかということと協議いたしまして、2日目についてはシートを外したというのが詳細であります。

○秋村光男委員長 村川委員。

○村川みどり委員 せっかく27万人もの観光客の皆様が楽しみにして来た祭りなのに、さっき経済部理事も言ったように、お金を払った人だけに特別に見せるという、そういう何か制裁のような方法をとるのではなくて、それ以外の人もどうやったら楽しんでもらえるかという、そこに知恵をもっと絞るべきではないかと思えますし、ほとんどの職員の皆さんがこの日、休日を返上していろんなお手伝いにも出たということもあれば、やはり職員の皆さんも、多くの皆さんに喜んでもらいたかったと思うし、そういう苦情が来てとても残念な思いもしているんじゃないかと思っています。東北の復興を願う最後の祭りなので、やはりそういうことも考えれば、今回の対応は非常に問題があったと私は指摘しておきたいと思

ます。次はもうないみたいなんですけれども、反省を生かしてほしいとお願いしておきます。

次に、災害予測時における対応についてです。

皆さんの中でも質問していた人もいるんですが、8月29日から30日にかけて、東北・北海道地域を襲った台風第10号ですけれども、岩手県岩泉町とか、北海道富良野市とかでは多くの被害をもたらしました。青森市はその29日——ちょうど議会の開会日で、さらには2人目の加賀谷副市長が辞職するという状況の中で、本来であれば副市長が災害対策本部の役割を担うという状況なんですけれども、副市長が2人もいないということであれば、本当にいつ何が起るか分からない状況の中で、きちんと対応できるのか心配ということもあったので、私は危機管理課や消防、それから公園河川課に、万全の体制を期すようお願いしますということで声をかけました。幸い青森市は大きな被害もなく安心していたんですけれども、果たして災害発生前の対策としてどうであったのかというのを検証する必要があるのではないかと考えています。

そこで質問は、災害発生前に土のうを配布する仕組みをつくるべきだと思いますがいかがでしょうか。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 土のうの事前配布についてのお尋ねにお答えいたします。

台風や大雨のように事前に水害の危険性が予測される場合、市では青森県河川砂防情報提供システムによる河川水位を注視するほか、水害の危険性がある水系の管理者等へパトロールによる状況確認と水門の適切な管理を依頼し、事前に対応しているところであります。

このような中、市では災害発生時の迅速な対応に備えるため、消防本部では、各消防署・分署・消防団合わせて約4000袋、都市整備部道路維持課で約400袋、都市整備部公園河川課で約1000袋、浪岡事務所総務課で約100袋、浪岡事務所都市整備課で約500袋、合計で約6000袋の土のうを備蓄しているところであります。

また、市内各消防団分団の屯所におきましては、合計で2160袋を備蓄しております。

市で備蓄している土のうにつきましては、河川の氾濫や高潮等による道路への浸水、その他公共施設等の水害等を防止するとともに、市民等からの通報等に応じまして、消防本部が地域の消防団と連携しながら、住宅等への浸水防止のために使用しているところであります。

お尋ねのそれよりさらに事前のタイミングとしての備えとして、市民が必要とする土のうにつきましては、自助・公助・共助の部分の自助として市民の皆様に準備していただきたいと考えております。

以上でございます。

○秋村光男委員長 村川委員。

○村川みどり委員 自助として土のうを持っておきなさいということですか。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 事前配布についてのお尋ねでありましたので、消防等への土のうの配備の状況をお答えいたしました。それについては、通報等によって地域の消防団と連携しながら、住宅等への浸水防止のために使用しております。それよりさらに備えとして土のうの配備ということでありましたので、その部分については自助でお願いいたしますというお答えであります。

以上でございます。

○秋村光男委員長 村川委員。

○村川みどり委員 ちょっと意味がわからないんですけども。自助として、市民が自分で土のうをつくって準備しなさいということですか。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 備えなさいというか、非常持ち出し品と同様に、それぞれの災害に備えての部分として、その地域、もしくはその御自宅の状況に応じて、必要があれば土のうについての備えも行っていただきたいということです。備えなさいということではありません。

○秋村光男委員長 村川委員。

○村川みどり委員 ただ結局、今、土のう持っていない人については、自助でお願いしますということは自分で準備してということですよ。私はこれまで旭町地域の水害対策について取り組んできたという経緯もあるので、今回大型の台風が来ると発表されてから過去3度の大きな被害にあった旭町地域のことが本当に心配で心配でなりませんでした。

旭町地域は平成12年7月25日、平成19年11月12日、それから平成25年9月16日に、3度の床下・床上浸水にあつて地域の皆さんは本当に雨が降るだけでびくびくしているという状況でいつも不安でいっぱいなのです。

今回、先ほども紹介した8月29日に、私は消防に事前に土のうを配布できないかとお願いしたのですが、市内にはたくさんの水害常襲地帯があるからできませんと対応してもらえませんでした。

しかし、テレビとかで見ると各地で土のうを配布している様子が映し出されました。土のうというのはあふれてから置いても意味がありません。あふれる前に置くからこそ、その役割を果たせるのだと思うのですけれども、土のうの役割についてお伺いしたいと思います。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 お答えいたします。

土のうというのは主に麻袋、最近はビニールの素材ですが、それに砂を詰めて、その砂を詰めた袋そのものを積んだり、もしくはそれをブルーシートで包んだ形で堤防のような形をつくりまして、自宅の敷地内もしくは、例えばシャッター

の下からの浸水等防ぐために積むという形の使い方をし、個人宅での使い方はそうなっています。そのほか例えば、堤防等の崩れなり、水害等の防止というふうにも使いますけれども、今は、住宅での土のうの配布のことですので、住宅での使い方はそのような使い方をすると理解しております。

以上でございます。

○秋村光男委員長 村川委員。

○村川みどり委員 使い方はわかるんですけども、水が来てから土のうを積んでも遅いですよね。予防するために土のうは使うものだと思うんですけども、今の総務部長の答弁だとよくわかりません。

それで私たちは予算要望でも水害常襲地帯に対して土のうステーションを設置できないかと要望しています。これは高槻市で土のうステーションを設置しますということで、いろんな水害常襲地帯に土のうステーションというのを設置して、いつでも誰でも持っていけるというような仕組みをつくっています。各地でも事前に心配だったら取りに来てもいいようにもしているし、消防に置いてあるのは、持っていける人であれば取りに来てもいいよとか、そういうやり方がいいのじゃないかと思うのですけれども、土のうステーションの設置についての考え方をお示してください。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 お答えいたします。

土のうステーションというものについて設置している自治体があることは承知しております。地区地区で土のうを1カ所にまとめて配備して、水害、浸水等に備えるものでありますけれども、土のうステーションの運営として持っていきたい人は持っていてもよいですよという運営の事例もあろうかと思えます。

土のうステーションの設置ということになりますと、先ほども答弁いたしましたように、消防団の各屯所に合計で計2160袋を備蓄しているということで、地区への備えということについてはその屯所への備蓄ということで備えたいと現在のところは考えております。そういった意味で土のうステーションを地区地区に置いてはどうですかということについては、現在のところ屯所でということ考えております。

○秋村光男委員長 村川委員。

○村川みどり委員 備蓄しておいても役に立たなければ意味がないんです。必要としている人に必要なときにいつでも使えるような体制というのは必要だと思うので、検討していただきたいと思えます。

私は3度被害にあった旭町地域の水害問題、ずっと取り組んできたのですけれども、平成25年第4回定例会で市長はこのように答弁しています。「とにかくできるだけ早く、旭町が再び水害で困らないような体制と対策を講じていかなければならない。」「農林水産部もありますし、都市整備部もある、あるいは下水道を担当している環境部もある、あるいはまた消防もでございます。危機管理もでございます。まさ

に全庁横断的な形でこれはしていかなければなりませんので、そういう全庁的な対応をしてまいります。」このように答弁しているのですけれども、この間、全庁的にどのような取り組みをしてきたのかお示してください。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 お答えいたします。

全庁的な取り組みということで、特に旭町の、いわゆる機関区通りの常襲地帯についてであります。そこについては、いわゆる都市下水路の整備と、それから農林部での水門管理という形でそれぞれの部の縦割りではなくて、ハード面での対応及び水門管理ということでのソフト面での部署間の対応、それから避難所の開設という危機管理部門、もしくは健康福祉部門の対応、ふだんの業務の縦割りではなくて、それぞれで連携をとった対応をハード、ソフト両面で講じてきているところであります。

以上でございます。

○秋村光男委員長 村川みどり委員。

○村川みどり委員 それはこれまでもそうやってきたんですけれども、平成 25 年 9 月の水害のときに、これまでも水門だとか都市下水路、柳町雨水幹線とか、そういうのが個別に動いていたので対策がおくれたと。だから市長はこのとき、全庁的に今までどうだったのかを検証して、これから何ができたかわからないけれども、横断的にやっていきますと答弁してきたんです。

総務部長が今言ったのは、これまでやってきたことしか答弁していなくて、それ以降、全庁的に、横断的にどういう対策を講じてきたのかということ聞いたんです。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 地域防災計画では、防災体制の整備に当たって、きちんとしたハードの整備も含めて、防災対策を講じるよう定めております。個別の地域によって具体的にということについては、今ちょっと手元に資料がありませんけれども、地域防災計画に基づいて、防災対策は講じております。その中にはハードの面もあればソフトの面もありまして、先ほどからお答えしているのは、毎回その反省点を踏まえながら、次に備えながら全庁対応していくということでありますので、平成 25 年以降に具体的に何をやったかというのは今のところ資料がありませんのでお答えできませんので、失礼いたします。

○秋村光男委員長 村川委員。

○村川みどり委員 第 4 回定例会で聞きますので準備しておいてください。

次に、教育行政について質問します。

第 1 回定例会の予算特別委員会で就学指導室について質問しました。現在、3 人の就学検査員と 1 人の指導主事の 4 人体制で年間 200 人の子どもの就学検査を実施しています。そのときの当時の教育委員会事務局教育部長は、「その研修費にかかわ

る補助というのでも1つの検討材料として考えてみたいと思っております。」このように答弁しているんですけれども、まず就学検査員の研修等の進捗状況について示してください。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。教育長。

○成田一二三教育長 村川委員の就学検査員の研修の進捗状況についてお答えいたします。

本市の就学指導室におきましては、3人の就学検査員と1人の指導主事が就学指導の受付から就学先を判断するための検査、それから就学相談等の就学指導事務全般を担当しているところであります。

この就学検査員につきましては、専門的な知識や経験が必要でありますことから、教育委員会では、就学検査員の専門性の維持と資質向上のため、また、最新の検査方法WISC-IVの検査技能を高めることで子どもの知的レベルの特性について詳細に把握できるようにするため、今年度から就学検査員を研修に派遣しているところです。

6月には就学検査員1人が特別支援教育士の会、いわゆるS.E.N.SによるWISC-IVの活用研修会を既に受講しているところであります。

以上でございます。

○秋村光男委員長 村川委員。

○村川みどり委員 その研修費の補助はどうしたんでしょうか。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。教育長。

○成田一二三教育長 この研修費も教育委員会が負担しております。

○秋村光男委員長 村川委員。

○村川みどり委員 これまでその検査員は、WISC-IVという最新の知能検査の研修を自腹で行っていたんです。普通はこれを出すべきものだったんですけれども、自腹で行っていたということもあって、3月に質問したんですけれども、市教育委員会で負担してあげたということで、本当にありがとうございます。

第1回定例会でも私は訴えてきたんですが、検査員3人と指導主事1人で、とりあえず200人という子どもたちの検査は何とかできてはいるんだらうけれども、その後にお父さんやお母さんや御家族の皆さんが、何を一番に求められているかといえば、その子の発達段階がどういうレベルで、どこが不足していて、じゃあこの子にどのように対応すればいいのかということなんです。検査員の方もやはり、そういうお母さんやお父さんたちの願いに答えたいと、しっかり向き合いたいということで自分のこれまでの経験や専門的知識を生かして、そういうところまでしっかりフォローしたいし、アドバイスもしてあげたいということを心から望んでいる人たちです。今の就学指導室の現状でいえば、それが十分にできていない状況にあります。就学指導充実のためにも、やはり検査員の増員をしていくべきと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。教育長。

○成田一二三教育長 再度の御質問にお答えいたします。

第1回定例会で、当時の教育委員会事務局教育部長が、研修することで資質向上を図って、とりあえずは対応したいと答弁しておりました、今それが4月から始まったばかりでありますので、まずは研修により検査員の資質を向上させることで対応してまいりたいと考えているところであります。

○秋村光男委員長 村川委員。

○村川みどり委員 教育長の認識をお伺いしたいんですが、現在、検査は何とか4人で回しているんだけれども、その検査員自身が十分にその後のフォローだとか対応の仕方だとか、しっかりお母さんたちに向き合えないという現実を話されてきました。教育長は実際、どのように認識しているでしょうか。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。教育長。

○成田一二三教育長 検査員が向き合えないというのを今お話しされておりましたけれども、私が担当の指導主事等から聞いている限りにおいては、その4人となる指導主事1人に検査員3人、そして随時そのほか数人の指導主事がそれにかかわっているわけでありまして、その向き合えないというような話をまだ聞いておりませんので、今の状態で何とかできているという感じで認識しているところであります。

○秋村光男委員長 村川委員。

○村川みどり委員 私も現場の人から聞いた話ですし、向き合う時間が足りないということでした。もっと親身になってお母さんたちの不安にも寄り添ってあげたいという声もあるので、その辺を検査員の方がゆっくりお母さんたちに向き合ったり、子どもの状況にアドバイスしたり、対応の仕方を教えてあげたりとか、そういうのは今の青森市に非常に必要なんじゃないかと思っているので、資質向上ももちろん大事ですけれども、その検査員の皆さんが安心してゆっくり子どもたちに向き合える環境、寄り添ってあげられる環境をさらに高めていってほしいということを要望して終わります。

○秋村光男委員長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時15分からといたします。

午後0時7分休憩

午後1時15分再開

○秋村光男委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑に先立ち、午前中の山本武朝委員への答弁について、鹿内市長から発言の申

し出がありますので、これを許可いたします。鹿内市長。

○鹿内博市長 先ほど山本委員のアウガについての御質問のうち、お答えできなかった平成 26 年第 2 回定例会における青森駅前再開発ビル株式会社への 2 億円融資の責任に関する発言内容についての御質問にお答えいたします。

発言内容については、当時複数の議員から 2 億円融資の責任についての御質問がありました。私からはこれからアウガを再生させることが市長としての私の責任の果たし方だと考えておりますとお答えをしております。

先ほど即座に答弁できなかったことをおわび申し上げます。

○秋村光男委員長 質疑を続行いたします。

次に、中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 新政無所属の会、中村美津緒でございます。

一般会計歳入歳出決算付属書①一般会計 123 ページ第 2 款総務費施設等借上料 715 万 9147 円のうち 199 万 548 円、同じく 229 ページ第 7 款商工費土地借上料 3313 万 7880 円、次に特別会計歳入歳出決算付属書②土地借上料 1221 万 7944 円に關しまして質問いたします。

内容はアウガに関してです。平成 13 年度アウガがオープンしましてから年間 4000 万円、そして平成 15 年 3 月に情報プラザ約 230 坪取得と同時に年間 200 万円、よって合計 4700 万円を青森市が青森駅前再開発ビル株式会社へ支出しているわけですが、また、最大株主である青森市としてお伺いをさせていただきます。

今定例会の一般質問におきまして、同社関連資料の提供等について御要望いたしました。その後再生計画関連貸付金、2 億円返済について金融機関の負債返済に関わる資金繰りを盛り込んだ同社の経営改善計画表、こちらはいただきましたので現在精査中ではありますが、その他の要望に対して現在、市としてどのような対応をしていたのかお伺いいたします。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。経済部長。

○増田一経済部長 お答えいたします。

本定例会一般質問におきまして、中村美津緒議員から青森駅前再開発ビル株式会社の資料を議会へ提供することなどについて御要望を受けたところです。

議会への資料提供につきましては、1 つ目は先ほど中村美津緒委員から御紹介あった内容であります。2 つ目につきましては平成 23 年度まで 2000 万円台で推移していた売上原価について、平成 24 年度に 3 倍以上の 7500 万円以上となった根拠を示す資料。3 つに、さらに翌年売上原価が 9500 万円となった根拠と売上原価の支払い先。4 つに、同時期、テナント数に大きな増減はなかったにもかかわらず、売上高が約 1 億円減少している主な原因となる資料。5 つに、多額の費用を要したと考えられるテナントの内装費に関する資料の 5 点について御要望いただいたところでありま。

また、あわせましてテナントの取り扱いについてテナントが 1 階の空き区画へ移

転を希望した場合は、移転できるよう配慮してほしい旨の御要望をいただいたところ
です。市といたしましては、これらの御要望について同社に速やかに伝達した上
で9月13日に文書で市への資料提供等を依頼したところであります。今後、同社か
ら回答があり次第、速やかに議会へ資料提供をしまいたいと考えております。

○秋村光男委員長 中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 御答弁ありがとうございます。

早速、青森駅前再開発ビル株式会社の方が御説明に来てくださいました。現在、
公共化へ向けて他方面においていろいろなその交渉中、また、いろいろなその事情
等があつて、現在ではその情報を全ては明らかにすることはできない、困難である
との回答でしたが、現在、公共化に向けて本当に皆さんが神経を研ぎ澄ました、こ
のような状況ですのでお気持ちはお察し申し上げるところではありますが、これま
で今までの経緯を見ながら、しかも受けながらその何かこの解き放たれるものが
あつた時には、情報提供または情報公開を強く望むものであります。

これまでもいろいろな議会等で、いろいろな責任追及をされてきました。でも責
任追及のみではもう進展も発展もないということも大分わかつてまいりました。今
は、私たちが知恵を出し合つて慎重に協議を重ねながら、公共化へ向かうその第一
歩、踏み出す第一歩が必要だと思つております。

しかしながら、どうもその情報が入らない、そういうイライラは募るばかりでは
あるんですが、先ほど来から青森駅前再開発ビル株式会社が保有する現預金が、テ
ナント業者各社から預かっている営業保証金の金額と売上預かり金、そして同社が
保有する現預金が、いつから逆転したのですかという質問が結構常任委員会でもな
されましたし、これまでもいろいろな質問がありました。あたかも最近その逆転現
象が起きたように、そういった感じに見受けられる質問なんですが、自分が調べた
ところ、同社が平成13年にオープンしてから現預金残高と営業保証金、今は決算特
別委員会ですので、この決算時期の営業保証金と現預金、これはもうオープン当時
は平成13年度から逆転現象となつていたんです。もうずっとそういった体質があつ
たこと、多分これは事実だと思つております。

一時期、平成15年だけ、これは現預金が逆転したときがありました。これは情報
プラザを取得したとき、3億円くらいのお金が入つたからこれは逆転現象があつた
と思つておりますが、再生計画貸付金、平成21年度、いわゆるクリスマス議会で2億
円を融資したときから逆に平成26年まで6年も、逆に現預金の方が上回つてい
る。ある意味できちんとしっかりと、もうちょっと精査した経営さえすれば、もつ
と何とかなつたはずであると私は思つておりますし、逆に過去のほうが現預金を下
回つていたことは、私は知らせるべきだと思つております。

青森駅前再開発ビル株式会社の経営状況の不透明性・不透明さに対して、市民団
体からも平成20年6月に同社の経営悪化の原因と責任の所在を明らかにするよう
市が同社側に求め、同社側の回答を議会やマスコミを通じ、市民に公開することと

の陳情書が提出されたとの記事を見ました。しかしながら議会側は賛成少数で否決し、不採択になったという記事を見ました。

でも、先ほども言いましたが、いつかその解き放たれるときが来ましたら、今だからこそアウガを公共化へ導くとともに、いろいろな過去の失敗を教訓にして、今ここからそれを生かす、そして将来同じ過ちを繰り返さないためにも、私はそれはもう許されないと思っておりますし、そこで市にちょっとお尋ねをさせていただきます。

市は、アウガを公共化へ進めると同時に、アウガのみならず、これからもその清らかな決算に対する情報公開をすべきと思いますが市の見解をお示してください。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。鹿内市長。

○鹿内博市長 アウガのみならず、市の清らかな決算に対する情報公開ということでの御質問に私からお答えいたします。

私は、平成21年4月の市長選の際、アウガ再建計画、それから公立大学運営などの情報公開を進め、透明性の拡大をマニフェストの一つに掲げました。市長に就任させていただいてから、アウガのみならず情報公開には積極的に取り組んできたつもりですし、今後もアウガのみならず可能な限り市政全般にわたって情報公開に努めてまいります。

○秋村光男委員長 中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 御答弁ありがとうございました。

今後も開けた市政でありますことを祈念いたしまして、私の決算特別委員会の質問を終わります。

ありがとうございました。

○秋村光男委員長 次に、中村節雄委員。

○中村節雄委員 新政無所属の会の中村節雄でございます。

第7款商工費第1項商工費第3目観光費について質問いたします。

東北六魂祭が青森市で開催されましたけれども、その実施状況をお示してください。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○坪真紀子経済部理事 中村節雄委員の東北六魂祭についての御質問にお答えいたします。

6月25日・26日に開催いたしました東北六魂祭2016青森は、国道約1キロメートルをコースとした六魂祭パレードを目玉とし、開祭式、閉祭式などが行われたメイン広場の青い海公園、青森県内の伝統芸能や特産品の魅力を発信したワ・ラッセ西の広場、また、八甲田丸周辺には東北の御当地グルメが集結するなど計7カ所の会場で来場者が幅広く楽しめる催し物を開催いたしました。

お尋ねの実施状況について主なものを上げますと、東北六魂祭パレードの出演者は2日間合計で延べ2488人。来場者の利便性の向上を図るための施設設置関係としては、インフォメーション及び救護所を各7カ所に設置。仮設のトイレをパレー

ドコース周辺を中心に 23 カ所に 200 基設置。また、65 の施設がトイレ開放の協力。一般車両の臨時駐車場については、油川埠頭やセントラルパークなど 6 カ所に設置し 2 日間で 6637 台の車両が利用。六魂祭パレードの有料観覧席は、2 日間ともに完売し計 9900 人が利用。また、車椅子の観覧エリアでは 107 人の車椅子の利用者が観覧。各イベント会場の運営に当たったスタッフ動員人数は、2 日間で市職員が延べ 2327 名。警察や消防、地元ボランティアなど合計で 5200 名を超える人員が従事いたしました。

来場者であります。開催当日は風が強く、また一時雨も降るなど天候には余り恵まれなかったものの、初日が 17 万人、2 日が 10 万人の計 27 万人で当初の予測を 1 万人上回っております。

また、この六魂祭開催により約 29 億円の経済波及効果が生まれたと推計されており、地元の各種企業や店舗などにも効果があったものと捉えております。

以上でございます。

○秋村光男委員長 中村節雄委員。

○中村節雄委員 答弁ありがとうございました。

2 日間の開催で 27 万人の来場者があって、29 億円の経済効果ということになります。今の決算には、この青森の開催の決算は来年度の決算期でないとこの部分が出てこないの、昨年の秋田で開催された東北六魂祭の実行委員会には、負担金として決算が 250 万円、それからねぶたの遠征費ということで、ほかのもありますのでそれらを合わせるとたしか 850 万円くらいかと思いましたが、今年度の東北六魂祭実行委員会負担金は、実は青森開催で 1 億 2450 万円の予算を持っている。1 億千何百万円も多く、かなりのお金がかかっているという部分があります。その中で、29 億円の経済効果である。私、再質問のところで聞こうかと思っていいたら、市役所の職員が 2327 名でよかったですかね、ということでかなりの協力をいただいたということになります。

そういうのから考えていきますと、この目的はもちろん、東日本大震災があつての鎮魂と復興という目的で始まったかと思えます。これで東北 6 県一巡となりました。また、さらに続けたいという話も聞こえてきておりますけれども、私としては、青森市でもう一巡した以上、あと次は、かなり余裕のある自治体はやっていただければ結構かと思えますが、青森市は名乗りを上げないでいただきたいという思いがあります。

ちょっと聞きますけれども、青森ねぶた祭開催事業負担金として 2641 万 4000 円、これは青森観光コンベンション協会に負担金としてやっていると思えます。それから 22 団体が小屋代として 110 万円を負担しているわけですが、青森ねぶた祭実行委員会の全体的な予算が 2 億幾らかだと思えます。こういう 1 億ほど多くかかるのを考えていくと、この 1 億というお金が仮に青森ねぶた祭に負担金として出たのであれば、それと市役所の職員 2327 名が全てこの青森ねぶた祭の開催期間に

こういうお手伝いがあるとすると、さらなる青森ねぶた祭が恒久的につながっていくのではないかというふうに考えております。

そういう中では、本番である青森ねぶた祭の8月2日から8月7日までの青森市の職員の派遣人数といいますか——市役所でもねぶたを出しているの、市役所ねぶた実行委員会ではなくて、そういう雑踏警備やいろいろな部分で何名ほど参加されているのか、もしわかれば教えていただければと思います。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○坪真紀子経済部理事 青森市役所ねぶた実行委員会のねぶたに動員というか従事している職員以外の市職員の参加の人数ということでのお尋ねでありました。

それぞれの職員がプライベートでさまざまな活動をしていると思いますので、例えばPTA活動をやっている方は、PTA連合会のお手伝いなどをしているといったさまざまな事例があるかと思います。そういった事例につきましては、市ではプライベートな活動なので把握しておりません。

それで青森ねぶた祭実行委員会に従事している職員につきましては、観光課の職員を中心に、経済部の職員がほとんどであります、日によっては違いますけれども、大体50名まではいかないかと思うんですけれども従事しております。

ただ、ねぶた期間中は、さまざまところから、友好都市など海外からもお客様がお見えになりますので、そういったものでいえば、さらにその倍以上の職員は、ねぶた祭期間中さまざまな形で従事しているということが言えようかと思います。

○秋村光男委員長 中村節雄委員。

○中村節雄委員 ありがとうございます。

もちろん市役所のねぶた実行委員会に携わっている人間もおりますし、そのほかにも各種団体に参加している方もいらっしゃいますけれども、この東北六魂祭を私見たときにいろんなところで市役所の職員の方々とお会いいたしました。かなりの人数がやはり出ているなど。先ほどの2327名というマンパワーをもってすると、青森ねぶた祭の雑踏警備やいろいろな部分になっていけば——実は、毎年この青森ねぶた祭開催事業負担金というのは減ってきているんですよ。もちろん青森ねぶた祭実行委員会のもちろん決算でも赤字になったという話も聞いておりましたし、それは、やはり栈敷席収入によるところが大きいと。栈敷席収入で多かったときは1億5000万円くらいあったのですが、最近では1億3000万円とかそれぐらいしかなくて。また、この栈敷席も全体のたしか全長3.1キロメートルの中では、歩道の占有面積が約四十何%かと思いましたが、やはりそういう市民の感情から見るところがないという中では栈敷席をまたふやすというのは。実は、実際に青森ねぶた祭に出てくると見る場所がたくさんあるのですが、その辺のPRもきちんとできていないです。それで観光客とかも、やはりそういうところに流れていかなくて、やはり主要交差点であるとか人の多く集まるところにすごく固まるという傾向があります。

そういう中では、例えば駅前からの案内であるとか、そういう部分を青森観光コンベンション協会だけではなくて、これは重要な青森市の経済効果に資するものですから、やはり市役所でもそういう意識をもって市役所の職員がいろんなところにそういう配置をできないのかと考えております。

そういう中では、以前私は市長に、市役所のねぶた実行委員会に負担金を587万7842円も出している、市役所ねぶたをやめたらどうなんだという話もしたことがあるんですが、そのような形で市役所一丸となって、青森ねぶた祭実行委員会の主催3団体の1番最初に名前が出てくるのが青森市です。そのあと青森商工会議所、青森観光コンベンション協会が最後なんです。ところが、実際には青森観光コンベンション協会が主体的にやっています。以前であれば、市役所から観光協会の時代には出向もさせていました。ねぶたに精通した人間もつくってきていたのですが、今は、たしか市役所からの出向はなかったかと思っております。

そういう中では、やはりそういう体制もつくっていきながら——非常に貴重な観光資源であります。カラス族によって一度ねぶたが崩壊しそうになりましたけれども、今のこの3.1キロメートルのコース上に22台、これが一周できないというのがずっと続いておりますから、こういう問題解決やハネトの減少であるとか、いろんな問題がある中では主体的に取り組んでいただきたいという私の強い思いと、それから市長がねぶたは1週間あったほうがいいと言うのからいくと、私はやはりどうしても8月8日、9日の2日間延ばして必ず運行日が月曜日から日曜日が必ず入るというものを関係者が一丸となって実現できるように。

そして、やはりこういう中では都市間競争があります。仙台は七夕があります、何がありますというのですが、実は七夕というのは7月7日ですから。青森のねぶたも昔は旧暦でしたけれども途中から新暦に変わって、「ナヌカビ」のそれがたまたま七夕とも7日という部分でぶつかるという部分もあるのでしょうか、そういう中では、ここもやはり少ない税収の中で市税収入やら何やらが3割自治体と言われているところが貴重な観光資源でいかに稼げるかと。この期間延長やら開催時間の検討、それから運行方法の検討、それが主体的になっていくためには市役所のねぶたも、もうそろそろやるのであれば、職員互助会が単独で青森市からは補助を受けないで、負担金をもらわないでということ、私から要望いたしまして質問を終わりたいと思っておりますけれども、何か言いたいことがありましたか。

○秋村光男委員長 質問しないと答弁は出てきません。

〔中村節雄委員「答弁はもう要らないです、要望だけで終わりです」と呼ぶ〕

○秋村光男委員長 要望で終わるのであればこれで終わりになりますよ。

〔坪真紀子経済部理事「訂正でございます」と呼ぶ〕

○秋村光男委員長 訂正の発言を許します。

○坪真紀子経済部理事 申しわけございません。先ほどお尋ねの、青森ねぶた祭実行委員会に出ている職員ということで、正確な数字が手元にまいりましたのでお知

らせいたします。

ことし8月2日から6日までということで、7日を入れないと延べ65名程度ということでもあります。謹んでおわびし訂正させていただきます。

〔中村節雄委員「ありがとうございました」と呼ぶ〕

○秋村光男委員長 次に、藤原浩平委員。

○藤原浩平委員 日本共産党の藤原浩平です。

こんなに早い時間に質問に立つと思っていませんでしたのでちょっと慌てていますが、時間内で質問を終わりたいと思います。

本年8月30日の台風第10号。あの台風で市役所の正面玄関の上の「め〜ど〜 in 青森!」と書いた看板が飛ばされてしまったそうで、次の日の朝、片づけているところに出くわしました。その看板の枠組みの木材も大分風化していて、ねじもちゃんときかないような状態を見ました。また来週あたりでも大型の台風が青森にやってくるような予報もあります。幸い、正面玄関の上の看板でけがをする人はいなかったのので何よりだと思っておりますが、これでけがでもさせたら大変なことになってしまったと思います。ですから、もう一度そういう飛散したり、けがをさせたりすることのないように市役所の施設の点検をお願いしておきたいと思っております。

原別小学校の樹木の剪定について、質問いたします。

原別小学校に、スキーの授業をやるにつくった築山があるんですけれども、青森中央短期大学附属第三幼稚園の近くにある築山の裏にイチョウの木2本とナナカマドの木が四、五本あるんです。イチョウの木も直径30センチメートルくらいあるから、ちょっと太いものなんですけれども、このナナカマドとかイチョウの枝が張り出していて、隣にある田んぼや水路に落ち葉が落ちて困るといふ田んぼの持ち主からの苦情も出されているところです。また、同小学校からことし3月に教育委員会に出された営繕要望の中にも剪定などについて要望が書かれています。もう1カ所、校庭の南側、市道に面した校庭のブロックの内側に、サクラの木だとかモミの木だったと思うんですけれども、大分大きくなって枝を張り出して道路の上まで枝が伸びている。それも低いところから伸びている枝もあるので、トラックなどは頭がさわるのではないかという状態になっています。

そこで、これらの樹木の剪定などの対応をするべきと思いますがお答えを求めます。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○石澤幸造教育委員会事務局教育部長 藤原委員の原別小学校の樹木剪定についての御質問にお答えします。

学校の樹木の管理につきましては、学校職員が定期的に幹や枝・葉の状態を確認し、樹木の成長に伴い必要に応じて枝払いを行うなどの管理をしており、枝折れや倒木の危険がある樹木や木の高さが高いなどの理由により、学校職員では対応できない樹木につきましては、営繕要望等により教育委員会が緊急性が高いと判断した

ものから、順次、剪定・伐採作業を行っているところです。

委員から御指摘のありました樹木につきましては、同学校からの営繕要望により教育委員会でも把握しておりまして、落ち葉により農作業の妨げになっているイチョウにつきましては、隣接する水路や農地に葉が落ちないように、昨年は10月に、ことしは9月に既に枝の剪定を完了しているところであります。また、道路に枝がはみ出し、車の通行に妨げになっている樹木につきましては遅くとも10月末までには剪定する予定であります。

今後引き続き学校と連携しながら、児童・生徒及び地域住民の方々の安全や生活に配慮した樹木の維持管理に努めてまいります。

以上でございます。

○秋村光男委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 教育委員会事務局教育部長、イチョウなどについて、去年は10月でことしは9月に枝の剪定を完了していると答弁されましたけれども、どこを切ったのか。私は、現場に二、三日前に行ってイチョウの木を見ましたけれども、確かに剪定してあるんだけど、イチョウの隣に金網があって金網の向こうにもう1つブロック塀があるんです。そのブロック塀の向こうが田んぼなんです。そのブロック塀と金網の間は水路にもなっている。それで、このブロック塀から出た部分、枝の直径にすると3センチメートルぐらいのところをブロック塀の上で切っている。そこしか切っていないんです。横のほうにぶらっと枝が張っているし背も高いし、あれで剪定したって言います。隣の屋敷に出た分だけ切っただけの話で、それで完了したなんて、そういう報告で済むのはおかしいですよ。もちろん教育委員会事務局教育部長は見えていないと思いますけれども。

それから、初めに紹介したナナカマドもかなり固まってはみ出して枝が出ているんですよ。あれ、強い剪定をするかイチョウは根元から切ってしまうといけないと思ってるんですけども。イチョウの葉っぱは腐らないので始末に困りますよ。それで、水路に落ちて春先までなって、もう1回掃除しなければいけないということになっていますし、いずれにしてもああいう状態で剪定が完了したというのは不届きです。答えてください。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○石澤幸造教育委員会事務局教育部長 藤原委員の剪定についての再度の御質問にお答えいたします。

職員から実際剪定が終わったという報告を受け、写真で事後の結果は拝見しましたが、そこら辺のところを再度確認して、もう一度現場に赴いてみたいと思います。また、イチョウの葉については、春先に清掃もしているところでもありますので、枝払いに加えて葉の掃除もしているということでもあります。

以上でございます。

○秋村光男委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 きちんとやってほしいんです。要は、葉っぱが隣の田んぼや水路に落ちていかないようにしないとイケないわけです。だから、そのために剪定をするのであって、今の場合はかなり強い剪定も必要ですよ。ナナカマドだって、築山に隠れてしまって正面の道路のほうから見えないうらいになっているんだけど、山の陰になって隣の田んぼのほうにいっぱい枝を伸ばしているんですから。ああいうのは、近所の人たちがせっかく一生懸命田んぼをつくったりしているのに、それに迷惑をかけているというので本当に丁寧な対応をしなければならないと思いますので、教育委員会事務局教育部長も現場を見て。藤原がうそをついているんじゃないかって言われればだめですから。ちゃんと対応していただきたいと思います。

次に、寒い学校の教室についてお尋ねをします。

ことしの8月に出された市民の声という冊子がありますけれども、ここで、教育環境の整備ということで市民の意見と教育委員会の答えが載っています。一部紹介します。「将来を背負っていく子どもたちのために、もっとお金を使ってほしい。小・中学校に設置されている暖房をつけても、10度ぐらいまでしか上がらず、防寒着を身につけて授業を受けています。教育環境の充実を切に望みます。」暖房をつけても10度ぐらいまでしか上がらないで、防寒具を着て授業を受けています。えっと思いましたよ。

ちょっと話が脇にいけますけれども、私が議員になってもう20年以上も前の話ですけれども、当時も寒い教室だとか体育館の話をもみんなで取り上げて改善を求めています。あるとき、造道小学校に孫さんが行っているおばあさんから話があって、孫が防寒具——当時はアノラックと言っています。アノラックを着て授業を受けている、かわいそうでだめなんで何とか直してほしいという声があって、実際どうなっているのかと思って、しんぶん赤旗の記者と一緒に学校に行くと、そういう状況で授業を受けているのですかと聞いたら、教頭だったか校長だったと思うのですけれどもそうですと言ったので、じゃあ教室を見させてもらえますかと聞いたら、どうぞどうぞ案内すると、先に立って行ったんです。そして、教室まで行ったらやはりアノラックを着て、アノラックの帽子もかぶって授業をしている子どもたちがいました。さっそく写真を撮らせてもらって、次の日しんぶん赤旗の一面に、寒い教室防寒着を着て授業と載ったので、ちょっとした反響を呼んでしまったんですが、アノラックを着て授業を受けていたんですよ。それは、後で校長が教育委員会にすごく怒られたと聞きましたが、本当に昔の話を今聞いているような気がして、まだこんな学校があるのかと思ってびっくりしたわけですけれども、この学校はどこなのか教えてください。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○石澤幸造教育委員会事務局教育部長 藤原委員の寒さ対策について、防寒具を着て授業をしている学校はどこかという御質問であります。委員から御紹介がありましたように、教育委員会では、平成27年11月にいただいた市民意見を受けまし

て、全小・中学校の現状を把握するためアンケート調査を行ったところ、小学校がアンケート上ですが、高田小学校、筒井小学校の2校、中学校が、古川中学校、横内中学校、浪岡中学校の3校、計5校におきまして、朝方ボイラーを運転してから教室が暖まるまでの間、また、一部の棟や教室の廊下側などで、児童・生徒が防寒具を着用し授業を行ったことがあるとの回答を得ております。

○秋村光男委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 学校名はわかりました。いずれも建設から長い時間がたっている学校だろうと思います。

こういう学校で、じゃあどのようにしているのかということをお聞きしたいんですけども、最初に紹介した市民の声に対しての答えも載っています。「小・中学校では、冬期間も児童生徒が快適な温度で過ごせるよう暖房が運転されています。しかしながら、一部の古い校舎では、著しく寒い日に快適な温度までなかなか上がらない場合もありますので、一時的にストーブを設置するなど学校と相談しながら教育活動に支障がないよう対応してまいります。」そして、次のように続きます。「その後の対応状況。各学校に確認したところ、通常の暖房施設のみでは寒いため、各学校が保有している可搬式ストーブを使用している学校があることは把握しております。昨年度の冬期間においては、事例は無かったものの、各学校で保有している可搬式ストーブだけでは足りない状況が発生した場合は、学校と相談し他校等からストーブを借用し対応することとしております。今後においても、教育活動に支障がないよう適切に対応してまいります。」という記述があるのですが、ここに書かれているように、ほかの学校などから可搬式のストーブを持ってきて対応しているというのが実態でしょうか。教えてください。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○石澤幸造教育委員会事務局教育部長 藤原委員の再度の御質問にお答えいたします。

今、委員から御紹介のありましたとおり著しく寒い日には可搬式のストーブを補助的に使用しまして、教室内、廊下を暖めているところでありますが、教育委員会が他校から可搬式ストーブを借用し提供したり、教育委員会が保有しているストーブを活用して、なるべく子どもたちが寒くないような対応はしております。

○秋村光男委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 可搬式ストーブを持ってきてという形ですけども、ストーブは学校に常時予備としておいてあるものですか。それとも、寒くなったというので慌ててどこかにとりに行くとかそういう状況なのでしょうか。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○石澤幸造教育委員会事務局教育部長 再度の御質問にお答えいたします。

ただいま5校の例を挙げましたが、常に学校に備えておりまして厳寒期など寒いときは他校からも借りて、また提供しております。

以上でございます。

○秋村光男委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 他校から借りていって、貸してやった学校が寒くなってしまえばだめです。この問題に対しては、学校の暖房施設の全面的な取りかえとか直しが根本的に必要だと思うんですけども、さきに挙げた小学校2校、中学校3校の5校の暖房設備の改良事業などというものは計画されているのでしょうか。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○石澤幸造教育委員会事務局教育部長 再度の御質問にお答えいたします。

先ほど学校名を挙げましたが、筒井小学校につきましては現在耐力度調査を実施しております。ほかの4校につきましては、確かにおっしゃるとおり老朽化が進んでおりますが、老朽化対策の計画にのっとり、老朽度によって今度また財政状況も含めて検討することになります。

あと1つ、ボイラーとか暖房設備が古いという場合には、その状況に応じて修繕を図ってまいります。

以上でございます。

○秋村光男委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 学校が古くてすき間風が入ってくるとか、サッシの状況も断熱になっていないとかあるかもしれませんが、やはりボイラーの取りかえだとか大規模改修が必要になっているのではないかと思います。今どき、防寒着を着て授業を受けさせるなど子どもたちが本当にかわいそうですので、こういう状況は直ちに解消していくというところに踏み出していただくように強く要望してこの項は終わります。

貴船川の河川改修工事についてお尋ねいたします。

この貴船川は、東岳の矢田地区の上の山から走り出してくる本当に滝のように流れる川で、その割に川幅も狭くて下ってきて野内の観音山の北側の裾あたりのところがいつも水害になりましたし、そこがいっぱいになってしまうと線路下を超えて野内の村の中にも水が流れ込んでくると。何年か前にも住宅街もかなり水浸しになったという川で、前からその改修工事、洪水対策が求められていたのですが、この貴船川の河川改修工事が既に始まって大分下流のほうは進んでいるようですが、この工事の進みぐあいと今後の見通しについて答弁をお願いいたします。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○八戸認都市整備部理事 藤原委員の貴船川河川改修工事のお尋ねにお答えいたします。

貴船川河川改修事業につきましては、市が平成5年度に事業着手し、現在は都市基盤河川改修事業として河口から700メートル区間を、現状の川幅約10メートルから約40メートルに拡幅し、あわせて橋梁5橋のかけかえ工事を行う計画でありまして、総事業費は約45億円であります。

本事業につきましては、用地買収等を経て平成 21 年度に工事着手し、平成 24 年度には最下流部の鷺尾橋が完成し、現在は河口部周辺から順次上流側に向け護岸の整備を行っており、平成 27 年度末での事業費ベースの進捗率としては約 33%となっております。

今後につきましては、引き続き護岸の整備を行い、鉄道橋や県道橋等のかけかえに伴い、各管理者と施工時期・施工方法等について協議するとともに、未買収地の取得や構造物の設計業務委託等を進めることとしております。

以上でございます。

○秋村光男委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 今、御答弁ありましたように貴船川の工事、河口から県道久栗坂造道線のあたりまでの買収はもう終わっていて、護岸の工事もその県道の近くまで上ってきている現状はよく見えています。この先、あそこはもとの野内駅の裏側にある石油タンクがあったりするところにつながるタンクローリーがいつも往復する道路、それからさっき言った県道、それからその県道をまたいでいる青い森鉄道の下を抜いていく工事になっていくんだと思うんですが、事業費ベースで約 33%ですので、今後の工事の費用もかなりかかっていくんだと思うんですが、ほとんどがその鉄道や道路の橋をかけたり鉄道の下を抜けていく事業にかかっていくんだと思うんですが、大体見通しとしていつごろまでに完成させようと考えているのか教えてください。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○八戸認都市整備部理事 藤原委員の再度の御質問にお答えいたします。

鉄道橋の整備に当たりましては、鉄道事業者であります青い森鉄道及び施設の所有者であります県と協議し設計を行っているところであります。

かけかえ時期におきましては、改めて関係機関と列車運行でありますとか施工方法等を協議し、実際に施工することとなると考えておりますが、施工方法としては列車を運転させながら橋梁の工事を行うということでありまして、現況の側面から鋼材を挿入し開削をするということも見込んでおりまして、現在聞き及んでいるところでありますが、鉄道橋の工事だけでおおむね 3 年間と見込んでいるところであります。

以上でございます。

○秋村光男委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 鉄道橋の工事だけで 3 年かかると、いつ工事にかかるのかもわからないわけですが、そうすると橋も 2 本かけ直さないといけないということになりますので、かなり時間がかかるということだけは確かなわけですが、でも、いつできるかまではわからないです、困ったな。

本当に野内の皆さんの洪水対策としては、どうしても必要な川の改修ですので、できるだけ早く工事が完成されるように強くお願いをして終わります。

最後に、通学路の安全対策についてお尋ねしたいと思います。

これ、実は教育委員会に聞こうと最初思って、一応やり取りもしたんですけども、どうも直接聞いてもあんまりいい答えも出てこないというか質問にもならないと思うので、まず道路管理者である都市整備部に聞きたいと思います。

造道小学校の通学路です。県道久栗坂造道線の旧保健所から西側の造道小学校前を通過して、あそこの信号があるところまでの間が子どもたちの通学路になっているんですが、片側一車線であそこに道路の外側線はあるんですけども、歩道という形の仕掛けは何もありません。前にも平成24年ころに京都府で、子どもたちが通学中に車が突っ込むという大きな事故もあって、全国各地で痛ましい事故が相次いだ時期があって、そのことを思うと造道小学校の通学路の問題も同様に危険だなと思うわけです。

そこでお尋ねしたいのは、仮設のガードレールの設置とか流雪溝を含んで歩行者の歩く部分のペイントなど運転者の注意を喚起すべき何かをするべきではないかと思うんですけども、お答えをお願いいたします。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○八戸認都市整備部理事 藤原委員の通学路についてのお尋ねにお答えいたします。

造道小学校の通学路となっております当該道路につきましては、赤川にかかる沢田橋から浪打交番までの延長約860メートルの市道造道線でありまして、保健所跡地西側の信号から浪打交差点までは約2メートルの路側帯に流・融雪溝が設置されている状況であります。保健所跡地西側の信号から造道バス停までの約280メートルにガードレールを設置する場につきましては、歩道として使用している路側帯が狭くなり、歩行者の通行や沿線住民の出入りの支障となること、また冬期間の除排雪の支障となることから設置については難しいものと考えております。また、既存の外側線に沿って駐停車禁止路側帯を標示するペイントによる規制につきましては、青森県公安委員会との協議が必要となりますものの、沿線住民の出入りや車両の駐停車が出来なくなりますことなどから、この方法についても難しいものと考えております。

いずれにいたしましても、通学路の安全確保については教育委員会で行っております青森市通学路交通安全プログラムの中で検討していくこととなるものと考えております。

済みません。先ほど私、浪打交差点と申し上げましたが正しくは浪打交番でした。謹んでおわびし訂正させていただきます。

○秋村光男委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 たしか去年も、今御答弁にもありました通学路交通安全プログラムというものが教育委員会でもつくられて、学校から寄せられた通学路の安全対策について関係者と協議して改善を図っていくという仕組みができたのはわかっている

ます。しかし、この通学路交通安全プログラムの場合は学校を通さないといけないという形になっているんです。たとえ私個人が、あそこは危ないからなんとかしてほしいと教育委員会に言ってもだめで、学校を通さないだめだというので、校長まで頼みに行かないとだめなのか思ったりするくらい、そういう仕組みになっています。そうでない場合はどうなるかと聞いたら普通の町内から上がってくるような交通安全対策のように市民生活部に上げて、そこで交通診断をしてもらえることをやるといういずれかだという話になってしまったんです。

だから、教育委員会に聞いても学校を通さなければ教育委員会では扱わないと言いますので、どうしたらいいのかと思ったんですが、どこかでこれに着手していただきたい。つまり、市民生活部の交通安全のほうで窓口になるのかわかりませんが、そここのところはいずれにしてもいいということまで妥協しますので。要は、今説明をした造道小学校の通学路は、朝の登校時なんかは子どもたちが行列をつくって学校に行くわけです。そこは午前7時半ころに、子どもたちのラッシュになるんですけれども、その列に車が突っ込んだらと思うと心配でなりません。その問題を解決するために、知恵を出していただきたいと思うんです。

例えば、思いつきに過ぎないかもしれませんが、流雪溝を冬の間は利用する人たちは三角のとんがり帽子を持っているんです。それで、流雪溝のふたを開けたところに車がぶつからないようにとんがり帽子を置いたりするんですけども、夏の間その皆さんの御協力をいただいて、あそこの路側帯の内側に並べるとかもしながら何かで運転手の注意を促すというようなことも、今すぐにできるのかなと思います。そういう点で例えばそのこととか、京都府亀岡市で事故があったところでは、歩道部分の全部に違う色を塗って歩道であるということもわかるように、事故後に改善したともいいますので、そういう方法なども取り入れることができるなら取り入れて、子どもの交通安全をしっかりと守っていくように取り組んでいただきたいと思いますが、誰に聞けばいいか。教育委員会でお答えできますか。

○秋村光男委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○石澤幸造教育委員会事務局教育部長 藤原委員の造道小学校の通学路についての御質問にお答えします。

先ほど委員から御紹介のありました通学路交通安全プログラムですが、現在は当方の学務課等でも安全上のお話は承って柔軟に対応しております。安全対策であります。我々としては地域の保護者とか学校と連携を図りながら通学路の安全点検の結果、危険箇所として教育委員会に報告があった箇所につきましては、関係機関による合同点検を行ったり、必要な対策の検討を実施しております。また、警察とか国、県と協議会を設置しまして子どもたちの安全対策に努めており、現在のところ、通学については、地域の方や先生や保護者が交通安全の指導を行い、安全確保のため誘導したりいろいろ安全対策に努めているところであります。

以上でございます。

○秋村光男委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 交通安全プログラムの目的のところには、全国各地で登下校中の児童・生徒の事故が発生しており、特に平成 24 年には死傷者が相次いで発生したことから云々と書かれています。教育委員会も大きな責任を持って、造道の通学路の安全に取り組んでいただきたいと強く求めて終わります。

ありがとうございました。

○秋村光男委員長 以上を持ちまして、本委員会に付託されました議案についての全質疑を終了いたします。

これより、本委員会に付託されました議案の採決の方法についてお諮りいたします。

採決の方法は、まず、議案第 153 号「決算の認定について」、議案第 154 号「決算の認定について」及び議案第 156 号「決算の認定について」の計 3 件について一括してお諮りし、次に、議案第 155 号「剰余金の処分及び決算の認定について」をお諮りしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○秋村光男委員長 御異議なしと認めます。

よって、採決の方法は以上と決しました。

なお、反対が明確な議案については、一括採決いたしたいと思います。

それでは、まず、議案第 153 号「決算の認定について」、議案第 154 号「決算の認定について」及び議案第 156 号「決算の認定について」の計 3 件についてお諮りいたします。

議案第 153 号、議案第 154 号及び議案第 156 号の計 3 件については認定すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○秋村光男委員長 村川みどり委員、何号に御異議がありますか。

○村川みどり委員 議案第 153 号に競輪事業特別会計が入っているので、議案第 153 号に異議があります。

○秋村光男委員長 議案第 153 号について御異議がありますので、起立により採決いたします。

議案第 153 号については、認定すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○秋村光男委員長 起立多数であります。

よって、議案第 153 号については、認定すべきものと決しました。

次に、ただいま決定されました議案第 153 号を除く各案件については、認定すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○秋村光男委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 153 号を除く各案件については、認定すべきものと決しました。次に、議案第 155 号「剰余金の処分及び決算の認定について」お諮りいたします。本案については、剰余金の処分及び決算の認定が 1 つの議案として提出されていることから、原案のとおり可決及び認定すべきかについてお諮りいたします。議案第 155 号については、原案のとおり可決及び認定すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○秋村光男委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第 155 号については、原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審査は全部終了いたしました。

閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、2 日間終始熱心に審査いただきまして、ありがとうございます。

また、理事者の皆様におかれましては、誠意ある答弁をしていただき、本当にお疲れさまでした。

それでは、これをもって決算特別委員会を閉会いたします。

午後 2 時 24 分閉会